

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究

<報告書>

令和3年（2021年）3月



「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究」

報告書概要

「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究」では、放課後児童クラブの第三者評価基準（案）を作成した。

1. 実施体制

【有識者委員会：委員名簿（敬称略）】

氏名	所属
今井 遊子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部 副部長
岡田 賢宏	一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事
尾木 まり（★）	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事
(オブザーバー) 阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官

※五十音順、★は座長

【事務局】

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部

経済政策部 横山 重宏、谷川 香織、丸山 知美

公共経営・地域政策部 喜多下 悠貴、渡邊 優（～2020.12.31）

共生・社会政策部 野田 鈴子

2. 事業の実施内容及び調査結果

(1) 事業の実施内容

①放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するプリテストの実施

令和元年度に実施した放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究（以下「令和元年度調査」という。）で提案された第三者評価基準（案）について、共通評価基準及び内容評価基準のそれぞれの「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」の改善を行い、また、受審促進に向けた方策及び評価の際の留意点等に係る検討を行うために、放課後児童クラブ4か所を対象に、プリテストを実施した。

②放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するヒアリング調査

検討している共通評価・内容評価基準における評価項目及び評価の着眼点・留意点等について、実際に現場で活用できるものにするために、関係団体へのヒアリング調査を実施した。

③放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）の作成

有識者委員会における検討結果や、各種調査結果をもとに、本調査研究の成果として放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）（「評価項目」、「評価の着眼点」、「評価基準の考え方と評価の留意点」）を作成した。

④提言

有識者委員会における検討結果や、各種調査結果をもとに、放課後児童クラブの第三者評価の効果的な実施に向けての提言を作成した。

⑤報告書の作成

有識者委員会における検討結果、各種調査結果、放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）（「評価項目」、「評価の着眼点」、「評価基準の考え方と評価の留意点」）をとりまとめ、報告書を作成した。報告書は事業実施者の公式ホームページにて公表する。

(2) 事業の結果（第三者評価基準（案））

①共通評価基準

作成した共通評価基準の項目は以下の通り。

- | 福祉サービスの基本方針と組織
 - | - 1 理念・基本方針
 - | - 1 -(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。
 - [1] | - 1 -(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I - 2 経営状況の把握

I - 2 -(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I - 2 -(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

I - 2 -(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

I - 3 事業計画の策定

I - 3 -(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I - 3 -(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

I - 3 -(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I - 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。

I - 3 -(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

I - 3 -(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I - 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I - 4 -(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

I - 4 -(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 組織の運営管理

II - 1 管理者の責任とリーダーシップ

II - 1 -(1) 運営主体の責任が明確にされている。

II - 1 -(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

II - 1 -(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II - 1 -(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

II - 1 -(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。

II - 1 -(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

II - 2 福祉人材の確保・育成

II - 2 -(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II - 2 -(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

II - 2 -(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II - 2 -(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II - 2 -(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

II - 2 -(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II - 2 -(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II - 2 -(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 II - 2 -(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

II - 2 -(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II - 2 -(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

II - 3 運営の透明性の確保

II - 3 -(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II - 3 -(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II - 3 -(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II - 4 地域との交流、地域貢献

II - 4 -(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II - 4 -(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II - 4 -(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II - 4 -(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II - 4 -(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II - 4 -(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II - 4 -(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II - 4 -(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

III 適切な福祉サービスの実施

III - 1 利用者本位の福祉サービス

III - 1 -(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

28 III - 1 -(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービスについて共通の理解をもつための取組を行っている。

29 III-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。

31 III-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。【評価外】

III-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。

33 III-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

III-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 III-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。

36 III-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。

40 III-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

III-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。

43 III-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。

III-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。

4 4 III- 2 -(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

4 5 III- 2 -(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。

②内容評価基準

作成した内容評価基準の項目は以下の通り。

A- 1 育成支援

A- 1 -(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

A① A- 1 -(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

A- 1 -(2) 放課後児童クラブにおける育成支援

A② A- 1 -(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

A③ A- 1 -(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

A- 1 -(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

A④ A- 1 -(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

A⑤ A- 1 -(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。

A⑥ A- 1 -(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。

A⑦ A- 1 -(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。

A⑧ A- 1 -(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。

A- 1 -(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

A⑨ A- 1 -(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、可能な限り受入れに努めている。

A⑩ A- 1 -(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

A⑪ A- 1 -(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

A- 1 -(5) 適切なおやつや食事の提供

A⑫ A- 1 -(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。

A⑬ A- 1 -(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。

A- 1 -(6) 安全と衛生の確保

A⑭ A- 1 -(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。

A⑮ A- 1 -(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。

A- 2 保護者・学校との連携

A- 2 -(1) 保護者との連携

A⑯ A- 2 -(1)-① 保護者との協力関係を築いている。

A- 2 -(2) 学校との連携

A⑰ A- 2 -(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。

A- 3 子どもの権利擁護

A- 3 -(1) 子どもの権利擁護

A⑱ A- 3 -(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

(3) 放課後児童クラブの第三者評価の効果的な実施に向けての提言

①法的位置づけ

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法に基づく事業であり、社会福祉法に基づく、第二種社会福祉事業である。同法第78条には、「社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない」と、社会福祉事業者に対し自己評価についての努力義務が規定されている。
- ・ 2014年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号、以下「設備及び運営に関する基準」という。）が公布され、翌2015年3月には、放課後児童クラブの育成支援の充実を図るため、運営に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」という。）が策定された。設備及び運営に関する基準では、放課後児童健全育成事業の一般原則を述べた第5条4で、「放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」と、自己評価の努力義務が規定されている。また、運営指針では、第7章 職場倫理と事業内容の向上 3. 事業内容向上への取り組み （5）運営内容の評価と改善の中で自己評価について以下のように示している。
 - 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
 - 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の

向上に生かす。

- ・ 2015年の子ども・子育て支援新制度の施行を機に、児童福祉法が改正され、市町村は設備及び運営に関する基準に基づく条例を定めることとなった。
- ・ 「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間まとめ（平成30年7月）」では、「3. 放課後児童クラブの今後のあり方（2）質の確保 ①放課後児童クラブに求められるものとして、「放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。（例）自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等」と示されている。
- ・ 放課後児童クラブの職員の配置・資格に係る基準（設備及び運営に関する基準 第10条）については、当該基準が「従うべき基準」であったことにより人材確保が困難、といった地方自治体からの要望を踏まえ、第9次地方分権一括法（令和元年法律第26号）により、令和2年4月1日より「参酌すべき基準」に改正された。このことにより、地域の実情に応じ、市町村が放課後児童支援員に求める資格や配置が一律ではなくなる可能性がある。事業の質を高めるためにも、第三者評価の仕組みを導入する必要性が増している。
- ・ 一方、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究』」において、平成30年度に放課後児童クラブの運営事業者に対して実施されたアンケート調査結果によれば、「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」は1.6%である。現時点では第三者評価を導入している放課後児童クラブは極めて限定期であることが確認されている。
- ・ また、厚生労働省「令和2年（2020年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和2年（2020年）7月1日現在）」によれば、運営内容の定期的な自己評価の実施状況について「自己評価の実施あり」が14,462か所と全体の54.3%（平成30年（2018年）5月1日現在では、12,867か所、50.8%）、運営内容の第三者評価の実施状況について「第三者評価の実施あり」が7,854か所と全体の29.5%（平成30年（2018年）5月1日現在では、6,800か所、26.8%）となっている。両調査の定義が異なる¹が、第三者評価の実施率は低い状況がある。
- ・ こうしたことから、放課後児童クラブにおける第三者評価の実施はこれからというのが

¹ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究』報告書」（平成31年（2019年）3月）では、設問「[第三者による評価]の受審の有無及び枠組み」のうち、選択肢「団体が独自に第三者評価を受審」「指定管理者制度における第三者評価の枠組みで受審」「行政評価における第三者評価の枠組みで受審」「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで受審」「福祉サービス第三者評価の枠組みで受審」「その他」のいずれかを回答。何らかの制度・枠組みに基づく第三者評価の実施状況を把握しているものである。一方で、厚生労働省「令和2年（2020年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和2年（2020年）7月1日現在）」での第三者評価については、設問内容は「運営の内容について第三者評価を導入して、事業内容の向上を図る改善等を実施している」となっている。両者は定義が異なることに留意が必要である。

現状である。そのため、現段階で放課後児童クラブの第三者評価の義務化、努力義務化については、明確な根拠を示すのは難しいが、質の向上等には有効な手法と考えられる。

②評価方法

- 放課後児童クラブにかかる第三者評価については、すでにある福祉サービス第三者評価の枠組みを利用することができるが実行可能かつ有効だと考えられる。福祉サービス第三者評価の枠組みは、既に保育所や社会的養護関係施設、障害者施設、高齢者施設等で実施されている。放課後児童クラブが福祉サービス第三者評価の枠組みを利用するによって、評価機関にとっても、他の分野での評価で得たノウハウを活かすことになり、評価しやすく、また、放課後児童クラブにとっても、質の向上を図るために、どのような準備を行い、効果的に評価を受けるか、理解することができる。
- 一方で、受審への負担感に対する考慮が必要と考えられる。たとえば、放課後児童クラブで受審の準備を担当する職員（放課後児童支援員等）の勤務形態が非常勤の場合、資料作成のための勤務時間をどう補償するかが問題になることが想定される。
- また、放課後児童クラブの運営主体や運営形態の多様性を考慮すれば、たとえば第三者評価の実施・受審の際に、できる限り既存の資料やデータを活用するなどの評価方法の工夫を考えられる。
- 第三者評価の実施については、上記①で示した質の向上の観点からの第三者評価の必要性を踏まえて、複数年に1回の継続的、もしくは定期的な受審が望ましいと考えられる。受審の頻度については、放課後児童クラブでは子どもの在籍期間が最長で6年間であることから、少なくとも6年に1回の実施が考えられる。また、在籍している学年から考えると、約8割が小学1～3年生である（令和2年（2020年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和2年（2020年）7月1日現在）、厚生労働省）ことを踏まえ、概ね3年に1回の受審も考えられる。
- 放課後児童クラブの特徴（多様な運営主体の存在、放課後を中心とする時間帯のみの通所型事業、留守家庭等の小学生を対象としていること、など）を理解した評価者の育成、研修が期待される。

③受審の普及促進

- 放課後児童クラブに関する施策は多様性を包含しつつ、市町村が条例で定める最低基準に沿って各事業所で運営されているところである。市町村にとって、放課後児童クラブに第三者評価が導入されれば、各事業所の運営状況等をより把握しやすくなり、事業の質の向上に役立つことから、第三者評価の受審を推奨するのではないかと思われる。こうした自治体側の考えが、実際に受審につながるような方策検討が期待される。
- 経営基盤が脆弱な放課後児童クラブの運営主体では、第三者評価を受審することには難しさも伴うと考えられる。たとえば、受審のための費用負担の問題が大きいこと等が懸

念される。

- ・こうした課題を踏まえると、たとえば第三者評価受審費用に対する補助制度なども受審促進に役立つと考えられる。
- ・普及促進については、第三者評価の受審の意義が理解されるよう、評価の手順や業務改善策の検討までの一連の取組などを放課後児童クラブに周知していくことも大切である。

④自己評価と第三者評価

- ・自己評価については、実施している放課後児童クラブが徐々に増加している中、設備及び運営に関する基準や運営指針でも取り上げていることからも、引き続き定期的な実施に務めることが望まれる。その際の参考資料として、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」では、自己評価の普及啓発を目的とし、自己評価の考え方並びに放課後児童クラブ運営指針に沿って自己評価チェックリストを作成している。当該自己評価チェックリストについては、2019年に作成されたものであるため、今後国が公表する放課後児童健全育成事業の第三者評価基準における項目に揃えて実施されることが望ましい。
- ・また、福祉サービス第三者評価事業では、第三者評価を受審する際に、自己評価が求められている。自己評価と第三者評価が連動して行われ、放課後児童クラブの質の向上が図られるのが理想的である。こうした相乗効果が発揮されるためには、まずは、運営事業者が自らを評価する視点や事務処理能力等を確保できていることが前提となる。

⑤利用者調査

- ・現在の福祉サービス第三者評価事業の仕組みでは利用者調査は必須ではないが、放課後児童クラブの特性からは、保護者に対する調査は実施する方向で検討されることが望ましい。
- ・子どもに対する調査について、子どもの意見を聞くことは重要と考えられるが、第三者評価に含めることに対しては、特に低学年の場合、客観的な調査方法と結果の担保に課題があることから、慎重な検討をする。
- ・国の実施状況調査等から得られる利用者調査の実施状況が提示されることは、第三者評価が目指す質の向上や利用者本位の福祉につながると考えられる。他の福祉施設・事業での実施状況を踏まえ、特に保護者に対する調査項目案を検討することも期待される。

⑥評価結果の公表、公表結果に基づく改善策

- ・第三者評価の主目的が「サービスの質の向上」と「利用者の選択に資する情報の提供」であることから、結果は公表が前提である。
- ・その際、各放課後児童クラブや自治体のホームページから、評価機関や各都道府県第三

者評価推進組織の公表ホームページにリンクするなどの取組が期待される。

- ・「サービスの質の向上」の視点から考えると、放課後児童クラブの運営の改善のためには、評価結果を踏まえた改善計画書が作成されることによって PDCA サイクルを機能させることが望ましい。

目 次

「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究」報告書概要	i
1. 実施体制	i
2. 事業の実施内容及び調査結果	ii
(1) 事業の実施内容	ii
(2) 事業の結果（第三者評価基準（案））	ii
(3) 放課後児童クラブの第三者評価の効果的な実施に向けての提言	vii
I. 事業要旨	1
1. 事業の実施目的	1
2. 事業の実施体制	2
(1) 有識者委員会	2
(2) 事務局及び調査等の実施	3
3. 事業内容	4
(1) 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するプリテストの実施	4
(2) 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するヒアリング調査	4
(3) 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）の作成	5
(4) 提言	5
(5) 報告書の作成	5
II. 事業目的	6
III. 放課後児童クラブにおける第三者評価作成作業	8
1. 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するプリテスト	8
(1) プリテストの実施概要	8
(2) プリテストの結果概要	10
2. 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するヒアリング	12
(1) 実施概要	12
(2) 実施結果	12
IV. 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）	14
1. 共通評価基準	14
2. 内容評価基準	111
V. 放課後児童クラブの第三者評価の効果的な実施に向けての提言	153
1. 法的位置づけ	153
2. 評価方法	154
3. 受審の普及促進	155
4. 自己評価と第三者評価	155
5. 利用者調査	156

6.	評価結果の公表、公表結果に基づく改善策	156
VI.	参考資料 プリテスト結果等	157
1.	プリテスト結果	157
(1)	共通評価基準 事前チェックシート回答一覧	157
(2)	内容評価基準 事前チェックシート回答一覧	165
2.	プリテスト時に得られた意見	170
(1)	共通評価基準 議事概要一覧	170
(2)	内容評価基準 議事概要一覧	184
(3)	受審促進等 議事概要一覧	196

I. 事業要旨

1. 事業の実施目的

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会「中間とりまとめ」（平成 30 年 7 月）では、放課後児童クラブの質の確保という点で第三者評価の実施が重要な視点であるという指摘がなされている。

放課後児童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて、国では放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、放課後児童クラブ運営指針及び解説書等を整備してきたところである。他方、第三者評価については、各自治体や放課後児童クラブ運営事業者等によって任意に行われている。令和 2 年（2020 年）7 月 1 日現在の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果によると、運営内容の実施状況について「第三者評価の実施有り」と回答した放課後児童クラブは 29.5% となっている。

また、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」の中で実施された、自治体及び放課後児童クラブ運営事業者に対するアンケート調査結果によれば、「第三者評価」の内容・方法は、福祉サービス第三者評価、行政評価や指定管理者制度における第三者評価、自治体や運営事業者独自の第三者評価など、そのあり方も様々である。

こうした状況を踏まえて、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究」では、放課後児童クラブにおける第三者評価について、作成方針を定め、放課後児童クラブにおける第三者評価基準（共通評価基準、内容評価基準）に係る判断基準、及び、評価の着眼点の案作成を行った。

令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究」では、前年度（令和元年度）に作成した放課後児童クラブにおける第三者評価基準（共通評価基準、内容評価基準）に係る判断基準、及び、評価の着眼点の案を元に、評価基準の考え方と評価の留意点の案の作成、判断基準、評価の着眼点の案とともに実際の放課後児童クラブを対象とした第三者評価のプリテスト（試行調査）の実施、及び、プリテストの結果を踏まえた第三者評価基準全体の精査と最終案の作成を目的とした。また、第三者評価を効果的に実施するための提言も行うこととした。

2. 事業の実施体制

(1) 有識者委員会

本事業においては、放課後児童クラブにおける第三者評価基準の項目案について放課後児童クラブでのプリテスト等の検討を行い、評価項目の精度の更なる向上を目的に有識者委員会を設置した。

<委員名簿（敬称略）>

氏名	所属
今井 遊子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 政策企画部 副部長
岡田 賢宏	一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事
尾木 まり (★)	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
水野 かおり	一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事
(オブザーバー) 阿南 健太郎	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官

※五十音順、★は座長

<開催経緯>

■有識者委員会

開催状況	議題
第1回 (令和2年9月8日)	(1) 事業実施計画について (2) 放課後児童クラブ第三者評価のプリテスト実施について (3) 放課後児童クラブ第三者評価（内容評価基準）について
第2回 (令和2年10月16日)	(1) 放課後児童クラブ第三者評価のプリテスト実施について (2) 内容評価基準項目の精査について (3) 第三者評価実施に向けての論点について (4) 今後の進め方について

開催状況	議題
第3回 (令和2年11月2日)	(1) 放課後児童クラブ第三者評価のプリテスト実施状況について (2) 内容評価基準項目の精査について (3) 第三者評価実施に向けての論点について (4) 今後の進め方について
第4回 (令和2年12月16日)	(1) 放課後児童クラブ第三者評価のプリテスト実施結果について (2) 基準項目の精査について (3) 今後の進め方について
第5回 (令和2年12月28日)	(1) 放課後児童クラブ第三者評価 内容評価基準項目について (2) 放課後児童クラブ第三者評価 共通評価基準項目について (3) 今後の進め方について
第6回 (令和3年1月15日)	(1) 放課後児童クラブ第三者評価 内容評価基準項目について (2) 放課後児童クラブ第三者評価 共通評価基準項目について (3) 今後の進め方について
第7回 (令和3年2月19日)	(1) 放課後児童クラブの第三者評価の効果的な実施に向けての提言について (2) 報告書構成案について

(2) 事務局及び調査等の実施

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部

経済政策部 横山 重宏、谷川 香織、丸山 知美

公共経営・地域政策部 喜多下 悠貴、渡邊 倫（～2020.12.31）

共生・社会政策部 野田 鈴子

3. 事業内容

(1) 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するプリテストの実施

令和元年度に実施した「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究」（以下、「令和元年度調査」とする）で提案された第三者評価基準（案）について、共通評価基準及び内容評価基準のそれぞれの「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」の改善を行い、また、受審促進に向けた方策及び評価の際の留意点等に係る検討を行うために、放課後児童クラブ4か所を対象に、プリテストを実施した。

なお、プリテストは福祉サービス第三者評価に精通する評価者が実際に訪問し質問を行った。

プリテスト実施概要（対象、実施項目、実施月）及び評価者は以下の通りである。

プリテスト実施概要（受審者：放課後児童クラブ）

NO	対象	実施項目	実施月
1	A 放課後児童クラブ	共通評価基準・内容評価基準	令和2年11月
2	B 放課後児童クラブ	内容評価基準のみ	令和2年11月
3	C 放課後児童クラブ	共通評価基準・内容評価基準	令和2年12月
4	D 放課後児童クラブ	共通評価基準・内容評価基準	令和2年12月

評価者

岡田 賢宏 氏（一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事）

市川 里美 氏（一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 正会員）

仲野 小百合 氏（一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 正会員）

(2) 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するヒアリング調査

検討している共通評価・内容評価基準における評価項目及び評価の着眼点・留意点等について、実際に現場で活用できるものにするために、放課後児童クラブの関係団体にヒアリング調査を実施した。なお、調査方法については、新型コロナウィルス感染症の影響を考慮し書面にて行った。調査実施概要（抽出の視点、対象、実施月）は以下の通りである。

ヒアリング調査実施概要（有識者）

抽出の視点	対象	実施月
放課後児童クラブの保護者、放課後児童支援員等、運営者	佐藤 愛子氏（全国学童保育連絡協議会 事務局次長） 千葉 智生氏（全国学童保育連絡協議会 事務局次長）	令和3年1月

(3) 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）の作成

有識者委員会における検討結果や、各種調査結果をもとに、放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）（「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」）を作成した。

(4) 提言

有識者委員会における検討結果や、各種調査結果をもとに、放課後児童クラブの第三者評価の効果的な実施に向けての提言を作成した。

(5) 報告書の作成

有識者委員会における検討結果、各種調査結果、放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）（「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」）をとりまとめ、報告書を作成した。報告書は事業実施者の公式ホームページにて公表する。

II. 事業目的

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）は、2020年7月1日現在、全国に26,625か所（前年比744か所増）あり、登録児童数は1,311,008人（前年比11,701人増）である。利用できなかった待機児童数は15,995人（前年比2,266人減）にのぼり、量的整備と同時に質的向上が課題とされている。

放課後児童クラブは地域の実情に応じて多様に展開されてきた歴史が長く、実施場所や運営形態の多様性を包み込む政策が長く取られてきた経緯がある。2015年の子ども・子育て支援新制度（2015年4月施行）を機に、児童福祉法が改正され、市町村は放課後児童クラブの設備及び運営について、条例で基準を定めることとなり、2014年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号、以下「設備及び運営に関する基準」という。）が公布された。翌2015年3月には、放課後児童クラブの育成支援の充実を図るため、運営に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」という。）が策定された。運営指針の内容は、放課後児童支援員研修や資質向上研修、子育て支援員研修等を通じて、全国の放課後児童クラブへの浸透が目指されているところであるが、運営指針に書かれた基本的事項を理解し、運営指針に基づき各放課後児童クラブが創意工夫を図れるようにすることを目的とし、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（以下「運営指針解説書」という。）が2017年3月に発行されている。

設備及び運営に関する基準では、国並びに市町村が常に最低基準を向上させる努力義務に触れた上で、「放課後児童健全育成事業者が最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない」（第4条1）とし、放課後児童健全育成事業者に対して設備及び運営を向上させる義務を課している。さらに、放課後児童健全育成事業の一般原則を述べた第5条4では、「放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」と、自己評価の努力義務が規定されている。

放課後児童クラブの事業内容の向上を目的として、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」において、放課後児童クラブが実際に自己評価を行うことを支援するために、自己評価（自己チェック）の考え方を示した「自己チェックリストの作成」を作成した。本自己チェックリストは、運営指針、及び運営指針解説書に沿って作成されている。

設備及び運営に関する基準、運営指針、運営指針解説書では、第三者評価については実施を求めておらず、各自治体や放課後児童クラブ運営事業者等によって任意に行われている状況にある。令和2年（2020年）7月1日現在の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果によると、運営内容について「第三者評価の実施有り」と回答した放課後児童クラブは29.5%となっている。また、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」の中で実施さ

れた、自治体及び放課後児童クラブ運営事業者に対するアンケート調査結果によれば、「第三者評価」の内容・方法は、福祉サービス第三者評価、行政評価や指定管理者制度における第三者評価、自治体や運営事業者独自の第三者評価など、そのあり方も様々である。

社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会「中間とりまとめ」(平成30年7月)では、放課後児童クラブの質の確保という点で第三者評価の実施が重要な視点であるという指摘されていることを受けて、令和元年度調査、及び本調査研究では、放課後児童クラブにおける第三者評価基準(案)を作成することを目的とした。放課後児童クラブの第三者評価基準(案)の作成に当たっては、共通評価基準については、他の福祉サービス領域における第三者評価の現状やあり方を踏まえ、「「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」(子発0326第10号 社援発0326第7号 老発0326第7号 平成30年3月26日)の共通評価基準をベースにしつつ、「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」について必要に応じて放課後児童クラブの実態を踏まえて追加・削除、表現の修正を行うこととした。内容評価基準については、運営指針、運営指針解説書、及び放課後児童クラブの実態にあわせて「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」を作成することとした。

なお、本調査研究では、令和元年度調査で提案された第三者評価基準(案)について、まず、共通評価基準及び内容評価基準のそれぞれの「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」の改善を行うこととした。その上で、受審促進に向けた方策及び評価の際の留意点等に係る検討を行うために、共通評価基準、内容評価基準のいずれについても、実際の放課後児童クラブに対する第三者評価のプリテスト(試行実施)を行い、評価結果、及びプリテストの受審者、評価者からの意見を踏まえて、第三者評価基準(案)を精査・修正し、最終的な案を作成した。さらに、今後、第三者評価を効果的に実施していくことが必要との観点から、第三者評価の法的位置づけ、評価方法、受審の普及促進等の点について提言を行うこととした。

III. 放課後児童クラブにおける第三者評価作成作業

1. 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するプリテスト

（1）プリテストの実施概要

①実施目的

令和元年度調査で提案された第三者評価基準（案）について、「共通評価基準」及び「内容評価基準」のそれぞれの「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」の改善を行い、また受審促進に向けた方策及び評価の際の留意点等に係る検討を行うことを目的とした。

②実施方法

1)事前チェックシートによる紙面調査

各放課後児童クラブには訪問調査を実施する前に令和元年度調査で提案された第三者評価基準（案）について、「共通評価基準」及び「内容評価基準」の内容に沿って作成した「事前チェックシート（共通評価基準・内容評価基準）」での自己評価を依頼した。

事前チェックシート（内容評価基準 抜粋）		
自己評価結果表【タイプA】（放課後児童クラブ）		
内容評価基準		
A-1 育成支援の内容		
A-1-(1) 放課後児童クラブにおける育成支援の基本		
①	A-1-(1)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。 <input type="checkbox"/> 入所当初等、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるように工夫している。 <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら、子どもに理解を促している。 <input type="checkbox"/> 連絡帳や保護者の迎えの際の連絡等を通して、子どもの様子を日常的かつ継続的に保護者に伝えている。	自己評価結果
【判断した理由・特記事項等】		

事前チェックシートへの記入方法は、記載された評価項目ごとに、「評価の着眼点」を踏まえた「自己評価」とした。評価基準は以下の通り。

- a 評価： より良い福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際の目安とする状態
- b 評価： a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、a に向けた取組みの余地がある状態
- c 評価： b 以上の取組みとなることを期待する状態

また、自己評価の際に評価した理由・特記事項等を「判断した理由・特記事項等欄」への記載を依頼した。併せて「評価の着眼点」について、該当する項目に「○」をつけてもらつた。

2)訪問調査

訪問調査では、事前チェックシートに基づき、福祉サービス第三者評価事業に精通する評価者より質問を行つた。

訪問調査では、「評価項目」「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」の記載内容や、評価の進め方（準備～受審、結果の活用まで）について、改善すべき事項等について聞き取りを行つた。

大項目		聞き取り項目
第三者評価の改善にあたつての視点・論点	共通評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個々の評価項目、評価の着眼点の表現について <ul style="list-style-type: none"> ● 新規項目および表現を修正した項目についてわかりづらい点はないか ● 放課後児童クラブ側にとってなじみのない表現はないか ● 1つの設問で2つの側面をたずねるダブルバーレル式設問になつてゐる項目はないか ● 評価基準を満たすための書類・データの準備・整理に大きな負荷がかかる項目はないか ■ 評価項目数について <ul style="list-style-type: none"> ● 実際に評価をする上での現場の負担として、45項目は妥当か ● 項目数が多い場合、減らしてもよいと思われる項目はあるか ■ 評価の基準について <ul style="list-style-type: none"> ● 各評価項目について、評価基準が明確になっているか ● 明確でない場合、どのような基準が考えられるか ■ 公営の場合の評価方法について <ul style="list-style-type: none"> ● 公営の立場から、評価が困難な項目はないか ● 困難な場合、どのような補足があれば評価が可能となるか
	内容評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 評価の着眼点について <ul style="list-style-type: none"> ● 評価者が判断する際に曖昧さを感じる箇所はないか。 ● 評価者が何に基づき判断すればよいか不明確さを感じる箇所はないか。 ● 評価者及び被評価者にとってなじみのない表現はないか。 ● 被評価者の性質や規模等によって受け取る意味が異なる表現はないか。 ■ 評価基準の考え方と留意点について <ul style="list-style-type: none"> ● 「目的」に記載すべき項目 ● 「趣旨・解説」に記載すべき項目 ● 次の観点から、「評価の留意点」に記載すべき項目（「評価の着眼点」に含めるまでの内容ではないが、留意する必要があるもの／実際に評価を行う際に参照すべき書類や場面、確認事項／評価の着眼点で用いられる用語等の補足・具体例の提示など／放課後児童クラブの多様性に鑑みて評価することを評価者に留意させるもの／評価項目間の相互参照関係／等）
第三者評価の受審促進にあたつての視点・論点	<ul style="list-style-type: none"> ● 受審促進に向けた課題、必要な支援策（コスト面、人材面、スケジュール面／等）について ● 自己評価・独自の第三者評価など既に実施している評価との関連性・相乗効果について ● 利用者アンケート調査の実施の意義・役割、実施方法について 	

③実施対象

プリテストの調査対象は、4か所とした。なお、プリテスト協力先の放課後児童クラブの選定にあたっては、放課後児童クラブの多様性を鑑み、以下の3つの項目のバランスを考慮して選定を行うこととしたが、地域に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して「東京都及び隣接県」を対象として実施対象先の選定を行った。

- ① 運営主体（社会福祉法人、運営委員会方式、特定非営利活動法人／等）
- ② 地域（東京都及び隣接県）
- ③ 自己評価・第三者評価の実施・受審経験の有無

（2）プリテストの結果概要

プリテストは以下の通り実施した。B放課後児童クラブに関しては保護者会方式での運営であり、調査への負担が懸念されたことから、内容評価基準のみのプリテストを行った。

	実施日時	実施内容
A 放課後児童クラブ (社会福祉法人)	11月6日（金） 10時～16時	共通評価基準 内容評価基準
B 放課後児童クラブ (保護者会運営方式)	11月25日（水） 12時～14時	内容評価基準
C 放課後児童クラブ (社会福祉法人)	12月1日（火） 10時～15時	共通評価基準 内容評価基準
D 放課後児童クラブ (特定非営利活動法人)	12月4日（金） 10時～15時	共通評価基準 内容評価基準

訪問調査を行った評価者からは、共通評価基準、内容評価基準及び受審に関して主に以下の指摘があった。

（1）共通評価基準について

- ・クラブの管理者の立場により、判断できない項目が散見されたため、法人（あるいは任意団体）の取り組みとして自己評価が可能であることを、示した方がよいと思われる。あるいは、いくつかの共通評価基準を任意項目として位置づけることで省略できる等の配慮が必要と思われる。

（2）内容評価基準について

- ・「A-1-(5)-②衛生に関する環境を整備している。(新：A-1-(6)-②衛生管理に関する取組を適切に行っている。)」については、どのクラブでも評価項目と着眼点に違和感を覚えている様子が見受けられた。子どもへの取り組みなのか、事業所としての取り組みなのか、2重の設問内容となっていると感じた。そのため、評価項目の文言

修正と着眼点の削除が必要と考える。また、「A-1-(4)-① 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供している。(新:A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。)」に関しても、「栄養面や活力面」「ゆったりとした」等の文言に難しさを感じるクラブが多いと思われた。さらに、設備(建物)や環境面の違いにより、判断が厳しくなる現状もあると思われるため、着眼点の表現に工夫が必要と感じた。

(3) 訪問調査の進め方について

- ・ インタビューは午前10時からスタートして子どもが通い始める14時過ぎまでに終了する必要があると思われる。その場合、標準的な訪問調査日数を1.5日あるいは2日間設けること等を予め決めた方がよいと思われる。

(4) その他

- ・ 今回、見学を実施したのは1か所のみだったが、見学上の留意点についても予め決めた方がよいと思われる。
- ・ すべてのクラブで、過去に自己評価を実施しており、第三者評価についても、3か所が法人内のクラブで順番を決めて受審している状況だったため、評価基準の文言そのものの理解は比較的スムーズだったと思われる。
- ・ 過去に受審したクラブからは、評価機関や評価調査者によって評価結果に差が出ている(厳しいところもあれば、甘いところもある。放課後児童クラブの役割を知らない、インタビューの時に傾聴できない、自分の価値観や主觀で話を進める・判断する等)との意見があった。

2. 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）に対するヒアリング

（1）実施概要

有識者委員会で検討した内容評価基準における評価項目及び評価の着眼点・留意点等について、実際に現場で活用できるものにするために、放課後児童クラブの関係団体である全国学童保育連絡協議会へのヒアリング調査（書面回答）を実施した。

（2）実施結果

以下では、内容評価基準案の各項目についていただいた意見のうち、主なものを記載する。

項目	意見
A① A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	<ul style="list-style-type: none">趣旨・解説に、「放課後児童クラブ運営指針」には、「専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65m²以上を確保することが求められる」とされていることについて追加してはどうか。体調の悪いとき等に活用できるスペースについて、気分転換も目的として追加してはどうか。
A② A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	<ul style="list-style-type: none">趣旨・解説に、「子どもが発達段階に応じて主体的に遊び、生活できることが、自ら進んで放課後児童クラブに通い続けることにつながる」という内容を追加してはどうか。
A③ A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	<ul style="list-style-type: none">評価の着眼点に、「子どもの来所時には、子どもが安心できるよう迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握している」および「子どもの所在が把握できない場合の対応として、日常から地域、関係機関との連携を図っている」という内容を追加してはどうか。
A④ A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	<ul style="list-style-type: none">評価の着眼点「子どもが集団の中での過ごし方について自分自身で考えられるように工夫している」について、「その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることが保障される」という内容を追加してはどうか。趣旨・解説について、「子どもの状態を見ながら」過ごし方を考えていくことが望まれるという内容を追加してはどうか。
A⑤ A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	<ul style="list-style-type: none">趣旨・解説での健康や衛生に関する事例として、「水分補給」も追加してはどうか。

項目	意見
A⑥ A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	<ul style="list-style-type: none"> 評価の着眼点に、「児童期の遊びと発達について理解し、子どもが発達段階に応じて主体的に遊ぶことで得られる充実感の重要性と、子どもが遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともあることを理解している」という内容を追加してはどうか。 趣旨・解説に、「その時々の子どもの体調や気分によって、一人で過ごすなど、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることも保障されることが望まれる」という内容を追加してはどうか。
A⑪ A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨・解説の「家庭での養育について特別の支援が必要な状況」に関して、「外国籍などの文化の違いから起因するものも含める」という内容を追加してはどうか。 評価の留意点で、課題の具体例を示してはどうか。
A⑫ A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	<ul style="list-style-type: none"> 評価の着眼点「子どもたちの状態等を考慮し、おやつの内容を工夫している」について、「発達過程にある子どもの成長に合わせて」という内容を追加してはどうか。 趣旨・解説に、おやつは文化にふれるなどの面もあることを追加してはどうか。
A⑬ A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 評価の留意点に、「食中毒防止のための、台所等の衛生を保つ、食品管理、服装等の点検項目が日々実践されているか確認する」という内容を追加してはどうか。
A⑭ A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 評価の着眼点に、「子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図っている」という内容を追加してはどうか。
A⑮ A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	<ul style="list-style-type: none"> 評価の着眼点に、「児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進している」という内容を追加してはどうか。

IV. 放課後児童クラブにおける第三者評価基準（案）

1. 共通評価基準

次頁以降の通り、放課後児童クラブにおける第三者評価「共通評価基準」（案）を作成した。

放課後児童クラブ第三者評価 共通評価基準

目次

I 福祉サービスの基本方針と組織

I -1 理念・基本方針

I -1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

- [1] I -1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 1

I -2 経営状況の把握

I -2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

- [2] I -2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 4
[3] I -2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 6

I -3 事業計画の策定

I -3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

- [4] I -3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 8
[5] I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 10

I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

- [6] I -3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 12
[7] I -3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 14

I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I -4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

- [8] I -4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 16
[9] I -4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 18

II 組織の運営管理

II -1 管理者の責任とリーダーシップ

II -1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。

- [10] II -1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 20
[11] II -1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 22

II -1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

- [12] II -1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 24
[13] II -1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 26

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

- | | | |
|----|--|----|
| 14 | II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。..... | 28 |
| 15 | II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。..... | 30 |

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

- | | | |
|----|---|----|
| 16 | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。..... | 32 |
|----|---|----|

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

- | | | |
|----|---|----|
| 17 | II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。..... | 34 |
| 18 | II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。..... | 36 |
| 19 | II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。..... | 38 |

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

- | | | |
|----|---|----|
| 20 | II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。..... | 40 |
|----|---|----|

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

- | | | |
|----|--|----|
| 21 | II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。..... | 42 |
| 22 | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。..... | 44 |

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

- | | | |
|----|--|----|
| 23 | II-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。..... | 47 |
| 24 | II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。..... | 49 |

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

- | | | |
|----|--|----|
| 25 | II-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。..... | 51 |
|----|--|----|

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

- | | | |
|----|--|----|
| 26 | II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。..... | 53 |
| 27 | II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。..... | 55 |

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

- | | | |
|----|--|----|
| 28 | III-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービスについて共通の理解をもつための取組を行っている。..... | 58 |
| 29 | III-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。..... | 60 |

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	
30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。.....	62
31 III-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。.....	64
32 III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。【評価外】.....	66
III-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。	
33 III-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。.....	67
III-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。.....	69
35 III-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。.....	71
36 III-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。.....	73
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
37 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。.....	75
38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。.....	77
39 III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。.....	79
III-2 福祉サービスの質の確保	
III-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。	
40 III-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。.....	81
41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。.....	83
III-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。	
42 III-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。.....	85
43 III-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。.....	87
III-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。	
44 III-2-(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。.....	89
45 III-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。.....	91

【全体を通じての留意点】

■運営主体とは

- 本評価基準における「運営主体」とは、放課後児童クラブを実質的に管理・運営する責任者(事業の責任者等)を指します。
- 放課後児童クラブの運営にあたっては、地域の実情に応じて多様な主体や形態が存在することをふまえ、運営主体に関する取組を評価します。
- 放課後児童クラブにおいては、保護者会運営方式等、保護者が運営主体となることもある点に留意が必要です。

■職員とは

- 本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは放課後児童支援員、補助員等の職種を問わず、組織に雇用されるすべての職員を指します。

■公立公営として設置される放課後児童クラブの評価方法

- 公立公営として設置される放課後児童クラブについては、運営主体に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方方に沿った具体的な取組を評価します。

■放課後児童クラブの立地特性について

- 放課後児童クラブは、学校内に設置されている場合、児童館に設置されている場合、その他公的施設等に設置している場合等、多様な実態があります。評価を行う際は、その放課後児童クラブの立地特性を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方方に沿った具体的な取組を評価します。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 放課後児童クラブの理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が放課後児童クラブ内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
- 理念は、放課後児童クラブが実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた放課後児童クラブの使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、放課後児童クラブの理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、放課後児童クラブの使命や役割を反映した理念、これにもとづく福祉サービス提供に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。

○放課後児童クラブには、子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

○福祉サービスの提供や経営の前提として、放課後児童クラブの目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、福祉サービスを提供する放課後児童クラブの理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。

○理念は、放課後児童クラブにおける事業経営や福祉サービス提供の拠り所であり、基本の考え方になります。また、放課後児童クラブのめざすべき方向性を内外に示すものもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。

○基本方針は、理念に基づいて放課後児童クラブの子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準(行動規範)としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。

○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、福祉サービスへの具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する福祉サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、組織に対する安心感や信頼にもつながります。

○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。

○理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。

○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、放課後児童クラブの理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。

【職員の理解】

- 理念や基本方針は、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

【子どもや保護者等への周知】

- 理念や基本方針は、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

(3) 評価の留意点

- 複数の放課後児童クラブ等を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各放課後児童クラブの実情に応じて放課後児童クラブごとに理念を掲げていても構いません。

- 放課後児童クラブによっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置づけています。

- 職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

- 子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。子どもや保護者等に対しては、職員に対する方法とは違った工夫も求められます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 利用者数・利用者像等、放課後児童クラブのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、放課後児童クラブが位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に放課後児童クラブのコスト分析や放課後児童クラブ利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、事業経営の基本として、事業経営をとりまく環境と放課後児童クラブの経営環境が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブにおいては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子ども・保護者等に良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、放課後児童クラブが位置する地域での福祉に対する需要の動向、利用者数・利用者像の変化、放課後児童クラブのニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○放課後児童クラブの経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえでも欠かせません。実施する福祉サービスの内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行なうことが求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また放課後児童クラブにおける経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況について継続的に確認・評価しているかどうかを確認します。

○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている必要があります。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-①」で評価します。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析を行っている場合、その取組を評価します。

3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○ I -2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。

○経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や運営主体が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。

○経営状況や経営課題については、役員(理事・監事等)間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

○経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。

○評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で経営課題を解決するための取組を行っている場合、その取組を評価します。

○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合(I -2-(1)-①)が「c」評価の場合)は、「c」評価とします。

○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I -3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していないく、十分ではない。
- c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

□ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。

□ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

□ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

□ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの中・長期」とは3~5年を指すものとしています。

○中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

【中・長期の事業計画】

○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。実施する福祉サービスの更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標(ビジョン)を明確にし、その目標(ビジョン)を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

○中・長期計画については、以下を期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にする。
- ii) 明確にした目標(ビジョン)に対して、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標(ビジョン)を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

○中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。

○収支計画の策定にあたっては、子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については放課後児童クラブの増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき放課後児童クラブの全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で中・長期計画の策定を行っている場合、その取組を評価します。

5 I -3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、①中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が、単年度の計画(単年度の事業計画と単年度の収支計画)に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○単年度の計画(単年度の事業計画と単年度の収支計画)は、当該年度における具体的な事業、福祉サービス提供等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが不可欠です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支計画が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について運営主体から聴取して確認します。

○中・長期計画が策定されていない場合(I-3-(1)-①が「c評価」の場合)は、「c」評価とします。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で単年度の事業計画の策定を行っている場合、その取組を評価します。

I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I -3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画(中・長期計画と単年度計画)の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業計画(中・長期計画と単年度計画)は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。

○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子どもや保護者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員、子どもや保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者、地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(3) 評価の留意点

○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度(次期)の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。
中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で取組を行っている場合、その取組を評価します。

7 I -3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業計画は、子どもへの福祉サービスの提供に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

○事業計画の主な内容とは、福祉サービスの提供、施設・設備を含む環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

○子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

○子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

○外国籍の子どもや保護者等、配慮が必要な子どもや保護者に対しては、ていねいにわかりやすく説明することも求められます。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で取組を行っている場合、その取組を評価します。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく放課後児童クラブの質の向上に関する取組を実施している。
- 放課後児童クラブの内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、放課後児童クラブの質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブの質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、放課後児童クラブが自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

○放課後児童クラブの質の向上は、P(Plan・計画策定)→D(Do・実行)→C(Check・評価) →A(Act・見直し)のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、放課後児童クラブの質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。

○放課後児童クラブにおいては、計画策定(P)→実行(D)にとどまり、評価(C)が十分になされていないことが課題とされています。放課後児童クラブの質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価や第三者評価基準にもとづく自己評価を活用することが考えられます。

○自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく放課後児童クラブの質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。

○放課後児童クラブの内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、組織としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。

○放課後児童クラブの質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、この後の各評価基準で示した事項が総合的、継続的に実施されることを通じて実現されるものです。

○本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に放課後児童クラブの質の向上に取組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や各評価基準において明らかになる必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

○日常的な放課後児童クラブの質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく放課後児童クラブの質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。

○例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で取組を行っている場合、その取組を評価します。

9 I -4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a)評価結果を分析し、明確になった組織として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b)評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c)評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を組織がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。

○改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行なうことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

○改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。

○中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、法人本部で取組を行っている場合、その取組を評価します。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

【判断基準】

- a) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

運営主体は、自らの放課後児童クラブの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。

運営主体は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。

運営主体は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。

平常時のみならず、有事(災害、事故等)における運営主体の役割と責任について、責任者不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、運営主体が放課後児童クラブの経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○運営主体は、放課後児童クラブの経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い福祉サービスの実現に役割と責任を果たすことが求められます。

○運営主体が、放課後児童クラブをリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員の信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い福祉サービスの実施や、効果的な経営管理は、運営主体だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、運営主体の要件といえます。

○放課後児童クラブの事業経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事(災害、事故等)における運営主体の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。

○「運営主体」とは、放課後児童クラブを実質的に管理・運営する責任者(事業の責任者等)を指しますが、法人の経営者に対しても、同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

○運営主体の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において表明するなど、組織内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 運営主体は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 運営主体は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
- 運営主体は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 運営主体は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 運営主体は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準については、運営主体が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることの双方を評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブは、福祉サービスを提供する組織として、法令等を遵守した事業経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、放課後児童クラブの理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むもので

す。

○運営主体は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。

○また、放課後児童クラブにおける法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。

○放課後児童クラブにおいて、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

○運営主体の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、放課後児童クラブの責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることの双方を総合的に評価します。

○放課後児童クラブとして遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a)運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b)運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c)運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 運営主体は、実施する放課後児童クラブの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 運営主体は、放課後児童クラブの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 運営主体は、放課後児童クラブの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、運営主体が放課後児童クラブの質の向上に関する組織の課題を正しく理解したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブの質の向上において、運営主体の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。

○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。

○運営主体は、理念や基本方針を具体化する観点から、放課後児童クラブの質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(3) 評価の留意点

○運営主体が放課後児童クラブの質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a)運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b)運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c)運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

【評価の着眼点】

- 運営主体は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 運営主体は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 運営主体は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 運営主体は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、運営主体が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○運営主体は、経営資源を有効に活用して、放課後児童クラブの理念・基本方針を具現化した質の高い福祉サービスの実現を図る必要があります。

○理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。

○経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な放課後児童クラブの実施には不可欠となります。

○運営主体は、放課後児童クラブの将来性や継続性や経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。

(3) 評価のポイント

○運営主体の自らの取組とともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる取組の双方を、具体的な取組によって総合的に評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a)組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b)組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c)組織が目標とする放課後児童クラブの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 放課後児童支援員の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- 放課後児童クラブとして、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材や人員体制について、組織として具体的な計画をもって、取組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○理念・基本方針や事業計画を実現し、放課後児童クラブの質を確保するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。

○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の理念・基本方針や事業計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていな場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。

○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該組織に関する具体的な考え方や取組を評価します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

【評価の着眼点】

- 放課後児童クラブの理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているか評価します。

(2) 趣旨・目的

○放課後児童クラブにおける人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発(育成)、活用(採用・配置)、処遇(報酬等)、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事(人材)マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・放課後児童クラブの理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発(育成)…目標管理制度、教育・研修制度(OJT 等を含む)
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇(報酬等)…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員待遇の水準(賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等)については、地域性、放課後児童クラブの特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり=キャリアパス(昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会(研修等)等)の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程(基準)等については、書面で確認します。

○小規模な放課後児童クラブについては、放課後児童クラブの規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人(複数の福祉施設・事業所を経営する法人)における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な放課後児童クラブを評価するものではありません。

○能力開発(育成)における、目標管理制度については II-2-(3)-①、教育・研修制度については II-2-(3)-②、③で評価します。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した取組を行っている。
- 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブの内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること=働きやすい職場づくりに取組むことが求められます。

○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。

○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策(メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応)、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。

○福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児・介護休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価します。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば運営主体に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、組織の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○目標管理制度は、放課後児童クラブの理念・基本方針をはじめとする放課後児童クラブの全体目標や部門(チーム)、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。

○職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、放課後児童クラブを実施するためのものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組もあります。

○目標管理では、前提として「期待する職員像」(放課後児童クラブの理念・基本方針、福祉サービスの目標等の実現を目指す人材像の定義)や理念・基本方針等を踏まえた、放課後児童クラブの全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門(チーム)、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

○設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。

○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、放課後児童クラブや部門(チーム)の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。

○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、運営主体等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。

○中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。

○評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程(基準)等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a)組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b)組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c)組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 組織が目指す放課後児童クラブを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している放課後児童クラブの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。

○放課後児童クラブの質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。

○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めていきます。

○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。

○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

○組織が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。

○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、放課後児童クラブの質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。組織として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。

○組織が実施する放課後児童クラブ全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。

○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして放課後児童クラブの取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- さまざまな職員が参加して、事例検討を実施している。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施されることなどが必要です。

○放課後児童クラブに関わるニーズの複雑化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○放課後児童クラブにおいて、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(3) 評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書(職員別研修履歴等)で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、放課後児童クラブにおいて企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関する専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の福祉サービスに関する専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の福祉サービスの専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、福祉サービスに関する専門職の研修・育成への協力は、放課後児童クラブの社会的責務の一つです。地域の特性や事業所の種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入が行われている必要があります。

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、子育て支援員、児童厚生員、保育士、社会福祉士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生や、学生等のインターン研修等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習(教育・研修)内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等(教育・研修の実施主体・派遣機関等)との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

○複数の放課後児童クラブを経営する法人などで、放課後児童クラブ以外の事業がある場合、放課後児童クラブにおける実習生等の受入れに関する取組について評価します。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報を公表していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、放課後児童クラブの理念や基本方針、提供する育成支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 放課後児童クラブにおける地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- 放課後児童クラブの理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、放課後児童クラブの存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブにおいては、実施する福祉サービスを必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。

○社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。

○放課後児童クラブの事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。

○放課後児童クラブに対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公表などの放課後児童クラブの質の向上に関わる取組をはじめ、各クラブの特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、放課後児童クラブのホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。

○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a)公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b)公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c)公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 放課後児童クラブの事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスに関わる放課後児童クラブにおいては、質の高い福祉サービスを実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、福祉サービスを提供する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○放課後児童クラブの経営・運営は、福祉サービスの提供及び、業務執行に関する「内部統制」=事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、放課後児童クラブ内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理(会計処理)、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか放課後児童クラブの実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなどで定期的に確認するなど事業経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めません。

○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置(公認会計士等による会計監査の実施)が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。

○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、放課後児童クラブの規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。
- 小規模な放課後児童クラブについては、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。放課後児童クラブにおける事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情に即した経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 様々な社会資源（自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織、放課後子供教室、児童館等）と連携している。
- 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 放課後児童クラブへの理解を得るために、地域の人々と放課後児童クラブとの交流の機会を定期的に設けている。
- 個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、放課後児童クラブと地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもや保護者等の活動範囲を広げ、子どもの健全育成を推進するために大切なプロセスです。

○放課後児童クラブにおいては、地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げることが求められます。

○子どもや保護者等と地域の人々との交流は、地域と放課後児童クラブの相互交流を促進するという意味もあわせもっています。放課後児童クラブが、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもや保護者等の地域への参加は大きな意味を持つといえます。

○個々の子どもや保護者等のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、放課後児童クラブと地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。放課後児童クラブが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、放課後児童クラブへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

【評価の着眼点】

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・留意点

○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と放課後児童クラブをつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、放課後児童クラブは、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習(小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ)等への協力がその役割の一つとして考えられます。

○放課後児童クラブの特性や地域の実情等に即した、ボランティアの受入や学習等への協力を検討・実施することが求められます。

○多くの放課後児童クラブが、様々にボランティアの受入や学習等への協力を実施しているものと思われます。放課後児童クラブの姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合もあります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、ボランティアの受入や学習への教育等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置(活動や学習の場)、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの説明の実施が必要です。

○原則として、ボランティアの受入や地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、放課後児童クラブの特性や地域性を鑑み、ボランティアの受入が困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入を想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力(職員の派遣等を含む)の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもや保護者等の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 家庭での虐待など権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
- 子どもの発達・生活の連續性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等により、学校や、保育所、幼稚園等との積極的な連携が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、放課後児童クラブとして、子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもや保護者等によりよい福祉サービスを提供するためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。

○ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもや保護者等へのサービスの質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、学校、保育所、幼稚園、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、地域内の他の事業所やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。

○子どもや保護者等に対してより良いサービスを行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもや保護者等に対するサービスの一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。

(3) 評価の留意点

○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□放課後児童クラブが実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、放課後児童クラブが地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等(雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等)により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

○放課後児童クラブは、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するためには、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

○さらに、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

○放課後児童クラブではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関する事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 放課後児童クラブが有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、放課後児童クラブが地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブにおいては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための放課後児童クラブによる公益的な事業・活動を行うことも必要です。

○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。

○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。

○こうした放課後児童クラブの専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの放課後児童クラブへの理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、放課後児童クラブにおいて地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。

○また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないよう十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。

○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。

○放課後児童クラブは、避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。

○また、放課後児童クラブのこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。
- 放課後児童クラブの規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、放課後児童クラブが実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、放課後児童クラブの資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 放課後児童クラブではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

28 III-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもや保護者等を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもや保護者等を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- 子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスの実施では、子どもや保護者等の意向を尊重することは当然ですが、さらに、育成支援の質の向上を目指した積極的な取組が求められています。

○組織内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもや保護者等の尊重や基本的人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する福祉サービスの標準的な実施方法への反映、虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。

(3) 評価の留意点

○福祉施設や事業所の種別や福祉サービスの内容の違いによって、子どもや保護者等の尊重の具体的な留意点は異なるので、組織としての基本姿勢と、組織全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。組織の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもや保護者等の尊重について、組織内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どもや保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。
- b) 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どもや保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

【評価の着眼点】

- 子どもや保護者等のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解を図るための取組とともに、子どもや保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもや保護者等の日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもや保護者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どもや保護者等のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、子どもや保護者等が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもや保護者等からの信頼を得るために、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な福祉サービスの提供においては、子どもや保護者等や福祉サービスの特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り子ども一人ひとりにとって、生活の場にふさわしいここちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

(3) 評価の留意点

○子どもや保護者等のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。

○福祉サービスの場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用を希望する子どもや保護者等が放課後児童クラブを選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、実施する育成支援の内容や放課後児童クラブの特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 放課後児童クラブの利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 利用を希望する子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、放課後児童クラブの利用を希望する子どもや保護者等が、福祉サービスを選択するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

○ここで言う情報とは、契約締結時の重要事項説明等ではなく、複数の放課後児童クラブの中から子どもや保護者等が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、子どもや保護者等の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○放課後児童クラブの利用を希望する子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学、体験入所、一日利用等に対応することも必要な取組です。

○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

○福祉サービス内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。

31 Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 放課後児童クラブの利用開始・変更の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 放課後児童クラブの利用開始・変更の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- 放課後児童クラブの利用開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 放課後児童クラブの利用開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 特に配慮が必要な子どもとその保護者等への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
- 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者等のニーズ等について、把握確認し、放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等に分かりやすく説明し、情報交換をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、放課後児童クラブの利用開始や変更時に、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、同意を得ているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブの利用開始や変更の際には、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、放課後児童クラブの具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○放課後児童クラブの利用開始や変更時における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点から必要な取組です。

○説明にあたっては、前評価基準(Ⅲ-1-(2)-②)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

※本評価項目は放課後児童クラブには適用しない。【評価外】

III-1-(3) 子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。

33 III-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の満足度を把握する仕組みを整備し、その結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもや保護者等の満足度を把握する仕組みを整備し、その結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の満足度を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 子どもや保護者等の満足度に関する調査が定期的に行われている。
- 子どもや保護者等への個別の相談面接や聴取、懇談会が、子どもや保護者等の満足度を把握する目的で定期的に行われている。
- 子どもや保護者等の満足度に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子どもや保護者自身の参画のもとで検討会議の設置等行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもや保護者等の満足度を把握する仕組みを整備し、その結果を踏まえて、満足度の向上に向けた取組を行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者本位の福祉サービスは、放課後児童クラブが一方的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。福祉サービスにおいては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもや保護者等の満足度を組織的に調査・把握し、これを福祉サービスの質の向上に結びつける取組が必要です。

○子どもや保護者等の満足度に関する調査の結果については、具体的なサービス改善に結びつけること、そのために組織として仕組みを整備することが求められます。

○実施する福祉サービスの質を高めるためには、組織として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、隨時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応と言うことはできません。

○組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。

○このような仕組みが機能することで、子どもや保護者等の満足度に対する職員の意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

○福祉サービスの内容の違いによって、利用者満足の具体的な内容は異なるので、組織として利用者満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもや保護者等の満足度に関する調査等の結果を活用し、組織的に福祉サービスの改善に向けた取組が行われているかを評価します。

○具体的には、子どもや保護者等の満足度に関する調査、子どもや保護者等への個別の聴取、保護者会における聴取等があります。子どもや保護者等の満足度に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

III-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しあい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。
- 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。
- 苦情相談内容にもとづき、放課後児童クラブの質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第17条においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。

○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置(事業の責任者、理事長等)、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもや保護者等の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

○法令で求められる苦情解決の仕組みが組織の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する福祉サービス内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり福祉サービスの質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。

○放課後児童クラブにおいては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

○苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出た子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。

○また、放課後児童クラブとして、苦情解決の取組を、子どもや保護者等の保護の視点と同時に、福祉サービスの質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもや保護者等に伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもや保護者等に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 子どもや保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもや保護者等が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が組織として整備されているか、また、その内容を子どもや保護者等に伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもや保護者等が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。放課後児童クラブとして、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。

○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは放課後児童クラブにおいて直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。

○意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します

(3) 評価の留意点

○子どもや保護者等の相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において放課後児童クラブとしての取組を聴取し、書面の確認及び放課後児童クラブ内の見学等で確認します。

36 III-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもや保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもや保護者等からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

□職員は、日々の福祉サービスの提供において、子どもや保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。

□意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもや保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。

□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。

□意見等にもとづき、放課後児童クラブの質の向上に関わる取組が行われている。

□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもや保護者等からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

○苦情に関わらず、福祉サービスの内容や生活環境の改善等に関する子どもや保護者等からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。放課後児童クラブにおいては、子どもや保護者等からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、福祉サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。

○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもや保護者等の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、福祉サービスの質と子どもや保護者等からの信頼を高めるために有効です。

○苦情解決同様に、子どもや保護者等からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。

○意見等に対する放課後児童クラブの方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。

○対応マニュアル等においては、子どもや保護者等の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもや保護者等への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されている必要があります。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行う必要があります。

(3) 評価の留意点

○意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に福祉サービスの改善につなげている取組も含めて評価します。

○苦情解決の仕組と一緒に構築、運用している放課後児童クラブの場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもや保護者等の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。

○評価方法は、訪問調査において放課後児童クラブとしての取組を聴取し、書面等で確認します。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37 III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a)リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b)リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c)リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者を明確化するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し福祉サービスの質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブにおけるリスクマネジメントの目的は、福祉サービスの質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等(体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場)の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。

○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と放課後児童クラブの実態に即した効果的な取組のために有効です。

○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、福祉サービスの質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。

○福祉サービスの提供に関わる設備・機器類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した福祉サービスの前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、放課後児童クラブの特性に応じて検討・対応します。

○リスクマネジメントの体制整備の面では運営主体のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には福祉サービスを提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(3) 評価の留意点

○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。

38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急時の子ども の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組と いえます。

○感染症の予防・対応についても、福祉サービスの質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様 に、マニュアル等を整備したうえで、放課後児童クラブ内の体制を確立し実行していくことが必要 です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立(緊急時の対応体制を含 む)、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な 評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、福祉サービスの提供場面に応じた適切な対応が必要であり、感染症 の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を 進めることができます。

○対応マニュアル等については、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改 訂版)」等を参考としながら、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていること も重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい
る。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分
ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

【評価の着眼点】

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な
対策を講じている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携
するなど、体制をもって訓練を実施している。
- 保護者等が災害により帰宅困難となった場合の対応方法が決められ、保護者等と共有されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの安全を確保するためには、福祉サービス上のリスクや感染症対策のみならず、災害時ににおける安全確保のための対策を講じる必要があります。

○そのため放課後児童クラブにおいては、災害時の対応体制(災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等)をあらかじめ定めておくことが求められます。

○放課後児童クラブでは、災害発生時の安否確認について、学校、自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

○放課後児童クラブにおいては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに福祉サービスを継続することが求められます。「事業(福祉サービス)の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。

(3) 評価の留意点

○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法の確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。また、災害発生時に保護者等が帰宅困難になることも想定されることから、そうした場合の対応方法について職員間及び保護者等との間で共有されていることが重要です。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1)育成支援の標準的な実施方法が確立している。

40 III-2-(1)-①育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。

【判断基準】

- a) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた育成支援が実施されている。
- b) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた育成支援の実施が十分ではない。
- c) 育成支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、放課後児童クラブにおける育成支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて福祉サービスが適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○放課後児童クラブにおける育成支援の提供・実践は、子どもの特性や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に提供・実践すべき内容の組合せです。

○標準化とは、画一化とは異なり、育成支援を提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、個別的な育成支援の提供と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な育成支援実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

○標準化とは、各放課後児童クラブにおける子どもの特性等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による育成支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、育成支援実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の放課後児童クラブの環境に応じた業務手順等も含まれ、実施する育成支援全般にわたって定められていることが求められます。

○また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない育成支援が提供されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた育成支援の提供状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法(文書)の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な福育成支援の計画との関係性、標準的な実施方法にそった育成支援の提供がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。

○標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。

○評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 育成支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- 育成支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、育成支援の計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や子どもや保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが実施されているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもや保護者等が必要とする育成支援の内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、放課後児童クラブとして方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、育成支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や子どもや保護者等からの意見や提案にもとづき、また、個別的な育成支援の計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、育成支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が組織として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法(文書)の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

III-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子どもを個別的、集団的に援助する視点からの育成支援の計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 育成支援の計画策定の責任者を設置している。
- 育成支援の計画には、子どもの具体的なニーズが明示されている。
- 育成支援の計画を策定するため、職員の合議と子どもの意向把握の手順を定めて実施している。
- 育成支援の計画どおりに育成支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応について検討し、積極的かつ適切な育成支援の提供が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、育成支援の計画の策定に関する体制が確立しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた福祉サービスの提供において、育成支援の計画が必要です。

○育成支援の計画の策定にあたっては、放課後児童クラブでの体制が確立していることが不可欠です。具体的には、育成支援の計画策定の責任者を設置・明確化する必要があります。

○育成支援の計画策定の責任者については、必ずしも育成支援の計画を直接作成する者を意味しません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して育成支援の計画の内容を決定するまでを統括する、また家族への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。

○子どもや保護者等の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、育成支援の計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを組織が定めた手順と様式によって把握する必要があります。

(3) 評価の留意点

○育成支援の計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもや保護者等の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく育成支援の提供がなされているか、育成支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○育成支援の計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、組織の状況に応じて異なりますので、組織として育成支援の計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。

○子どもや保護者等の意向の反映については、育成支援の計画に子どもや保護者等の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。

○評価方法は、訪問調査において、育成支援の計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようにになっているかを具体的に聴取したうえで、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○また、育成支援の計画が日常的な育成支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 育成支援の計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 育成支援の計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握を行うための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した育成支援の計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 育成支援の計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、育成支援を十分に提供できていない内容(ニーズ)等、育成支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、育成支援の計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○育成支援の質の向上を継続的に図るためにには、策定した育成支援の計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。

○育成支援の計画の評価・見直しに関する組織として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。

○また、育成支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での育成支援実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。

○適切な期間・方法で育成支援の計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、十分に提供できていない内容(ニーズ)など、育成支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、育成支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(3) 評価の留意点

○育成支援の計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

○定期的な評価結果に基づいて、必要があれば育成支援の計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と計画等の書面によって評価します。

III-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。

44 III-2-(3)-① 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子どもの育成支援の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子どもの育成支援の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子どもの育成支援の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 育成支援の計画にもとづく育成支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、育成支援の計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○育成支援の実施状況は、組織の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、育成支援の計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。

○適切に記録されているとは、計画にそってどのような育成支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。

○また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、組織としての取組を評価します。

○子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、育成支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、育成支援の計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。

○共有化については、知しておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達していくことが求められます。

○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や育成支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(3) 評価の留意点

○引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、組織の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。

○評価方法は、訪問調査において、育成支援の計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 III-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録の管理について規程が定められていない。

【評価の着眼点】

- 個人情報保護規程等により、子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもや保護者等の記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもや保護者等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。

○放課後児童クラブが保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。

○個人情報保護については、平成29年5月に施行された「個人情報の保護に関する法律」の改正の内容とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等への理解と、取組が求められます。

○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。また、ガイダンスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組を行うことで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。

○一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者等への配慮等が求められます。

○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされなければならないことがあります。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

2. 内容評価基準

次頁以降の通り、放課後児童クラブにおける第三者評価「内容評価基準」（案）を作成した。

放課後児童クラブ第三者評価 内容評価基準

目次

A-1 育成支援

A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備	
A① A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	1
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援	
A② A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	3
A③ A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	5
A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援	
A④ A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	7
A⑤ A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	9
A⑥ A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	11
A⑦ A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	13
A⑧ A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるよう支援している。	15
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援	
A⑨ A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、可能な限り受入れに努めている。	17
A⑩ A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	19
A⑪ A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	21
A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供	
A⑫ A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	24
A⑬ A-1-(5)-② 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。	26
A-1-(6) 安全と衛生の確保	
A⑭ A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	28
A⑮ A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	31

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携

A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。 33

A-2-(2) 学校との連携

A-2-(2)-① 子どもの生活の連續性を保障するため、学校との連携を図っている。 35

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護

A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 37

A-1 育成支援

A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

A① A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

【判断基準】

- a) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。
- b) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備していない。

評価の着眼点

- 生活の場としての機能を満たすための設備及び備品等を備えている。
- 遊びを豊かにするために必要な遊具及び図書を備えている。
- 発達段階に応じた遊びと生活の環境を備えている。
- 体調が悪いときなどに静養できるスペースが確保されている。
- 自習等の学習活動ができる環境を整えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童クラブが、子どもが安心して過ごせる生活の場となるための取組・工夫について評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童クラブが「遊び及び生活の場」としての機能を果たすためには、子どもの生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるような機能を有することが求められます。

○放課後児童クラブは、子どもが放課後の時間を過ごす場であるため、休息やおやつ・食事等の基本的な生活を保障する機能を備えながら、安全に安心して、疲労の回復や気分の転換ができるくつろぎの場であることが必要です。そのため、ゆったりと過ごせる空間を用意するなど、一般的な住まいに備えることが求められる機能をある程度満たす必要があります。

○放課後児童クラブの施設には、「生活の場」として、衛生及び安全が確保された手洗い場、台所設備、トイレ等のほかに、おやつや食事、自主的な学習活動が落ち着いてできるスペースや設備、子どもが団らんや休息等ゆったりとくつろげるスペース、体調の悪い時等に静養できるスペース等を確保することが求められます。

○放課後児童クラブは子どもが日常的に遊びを行う場であり、室内・屋外の両方に遊ぶことのできる空間を確保しておく必要があります。

○室内においては、静かな遊びやごっこ遊び等ができるスペースを設け、活動的な遊びができるスペースには設備、備品等の安全対策を施すなどして子どもが過ごしやすいように空間構成を工夫するとともに、遊びを豊かにするために必要な設備、備品等を備えることが求められます。

○室内で子どもが心地よく過ごせるように、換気や採光に配慮し、室温や湿度、明るさ等が適切に保たれた快適な環境となるようにすることが求められます。

○子どもが自習等の学習活動を自主的に行える環境を整えることが必要です。また、備品・図書等を設け、子どもが落ち着いて学習活動に自主的に取り組める環境を整えることも望まれます。

(3)評価の留意点

○子ども一人ひとりの専用のロッカー(持ち物置き場)や下駄箱を設置するなどの配慮や工夫も望まれるため、そうした取組を確認します。

○壁面の掲示や装飾が生活の変化や節目に応じたものとなっており、子どもから見やすく整頓された状態が保たれているなどの取組を確認します。

○空間に余裕のない場合は、机や遊具の置き場所を工夫したり可動式のものを用いるなどして、子どもが動いて遊んだり座って遊んだりできるように空間を工夫しているなどの取組を確認します。

○静養できるスペースについては、専用のスペースの確保が難しい場合、必要に応じてパーテーション等で仕切る工夫がなされているかを確認します。

○放課後児童クラブにおける、屋内外の施設整備等の安全な環境整備については、「A⑭」で評価します。

A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援

A② A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

【判断基準】

- a) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。
- b) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助していない。

評価の着眼点

- 入所時や長期休み前等に、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるように工夫している。
- 子どもの様子と育成支援の内容を日常的かつ継続的に保護者に伝えている。
- 放課後児童クラブに通う事の必要性について、保護者と共に子どもの気持ちに寄り添いながら理解を促している。
- 保護者が年度途中の転居以外で退所を検討している際、その理由を把握し、対応を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童支援員等が、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら、放課後児童クラブに通うことの必要性を子どもに伝えて理解を促し、子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助しているかを評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童支援員等には、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるように、子どもの様子を細やかに把握して丁寧に関わることが求められます。また、放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら理解を促す必要があります。

○放課後児童クラブに通う意味を理解していても、通い続ける中で子どもに様々な出来事や気持ちの揺れが起きることもあります。放課後児童支援員等は、その時々の子どもの様子に細やかに対応しながら、援助を行う必要があります。

○子どもが放課後児童クラブに通い続けられるようにするために、出席の状況や子どもの健康状態等について常に保護者と密接な連携を図ることが必要です。そして、放課後児童クラブでの子どもの様子と育成支援の内容を保護者に日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。

(3)評価の留意点

○入所当初に、保護者・子どもに放課後児童クラブでの過ごし方を伝える場(文書等を含む)を設けているかを確認します。

○子どもが放課後児童クラブに通えない場合、その理由を把握し、対応が行われているか確認します。

○保護者に子どもの様子を伝える方法や機会は多様にあるため、人ひとりの子どもの様子を保護者に伝える様々な方法や機会の特徴を理解し、複数の方法や機会を組み合わせて保護者に必要な情報を伝えているか確認します。

○保護者との協力関係を築いているかについては、「A⑯」で評価します。

A③ A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

【判断基準】

- a) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。
- b) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの出欠席を把握し、適切に援助していない。

評価の着眼点

- 子どもの出欠席について、保護者からの連絡であらかじめ確認している。
- 子どもの出欠席について、当日の変更についても確認できるようにしている。
- 子どもが保護者からの連絡なく欠席したり来所が遅れたりした場合に、速やかに状況を把握し対応している。
- 子どもの所在が把握できない場合の対応を検討し、あらかじめ保護者へ伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、子どもの安全と保護者の安心を確保するとともに、放課後児童クラブでの育成支援に見通しが立てられるように、子どもの出欠席の把握状況について評価します。

(2)趣旨・解説

○子どもの出欠席について、保護者からの連絡をあらかじめ確認しておく必要があります。出欠席についてあらかじめ確認することで、子どもの放課後児童クラブでの生活についての見通しを保護者と放課後児童クラブとが共有し、継続性を持って育成支援に当たることが可能となります。

○放課後児童クラブに来るまでの間で発生しうる事故やトラブルの防止や早期発見のためにも、出欠席の事前確認は必要なことです。事前に確認しておくことで、子どもが放課後児童クラブを連絡なく欠席した場合に迅速に対応することができます。そして、そのことは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。

○なお、事前に予定されている場合以外の欠席の理由の中には、子どもが放課後児童クラブに行きたがらない、放課後児童クラブにおける子ども同士のトラブル等が含まれている場合もあります。保護者からこうした理由による欠席の連絡を受けた際には、子どもや保護者から丁寧に事情を聞き、解決に向けて真摯に取り組むことが求められます。

(3)評価の留意点

○放課後児童クラブが把握しておくべき、子どもに関する必要事項が記載された台帳・調査票等とともに、子どもの出欠や来所及び帰宅予定時間、保護者の連絡先等を適切に把握しているか確認します。

○年間等、利用期間における子どもの利用実績、時間帯を確認できる台帳等を備えているか確認します。

○出席する予定の子どもが予定の時刻を過ぎても連絡がないまま来所しない場合は、同じクラスの子ども等にその子どもの下校時の様子等を聞き、必要に応じて学校にも尋ねるなど、適切に対応しているか確認します。

A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

A④ A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。

【判断基準】

- a) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。
- b) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助していない。

評価の着眼点

- 放課後児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとし、子どもが理解できるようにしている。
- 子ども一人ひとりにとって無理のない過ごし方となるよう配慮しながら、子ども全体に共通するおまかなか過ごし方や生活時間の区切りをつくっている。
- 子どもと話し合いながら、遊びや生活の流れや内容を柔軟に活用して子どもが放課後の時間を主体的に過ごせるように援助している。
- 子どもが集団の中での過ごし方について自分自身で考えられるように工夫している。
- 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等を保護者に伝えている。
- 学校が長期休みとなる期間には、夏休み等ならではの過ごし方や活動の工夫や配慮を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、子ども自身が見通しを持って、放課後児童クラブで無理なく、主体的に過ごせるよう援助する取組・工夫について評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童クラブでの過ごし方は、できるだけ簡潔でわかりやすいものとし、子どもが理解できるようにする必要があります。そのためには、来所時や帰宅前に行うこと、集団での生活を円滑に進める上で協力して取り組むべきこと(片付け、整理整頓、係や当番活動等)、遊びやおやつ等の時間や生活の場面での決まりごと等、生活時間と生活全体の見通しを立てる上で必要なことについて、子どもと話し合いながら決めていくことが求められます。

○子どもと一緒に遊びや生活の流れや内容を組み立て、子どもの状態を見て折々に工夫・改善しながら過ごし方を考えていくことも望まれます。

○学年ごとの下校時刻や、学校の行事による子ども達の様子の変化を考慮して、無理のない過ごし方となるよう配慮しながら、遊びや生活内容ごとのおおまかな生活時間の区切りをつくることが求められます。

○保護者の安心のためにも、放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、すべての保護者に隨時伝えることが望されます。

○夏休みや冬休み、春休み等の長期休みとなる期間は、放課後児童クラブと家庭とのサイクルが基本となるため、夏休み等ならではの過ごし方を子どもと一緒に考え、計画を立てることが望されます。

(3)評価の留意点

○学年ごとの下校時間や、学校の行事による子どもたちの様子の変化を考慮して、おおまかな過ごし方や生活時間の区切りをついているか確認します。

○集団の中での過ごし方について、子どもが自分自身で考えられるようにするために、それぞれの時間に何をするのか、なぜ区切りが置かれているのかを子どもに伝えているかなどの取組を確認します。

○放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等を保護者に伝える際には、年度の初めだけでなく、春休み、新学期(特に1年生の過ごし方等)、夏休み等、過ごし方や生活時間の区切り方が変わることに、通信や保護者会等を活用して丁寧に伝えているか確認します。

○夏休みや冬休み、春休み等の長期休み期間の過ごし方に計画があるかを文書等で確認します。

A⑤ A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。

【判断基準】

- a) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。
- b) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助しているが、十分ではない。
- c) 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助していない。

評価の着眼点

- 日常生活に必要となる基本的な生活習慣の内容を、子どもが理解できるように伝えている。
- 健康や衛生に関するここと(手洗いやうがい、衣服の着脱等)が身につくよう援助している。
- 持ち物の管理や整理整頓等の生活習慣が身につくよう援助している。
- 子どもたちが集団で過ごすという特性を踏まえて、集団生活を維持するための活動を分担・協力することを理解できるよう工夫している。
- 一人ひとりの発達状況に応じた援助とともに、取り組みやすい環境の工夫をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、子どもが放課後児童クラブでの生活を通して基本的な生活習慣を習得できるよう にする取組・工夫について評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童支援員等は、子どもが放課後児童クラブにおける生活を通して、基本的な生活習慣 を身に付けることができるよう援助することが求められます。

○基本的な生活習慣には、健康や衛生に関する事(手洗い、うがい、衣服の着脱等)、子どもの日 常生活に関する事(持ち物の管理、片付け、整理整頓等)、放課後児童クラブでの生活に関す ること(集団生活を維持するための活動を分担・協力して取り組むこと等)があります

○一人ひとりの発達の状況に応じた援助を心掛けるとともに、その必要性を子ども自身が納得し、 取り組みやすい環境の中で身に付けていくように工夫することも望まれます。

○集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組む際には、それぞれの子どもが取り組 んでいることを全員に知らせて、お互いのことを理解できるようにする機会を設けたり、定期的に その内容の改善について話し合ったりすることも望まれます。

(3)評価の留意点

○片付け、整理整頓、係や当番活動等、集団生活を維持するための活動に取り組む際には、それ ぞれの子どもが取り組んでいることを、全員に知らせているかどうかを確認します。

○片付け、整理整頓、係や当番活動等、集団生活を維持するための活動に取り組む際には、定期 的にその内容の改善について話し合いの場を設けているかどうかを確認します。

A⑥ A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。

【判断基準】

- a) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。
- b) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助していない。

評価の着眼点

- 子ども一人ひとりについて、その発達の状況や養育環境の状況等を把握する必要性を理解している。
- 年齢や発達の状況、その時々の心身の状況に応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できる環境を整えている。
- 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握している。
- 一人ひとりの子どもの普段の健康状態や心身の状態についての特徴を把握し、放課後児童支援員等の間でその情報を共有している。
- 静養や気分転換が必要なことに気づいた時に、適宜対応できるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、年齢の異なる子どもが放課後の時間を一緒に過ごす場である放課後児童クラブの特性を踏まえて、子ども一人ひとりが発達段階にふさわしい遊びと生活ができるよう援助しているかを評価します。

(2)趣旨・解説

○来所時には、放課後児童支援員等から声をかけるなど、子どもが安心できるように迎え入れることが望まれます。

○放課後児童支援員等には、日常の遊びや生活の様子、保護者との連絡等を通して子どもの様子を把握し、子どもの情報について職員間で共有しておくことが求められます。また、一緒に遊ぶ、会話をするなどの子どもとの日常の関わりの中から、子ども一人ひとりの状況や体調、情緒等を把握することが望されます。

○その時々の子どもの体調や気分によって、一人で過ごすなど、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることへの理解も望されます。

○静養や気分転換が必要なことに気付いた時には、適宜対応することが求められます。また、病気やケガの場合は、状態を把握し、速やかに保護者と連絡をとることが必要です。

○子どもが遊びに集中したり、ゆっくりくつろいだりできる場所や、思いきり動いたり、時には隠れたりする場所等、活動場所が多様にあることによって、子どもの自発的な遊びの幅はより広がっていきます。年齢や発達の状況、その時々の心身の状態にも応じて、子ども自身が遊びを自由に選択できるような環境を整えることが望されます。

○屋外での遊びは、子どもの心身を解放し、運動能力を高めるとともに、子ども同士での遊びを豊かなものにします。放課後児童クラブに通う子どもは、帰宅までの放課後の時間や学校の休業日に放課後児童クラブで過ごすことを考慮して、屋外遊びを行う場所を積極的に確保し、活用していくことが求められます。

○放課後児童クラブ外の遊びの場を確保することが求められます。学校、公園や児童遊園、児童館、図書館等地域の公共施設等と連携し、それらを積極的に活用することも望されます。

(3)評価の留意点

○製作活動や伝承遊び、地域の文化に触れる体験等の多様な活動や遊びを取り入れていることも確認します。

A⑦ A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。

【判断基準】

- a) 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。
- b) 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助していない。

評価の着眼点

- 子ども同士で遊びを作り出せるような時間や環境を整え、自発的に遊びを展開できるように援助している。
- 意見の対立やけんか等について、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるよう援助している。
- 子どもの間でいじめの関係が生じないよう配慮している。
- 問題が起きたときには早期対応に努め、保護者や関係機関と連携を取りながら適切に対応するよう努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童支援員等が、子ども一人ひとりの思いに配慮しつつ、子どもがお互いを尊重しながら協力し合える関係を築けるように援助しているかを評価します。また、子どもが仲間関係を作り出せるようななかかわりの工夫、自発的に遊びを展開できるように援助する取組について評価します。

(2)趣旨・解説

○年齢や発達の状況が異なる子どもが一緒に過ごす中では、お互いが「まねをしたり、見守ったり、待ったり、手助けしたりする」などのことが可能になります。その一方で、遊びへの参加、行事の決め方、片付けや掃除の仕方等々を巡って、子ども同士の意見の対立等が起こることもあります。

○遊びの中で、子どもは、他者と自身の共通性や違いに気付くとともに、自身の欲求と他者の欲求を同時に成立させるすべを見出し、集団での遊びを継続できるようになります。そのような過程を経る中で、お互いの遊びや遊び仲間を認め合い、仲間関係をつくり、広げていきます。

○遊びや生活の中では、子ども同士の意見が一致しなかったり、わがままがぶつかり合ったり、感情の高ぶりをコントロールできなくなったりして、けんかになることもあります。けんかのきっかけとなる様々な関係、いろいろな感情を知り、そこから仲直りの方法を見つけていく過程は、子どもにとって大切な学びの機会ともなります。

○放課後児童支援員等は、けんかを解決することのみを優先させるのではなく、お互いの思いを受け止めた上で、子どもの発達の状況等にも配慮しながら、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように援助することが求められます。

○いじめは、一定の人間関係にある子どもから、心理的・物理的な攻撃を受けたことによって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じていることを指します。一見すると、けんかに見える行為の中にも、その子どもの感じ方によって、いじめにあたるものもあります。放課後児童支援員等は、普段から子どもたちの様子に十分注意を払い、いじめに当たる行為が行われていないか見極めることが必要です。

○児童期は、子どもの遊びと遊び仲間の範囲が地域(主に学校区)に広がる時期です。放課後児童クラブの生活の中でも、放課後児童クラブの置かれている環境を有効に活用し、放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり過ごしたりする機会を設けることが求められます。

(3)評価の留意点

○放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり過ごしたりする機会を設けているかなどの具体的な事例を確認します。

○地域の中の遊びの環境やそれらに関わる事業や人々を具体的に知り、情報を収集しているなどの取組を確認します。

A⑧ A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。

【判断基準】

- a) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。
- b) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができないように援助していない。

評価の着眼点

- 放課後児童支援員等は子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重している。
- 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築くように努めている。
- 行事等を行う際は、子ども同士が意見を出し合う機会を設けている。
- 子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子どもと保護者に活動の目的や大まかな内容を説明している。
- 子どもが運営に関わる行事等の活動を行う際には、子ども自身が運営に関わる際の段取り等を伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童支援員等が、子どもの情緒や子ども同士の関係に配慮し、子どもの意見を尊重しているかを評価します。また、子ども同士が意見を出し合いながら企画や活動を作り上げていく機会を設けることを援助する取組について評価します。

(2)趣旨・解説

○児童福祉法第2条では、「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とされています。

○放課後児童クラブでは、子どもの最善の利益を考慮して、育成支援の内容を考える必要があります。

○放課後児童クラブでは、日頃から子どもの意見に耳を傾けるよう努めるとともに、言語化されていない子どもの思いや感情にも気付けるように努力することで、子どもが悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いていくことが望まれます。

○子どもは、自分で考えること、お互いの意見や感情に気付くこと、話し合いによって意見をまとめていくこと、自分達で計画したことに責任を持って実行することなどを通して、多くのことを学んでいきます。

○行事等を行う際には、子ども同士が意見を出し合いながら企画や活動をつくり上げていく機会を設けることが求められます。その際、放課後児童支援員等には、年齢や発達の状況が異なる子どもが一緒に生活していることに十分配慮した上で、一人ひとりがそれぞれの状況に応じて主体的に参加していくような配慮や工夫をすることが求められます。

(3)評価の留意点

○活動の企画・実施の過程においては、子どもの状況を把握して、一人ひとりが無理なく安全に参加できる活動となるような工夫についても確認します。

○子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるための援助として、子どもからの要望や苦情に、適切に対応することが求められます。子どもや保護者が意見を述べやすい体制の確保については、共通評価基準「Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている」で評価します。

A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

A⑨ A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、可能な限り受入れに努めている。

【判断基準】

- a) 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、可能な限り受入れに努めている。
- b) 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、可能な限り受入れに努めているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもの受入れに努めていない。

評価の着眼点

- 障害のある子どもの利用機会の周知を行っている。
- 受入れの判断について、あらかじめ判断の基準や手続等を定めている。
- 障害のある子どもの受入れにあたっては、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握している。
- 障害のある子どもの、個々の状況に応じた施設設備や育成支援の内容、職員体制等の環境の整備に関する配慮等を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、障害のある子どもが、放課後児童クラブを利用する機会の確保に向けた配慮及び環境整備について評価します。

(2)趣旨・解説

○障害のある子どもの受入れの考え方については、地域社会で生活する子どもの一人として、他の子どもと共に成長できるよう、放課後児童クラブの利用を選択できる機会を保障し、地域社会の中で孤立したり排除されたりすることのないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う社会を作ることを目指すことが大切です。

○障害のある子どもの受入れの考え方に関して、障害のある子どもの権利については、児童の権利に関する条約の第23条で定められています。また、障害者の権利に関する条約でも「最善の利益の保障」並びに「意見を表明する権利を保障するための支援を提供される権利」(第7条)、「地域社会で生活する平等の権利の享受」と「包容・参加(インクルージョン)の考え方」(第19条)が示されています。なお、同条約第24条では、「教育についての障害者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保すること」が締約国に求められています。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)では、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等における障害を理由とする差別を解消するための措置等について定められており、放課後児童クラブにおいても法の趣旨に沿った対応が求められます。

○障害のある子どもが放課後児童クラブを利用する機会を確保するためには、「適切な配慮及び環境整備」を行うことが必要です。具体的には、障害のある子どもが放課後児童クラブを利用できることを周知すること(利用機会の周知)や、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた施設・設備や育成支援の内容についての工夫、職員体制に関する配慮等があります。

○障害のある子どもの受入れに当たっては、障害の状態と受入れ体制や環境を見極め、その子どもの最善の利益を考慮して公平性を保って判断することが必要になります。

○なお、受入れに当たっては、優先利用の考え方や利用手続き等の留意事項に関する厚生労働省の通知「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」(平成28年9月20日雇児総発0920 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を踏まえることが望まれます。

(3)評価の留意点

○障害のある子どもの利用機会の周知や受入れの判断について、入所案内等の文書の記載内容を確認します。

○子どもの通っていた保育所、幼稚園等と連携及び協力を図っているかを確認します。

○放課後等デイサービス等、子どもが利用している、あるいはしていた他の事業がある場合には、連携及び協力を図っているかを確認します。

A⑩ A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

【判断基準】

- a) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。
- b) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえた育成支援を行っていない。

【評価の着眼点】

□ 障害のある子ども一人ひとりの状況や育成支援の内容を記録している。

□ 記録した内容を、放課後児童支援員等の間で共有している。

□ 障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持っている。

□ 学校を含む他機関との連携を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、障害のある子どもが安全に安心して放課後の時間を過ごし、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるよう、子どもの特性に応じた援助や環境整備を心掛け、丁寧な育成支援を行っているかについて評価します。

(2)趣旨・解説

○障害のある子どもの育成支援に当たっては、一人ひとりの子どもの状況や育成支援の内容を記録することが必要です。記録することで、子どもの何気ない様子からも子どもの感情や特性に気付くことができ、放課後児童支援員等が自身の関わりについて見直すことにもつながります。

○記録した内容は、放課後児童支援員等の間で共有し、その後の育成支援の方向性や内容の検討にいかします。障害のある子どもについての個別支援計画を作成する場合は、育成支援の記録が基盤となり、計画の振り返りや見直しにも役立ちます。

○個別の支援計画を作成する際には、学校において作成される個別の教育支援計画(関係機関等の連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画)や個別の指導計画を参考にするなど、保護者や学校と連携し、保護者の同意の下で、情報を得たり、方向性を共有したりしながら進めていくことが求められます。

○障害のある子どもについて個別の育成支援の見通しや計画を立てる場合は、放課後児童クラブ全体としての活動の計画との整合性をどのように図るのかという観点を含めて考えていくことが望されます。

○障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持ち、その中の気付きを共有することにより、子どもについての理解を深め、育成支援の内容の向上にいかすことができます。

(3)評価の留意点

○障害のある子どもの育成支援を計画的に行っていくためには、放課後児童クラブにおいて、一人ひとりについて個別の支援計画を作成することも望まれます。作成している場合は、その支援計画を確認します。

○障害のある子どもに関する地域の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくっているか確認します。

○育成支援の場面での対応の工夫(放課後児童クラブでの活動の場面がわかりやすくなるように空間を工夫する、生活時間の区分や始まりと終わりをわかりやすく工夫する、全体での活動を見守りながらも必要に応じて個別の対応ができるよう職員を配置するなど)について確認します。

A⑪ A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。

【判断基準】

- a)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。
- b)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っているが、十分ではない。
- c)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っていない。

評価の着眼点

□放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育等について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげている。

□放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携している。

□児童虐待を発見した後の市町村等への通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順についてあらかじめ定めている。

□要保護児童対策地域協議会及び関係機関の構成員となるなど、関係機関と連携、協力できる体制を構築している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童クラブが担う家庭の子育てを支援する役割、特に配慮を必要とする子どもへの対応、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の取組について評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童クラブでは、日頃から子どもの心身の状態や突然の変化に気を配り、家庭での養育等について特別の支援が必要な状況を早期に捉えるように努め、適切な支援につなげるようになります。

○家庭での養育について特別の支援を必要とする状況には、生活の困窮、保護者の病気や障害等による養育困難、ひとり親家庭等で育児と就労の両立が困難な家庭、DV等の問題がある家庭等、様々な理由が考えられます。

○育成支援を行っていく中で、放課後児童クラブでの生活の場面において特に配慮を必要とする子どもに気付く場合があります。このような場合には、その子どもへの育成支援のあり方を振り返ると同時に、職員同士の気付きを共有して、丁寧にその子どもの状態を検討して対応していくことが求められます。

○子どもに特に配慮を必要とすることが見られるときには、障害、病気、貧困、児童虐待、いじめ等の個別の問題に起因していることも少なくありません。課題の背景要因についても情報収集と考察を深めながら、保護者、市町村、関係機関等と連携して適切に対応を図っていくことが望されます。また、外国籍の子どもたちへの配慮も求められます。

○児童福祉法第21条の10の5第1項では、「要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない」とされています。要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うことが求められます。

○放課後児童クラブにおいては、児童虐待の防止等に関する法律第5条(児童虐待の早期発見等)、同法第6条(児童虐待に係る通告)を遵守することが求められています。

○児童虐待を早期に発見するためには、日常の様々な場面において、子どもの心身の状態(あざや傷、言動の特徴、服装等)に留意するとともに、直接保護者に会う時(子どもの迎えの際等)の気付きも重要です。

○「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成30年7月20日子家発20号第4号 子母発0720号第4号 厚生労働省家庭福祉課長、母子保健課長連名通知)に、放課後児童クラブにおける児童虐待の早期発見等の留意点について記載されているため、これを踏まえることも望されます。

(3)評価の留意点

○市町村によっては、放課後児童クラブが要保護児童対策地域協議会の構成員となっていないところがありますが、その際には市町村に働きかけて、放課後児童クラブも可能な限り参画し、関係機関と連携、協力できる体制を構築しようとする取組を確認します。

○特別な支援を必要とすることは周囲からは見えにくい場合も多くあるため、子どもが家に帰ったがらない、過度におなかを空かせているなどの子どもの様子に目配りしながら、早期発見・早期把握に努めているか確認します。

A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供

A② A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。

【判断基準】

- a) 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。
- b) 放課後の時間帯におやつを適切に提供しているが、十分ではない。
- c) 放課後の時間帯におやつを適切に提供していない。

評価の着眼点

- 放課後児童クラブとしてのおやつの役割を考慮して、おやつの提供時間や方法等を工夫している。
- 子どもたちの状態等を考慮して、おやつの内容を工夫している。
- 落ち着いた環境でおやつを楽しめるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、子ども達の状態等を考慮し、栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供しているかを評価します。

(2)趣旨・解説

○子どもにとっておやつは、栄養補給(補食)としての役割とともに、気分転換をし、遊びや活動のもとになる活力を充実させる働きもあります。また、おやつの時間は、子ども同士が、一緒になごやかに楽しむひと時もあります。落ち着いた環境で仲間とともにおやつを楽しむことは、子どもにとって生活の場である放課後児童クラブにおいて、とても大切なことです。

○おやつの提供に当たっては、子どもの来所時間や夕食の時間、遊びや生活の流れ、子ども達の状態等を考慮し、おやつを提供する時間や内容、量等を考えていくことが望されます。

○おやつの内容等については、保護者に伝えることが望れます。

(3)評価の留意点

○おやつや食事提供時の事故防止の取組、衛生管理の取組については「A13」でそれぞれ評価します。

A⑬ A-1-(5)-②食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。

【判断基準】

- a) 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っている。
- b) 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っているが、十分ではない。
- c) 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)を防止するための対応を行っていない。

【評価の着眼点】

- 食に伴う事故(食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等)の緊急時対応のマニュアルを整備し、全職員に周知している。
- すべての子どものアレルギーの有無を利用開始までに調査し、アレルギーのある子どもについては全職員で情報を共有している。
- 食物アレルギーのある子どもへのおやつや食事の提供について、対応方針を定め、定期的に保護者と相談し決定して調整を行ったうえで、子ども・保護者と緊急時の対応を共有している。
- 食物アレルギー等の対応方法に関する基本的な事項について、定期的に訓練を実施している。
- 窒息事故等がないよう、安全確認を徹底し、危機管理体制を整えている。
- 食中毒防止のための点検項目を定めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等の食に伴う事故を防止するための対応について評価します。

(2)趣旨・解説

○食物アレルギーは、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要があります。

○食物アレルギーのある子どもへのおやつの提供については、それぞれの放課後児童クラブの設備や職員体制を踏まえて「代替食を提供する」「おやつを持参してもらう」などの対応方針を定めた上で、個々の子どもについての対応と配慮すべき事項について、保護者と相談しながら決めていくことが必要です。

○放課後児童クラブへの受入れ時には、すべての子どものアレルギーの有無を利用開始前までに調査する必要があります。

○子どもが食物を摂取する際には、誤配や誤食がないよう、安全確認を徹底し、危機管理体制を十分に整えて提供します。

○万が一、誤食があった場合には、その場で症状が現れなかった場合にも必ず保護者に伝えることが必要です。アレルギー症状が現れた場合の対応についてはマニュアルに基づく対応を全職員が実践できるように、緊急時を想定した訓練を定期的に実施することも必要です。

○おやつや食事の提供は、食中毒防止のための点検項目を定め、確認しながら行うことが必要です。

(3)評価の留意点

○放課後児童支援員等が、食物アレルギーに関する基礎知識、食物アレルギーのある子どもに対する配慮事項や、緊急時に使用する「エピペン®」(アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和する自己注射薬)の使用方法を含めた対応方法等に関する基本的な事項について、継続的に学んでいるか確認します。

○子どもの食物アレルギーの状況は変化する場合があります。定期的に食物アレルギーの状況や配慮事項を保護者と確かめ合っているか確認します。

○窒息事故への対応は、食品を食べやすい大きさにして提供し、よく噛んで食べることを指導するなどの取組・工夫についても評価します。また、食べる際の姿勢やおやつの時間(前後を含む)の子どもの様子に目を届かせているか確認します。

A-1-(6) 安全と衛生の確保

A⑭ A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの安全を確保する取組を行っている。
- b) 子どもの安全確保する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの安全確保する取組を行っていない。

評価の着眼点

- 毎日子どもが来所する前までに、施設整備や遊具等の安全点検、整理整頓、清掃等を行っている。
- 安全管理に関する点検について、点検項目、点検頻度、点検者を定め、定期的に点検を行っている。
- 放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応についての方針を策定している。
- 子どもの来所経路や帰宅経路における安全確保について、計画及びマニュアルを作成し、保護者に周知している。
- 地域組織や子どもに関わる関係機関等に、子どもの来所・帰宅の経路等を伝え、地域の人々の理解と協力を得られるようにしている。
- 子どもの主な行動範囲を中心とした地域の中での子どもの行動や環境を把握している。
- 子どもの病気やケガの場合、保護者と連絡をとれるようにしている。
- 事故やケガが発生した場合、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、事故やケガを未然に防ぐための環境整備について評価します。また、事故やケガが発生した場合に適切な対処を可能とする体制、取組や、来所及び帰宅時の安全確保の状況について評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童クラブにおける育成支援は、安全面に配慮するとともに、子ども自身が危険につながる可能性のあることに気付いて対処する、直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐあるいは最小限に留めるなど、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくことも求められます。

○放課後児童クラブの中で子どもが遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガです。施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もありますので、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが求められます。

○遊びの場面では、子どもの好奇心や意欲も大切にしながら、危険なことについて子ども自身が考え、判断できるよう援助していくことが求められます。そのため、想定される危険の内容によっては、安全を確保するための行動のあり方について子ども自身が学ぶ機会を設けることも望まれます。

○子どもの来所及び帰宅時の安全確保に関しては、保護者に子どもの安全が確かめられる帰宅経路を設定するように伝えるとともに、放課後児童クラブもその帰宅経路を把握し、子どもが来所及び帰宅途中の安全に気を付けるように援助することが求められます。

○放課後児童クラブでは、子どもの遊びや生活の多くが地域の中で行われます。また、子どもが学校から学校外の放課後児童クラブに来所する時や、放課後児童クラブから帰宅する時も地域との関わりを持ちます。自治会等の地域組織や警察をはじめとした関係機関等と連携、協力し、地域で子どもを見守るようにして、来所・帰宅経路等の不審者情報の共有や安全確保のための見守り活動を強化していくことが求められます。

○子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る必要があります。

○事故やケガが発生した場合には、応急手当等の初期対応のあり方が非常に重要です。少しの対応の遅れが命に関わることもあるため、放課後児童支援員等は応急手当等の具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には迅速に対処できるようにし、訓練等もしておく必要があります。

○事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法については、事前に保護者と共有しておくことが望されます。重大事故が起きた場合には、放課後児童クラブの運営主体から市町村・都道府県を通じて厚生労働省及び消費者庁に報告することが求められています。

○事故やケガの発生に至った経緯や事故・ケガの内容、発生後の対処等を記録し、それらの発生した原因や対処のあり方を検証することによって、その後の事故やケガの予防や対応に役立てることができます。

(3)評価の留意点

- 施設設備等については、安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検しているかを確認します。また、点検の結果について記録しているかを確認します。
- 危険なことについて、子ども自身が気づき判断できるよう援助しているか、また、安全を確保するための行動について子ども自身が学ぶ機会を設けているか確認します。
- 安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれます。遠足等の場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べるなどの取組を行っているか確認します。
- 放課後児童クラブが把握しておくべき、子どもに関する必要事項が記載された台帳・調査票等をもとに、子どもの来所経路や帰宅経路の把握を適切に行っているか確認します。
- 「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リスト(平成30年7月)」(平成30年7月11日厚生労働省・文部科学省通知)等を活用して、児童の来所・帰宅経路の安全確保に関する取組の点検を行っているか確認します。
- 帰宅時の子どもの迎えがある場合には、いつ誰が迎えに来るのかを事前に確認しているかを確認します。
- 通常送迎している以外の者が迎えに来る場合には、そのことについて保護者からあらかじめ連絡を受けることを徹底しているか、また、迎えに来た者が確かに保護者から依頼された者であることを確認しているかを確認します。
- なお、学校施設の利用に関する学校との連携については、「A⑦」で評価します。

A⑯ A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。

【判断基準】

- a)衛生管理に関する取組を適切に行っている。
- b)衛生管理に関する取組を行っているが、十分ではない。
- c)衛生管理に関する取組を行っていない。

評価の着眼点

- 施設整備の衛生に関して、点検項目、点検頻度、点検者を定めている。
- 衛生管理に関する点検を定期的に行っている。
- 子どもと共に日常の衛生管理に努めている。
- 子どもが調理や準備をする際の衛生管理を徹底して行っている。
- 放課後児童支援員等の手洗いや爪切り、消毒等の衛生管理を徹底している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、子どもが手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けるよう援助し、子どもと共に日常の衛生管理に努めているかを評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童クラブは、子どもが集団生活を営む場であるため、日頃から手洗い場(蛇口等)、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床・畳(カーペット)、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等の衛生管理を行います。

○施設設備等の清掃・消毒については、マニュアルやチェックリスト等を定めて計画的に行うとともに、実施点検した結果について記録することも必要です。

○放課後児童支援員等は、日常の衛生管理に向けた取組のあり方や感染症や食中毒等の予防と対応等に関する基礎知識を習得した上で、日々の育成支援に当たる必要があります。

○急な病気や事故に際しての子どもの応急手当のためにAED等も備えておくことが望されます。

○放課後児童クラブによっては、おやつ作りをするところもありますので、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定めて、それを遵守することが求められます。

○放課後児童クラブでは、平日のおやつの提供のほかに、学校の長期休暇中の昼食があります。放課後児童クラブによって、食事を提供する場合の提供方法にはお弁当の持参や宅配弁当等の活用、放課後児童クラブでの調理等、様々な形がみられることから、提供方法に応じて、衛生管理の配慮が必要です。

○子どもがおやつの準備等を放課後児童支援員等と一緒にを行う場合は、子どもも手洗い等を行い、爪の状態や傷の有無の確認等をして衛生管理を徹底します。その際には、食品の衛生管理とともに、使用する布きんやまな板等も消毒し、乾燥させるなどして食中毒対策をすることが必要です。

(3)評価の留意点

○子どもの衛生管理に当たって必要となる医薬品(医薬部外品等)の備えがあるかを確認します。

○医師の指示により保護者を通じて子どもの医薬品を保管する場合は、適切に管理しているかを確認します。

○子どもと一緒におやつや食事作りを行っている場合には、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定めているか確認します。

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携

A⑯ A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。

【判断基準】

- a) 保護者との協力関係を築いている。
- b) 保護者との協力関係を築いているが、十分ではない。
- c) 保護者との協力関係を築いていない。

評価の着眼点

- 子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。
- 保護者が放課後児童クラブの活動や行事に参加、協力する機会を設けている。
- 保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫して、保護者同士の交流の場を設けている。
- 保護者が放課後児童クラブの運営に協力する関係を築いている。
- 宿題への対応について、保護者と共通の理解を持てるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

- 本評価基準は、放課後児童クラブが保護者との協力関係を築くための取組について評価します。

(2)趣旨・解説

- 放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要です。

- 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することは、保護者が放課後児童クラブに信頼を寄せ、放課後児童支援員等に子どものことについて話しやすい関係も築かれるなど、子どもを見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことにもつながります。

- 連絡帳や迎えの際の会話等では、保護者の声に真摯に応えることを心掛けて、子育てのこと等について保護者が相談しやすい関係づくりに努めることが求められます。

- 保護者から相談があった場合、保護者の気持ちを受け止め、子どもと保護者の安定した関係が維持できるように配慮しながら、理解や共感に基づいた説明や助言等を行うことが望されます。

- 保護者は、活動や行事に参加したりする中で、自分の子どもだけでなく、放課後児童クラブ全体の子どもの様子やその関わりを知ったり、放課後児童クラブについての理解をより深めることができます。そのためには、保護者が放課後児童クラブの活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどの取組を行うことも望れます。

- 保護者同士が交流したり子育てについて協力したりできるようにすることも、放課後児童クラブに求められます。保護者会や保護者が参加する活動や行事の機会を工夫するとともに、父母の会等の保護者組織の活動についても積極的に支援し、連携していくことが望されます。

- 宿題については、保護者の考えを聞き、保護者と放課後児童支援員等が共通の理解を持った上で、子どもが自主的に取り組めるようにすることが求められます。

(3)評価の留意点

- 育成支援の状況や子どもの様子について保護者に説明する機会を設け、理解を得られるための取組を行っているかについて確認します。具体的には、通信や保護者会等を利用して放課後児童クラブの様子を保護者に定期的に伝えるなどがあります。

- 保護者からの相談への対応は、個人の情報が守られていることを前提として成り立つものです。個人情報の保護、知り得た事柄の秘密保持に留意し、遵守しているか確認します。

- 保護者が放課後児童クラブの活動や行事、保護者会等へ参加することは、就労状況や家庭の状況等の理由によっては負担となる場合もあることから、行事や活動の日程、時間、頻度について、保護者の状況や意向に配慮した工夫を行っているかについて確認します。

- 放課後児童クラブは、公立公営、公立民営、民立民営等、設置・運営形態が多様であり、その設置・運営形態により保護者の関わり方が異なることに注意が必要です。

A-2-(2) 学校との連携

A⑦ A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。

【判断基準】

- a) 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。
- b) 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っているが、十分ではない。
- c) 学校との連携を図っていない。

評価の着眼点

- 子どもの生活の連続性を保障するための学校との情報交換や情報共有を日常的に図っている。
- 毎日の子どもの下校時刻や学校の行事等の予定について、学校と情報交換し、連携している。
- 子どもの来所経路や帰宅経路における緊急時の連絡方法について、学校と情報交換し、連携している。
- 子どもに関する情報を提供をしたり情報を得たりする際の、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ学校と取り決めている。
- 子どもや家庭の状況に変化や問題が生じた際には、連絡調整ができる関係を学校と構築している。
- 学校との連携に関する担当者を置いている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童クラブが、安全面も含めて学校と情報交換や情報共有を行い、子どもの生活の連続性を保障するための取組について評価します。

(2)趣旨・解説

○学校との連携を図るためには、放課後児童クラブの事業案内や行事の予定、放課後児童クラブに在籍する子どもの名簿等を届けるなどして、放課後児童クラブでの生活の様子を学校に伝えます。

○学校から授業時間や年間行事の予定と学校だより・学年だより等を知らせてもらいます。

○特に1年生については、環境の変化が大きいことを考慮して、4月当初は緊密な連携を図ることが大切です。

○学校からの下校時刻に加え、学校行事等の予定をあらかじめ把握することは、下校後の子どもの心身の変化に気付き、細やかに対応できるようにするためにも必要なことです。

○子どもが放課後児童クラブに来所する予定だったのに来ていない、体調が優れないなど、何か変化や問題が生じた際には、学校とすぐに連絡調整ができる関係を構築しておくことが求められます。

○学校との情報交換や情報共有は日常的に行う必要があるほか、行事等で交流したり連携の窓口担当者同士が面談したりするなど、定期的な情報交換や情報共有、交流等の機会を設けることも重要です。

○学校施設の利用に当たっては、学校の理解と協力が不可欠です。放課後児童クラブの市町村の担当部局と教育委員会の間において連携、協力の方針について確認した上で、放課後児童クラブが学校と日常的に交流を深め、協力関係を築くことが望まれます。特に、学校敷地内、あるいは学校に隣接している放課後児童クラブの運営においては、学校の施設管理・運営と密接な関わりを持つことになるため、協力関係を築くことがより一層重要になります。

○学校施設を利用する際は、利用のルール、事故やケガ、器物破損が生じた際の取り決めについて、事前に学校と協議しておくことも必要です。

(3)評価の留意点

○公開授業や学校行事に参加するなどして、学校での子どもの様子を知る機会を積極的に作る取組を行っているかを確認します。

○学校、放課後児童クラブそれぞれの担当者同士が面談する機会を、年間を通して定期的に設けているなどの取組を確認します。

○子どもの学校行事や時間割等について、学校と書面等を活用し、共有されているかを確認します。

○学校の校庭、体育館や余裕教室の利用については、学校や教育委員会、市町村の担当部局と連携を図るなども考えられます。

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護

A⑧ A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) —
- c) 子どもの権利擁護に関する取組の徹底が十分ではない。

評価の着眼点

- 職場倫理を具体的に明文化している。
- 放課後児童クラブにおける虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止と早期発見について、明確な規定を設けている。
- 職場倫理を研修等で共有し、遵守状況を確認している。
- 職員による子どもの権利の侵害や虐待とみなされる行為の禁止について研修等を実施し、職員間で共有している。
- 権利侵害の早期発見と対処のための具体的な取組を定めている。
- 子どもに影響のある事柄について、子どもが意見を述べ、参加することを保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童支援員等が、「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等において規定されている子どもの人権を尊重することについて理解した上で、子どもや保護者的人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重して事業の運営と日々の職務に当たっているかを評価します。また、育成支援の場における虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の防止と、子どもの人権や尊厳を守る責務の遵守のための取組について評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童支援員等は、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を行うように努めなければなりません。そして、子どもが、放課後児童クラブを「安心して通い続けられる場」「自分を守ってくれる場」と認識して通えるようにすることが求められます。

○放課後児童クラブの運営主体は、そこで働く全職員に求められる倫理（「職場倫理」）を明示し、全職員がこれを自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要があります。職場倫理は、育成支援に関わる全職員が共通に守るべきものとして位置付けられます。

○放課後児童クラブにおける虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為は決して許されません。このことについて、「放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第12条では、「放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」とされています。ここで児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為とは以下を指します。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）より

（第7節 被措置児童等虐待の防止等） 第33条10より抜粋

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○なお、上記の三「生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置」とは、放課後児童クラブ内の子どもによる特定の子どもに対するいじめを放置すること等を指します。職員には、子どもの人権や尊厳を守る責務があり、これらの行為も職員の子どもに対する保護の怠慢・ネグレクトといいわゆる虐待に該当することに留意する必要があります。

○放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約第2条の規定に基づき、その運営や育成支援に当たって、子どもや保護者に、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いをしてはなりません。

○2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化されました(2020年4月施行)。放課後児童クラブにおいても、保護者と共に、体罰によらない子育てを推進していくことが求められます。

○また、児童の権利に関する条約第12条及び、放課後児童クラブ運営指針第3章1(4)⑥、第7章2(1)では、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障することが求められています。

(3)評価の留意点

○職場倫理は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して明文化されているかを確認します。

○職場倫理を、「運営主体の指示があるから」「法律や社会的な道徳に規制されているから」という受け身の考えだけで理解すると、実際の場面では行き詰ってしまうことがあります。守るべき職場倫理についての共通理解を支えにして、一人ひとりが自主的に考えること、職場倫理を支えにして協力し合うことを促す取組・工夫が行われているかについて確認します。

V. 放課後児童クラブの第三者評価の効果的な実施に向けての提言

1. 法的位置づけ

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法に基づく事業であり、社会福祉法に基づく、第二種社会福祉事業である。同法第78条には「社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない」と、社会福祉事業者に対し自己評価についての努力義務が規定されている。
- ・ 2014年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号、以下「設備及び運営に関する基準」という。）が公布され、翌2015年3月には、放課後児童クラブの育成支援の充実を図るため、運営に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」という。）が策定された。設備及び運営に関する基準では、放課後児童健全育成事業の一般原則を述べた第5条4で、「放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」と、自己評価の努力義務が規定されている。また、運営指針では、第7章 職場倫理と事業内容の向上 3. 事業内容向上への取り組み （5）運営内容の評価と改善の中で自己評価について以下のように示している。
 - 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
 - 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。
- ・ 2015年の子ども・子育て支援新制度の施行を機に、児童福祉法が改正され、市町村は設備及び運営に関する基準に基づく条例を定めることとなった。
- ・ 「社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間まとめ（平成30年7月）」では、3. 放課後児童クラブの今後のあり方 （2）質の確保 ①放課後児童クラブに求められるものとして、「放課後児童クラブの質の確保にあたって、情報公開の推進、自己評価とその公表、第三者評価の実施や子どもの安全確保の体制の整備は重要な視点である。（例）自己評価の項目例作成、第三者評価の導入や具体的方法の検討等」と示されている。
- ・ 放課後児童クラブの職員の配置・資格に係る基準（設備及び運営に関する基準 第10条）については、当該基準が「従るべき基準」であったことにより人材確保が困難、といった地方自治体からの要望を踏まえ、第9次地方分権一括法（令和元年法律第26号）により、令和2年4月1日より「参酌すべき基準」に改正された。このことにより、地域の実情に応じ、市町村が放課後児童支援員に求める資格や配置が一律ではなくなる可

能性がある。事業の質を高めるためにも、第三者評価の仕組みを導入する必要性が増している。

- ・一方、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究』」において、平成30年度に放課後児童クラブの運営事業者に対して実施されたアンケート調査結果によれば、「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで実施」は1.6%である。現時点では第三者評価を導入している放課後児童クラブは極めて限定的であることが確認されている。
- ・また、厚生労働省「令和2年（2020年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和2年（2020年）7月1日現在）」によれば、運営内容の定期的な自己評価の実施状況について「自己評価の実施あり」が14,462か所と全体の54.3%（平成30年（2018年）5月1日現在では、12,867か所、50.8%）、運営内容の第三者評価の実施状況について「第三者評価の実施あり」が7,854か所と全体の29.5%（平成30年（2018年）5月1日現在では、6,800か所、26.8%）となっている。両調査の定義が異なる²が、第三者評価の実施率は低い状況がある。
- ・こうしたことから、放課後児童クラブにおける第三者評価の実施はこれからというものが現状である。そのため、現段階で放課後児童クラブの第三者評価の義務化、努力義務化については、明確な根拠を示すのは難しいが、質の向上等には有効な手法と考えられる。

2. 評価方法

- ・放課後児童クラブにかかる第三者評価については、すでにある福祉サービス第三者評価の枠組みを利用する事が実行可能かつ有効だと考えられる。福祉サービス第三者評価の枠組みは、既に保育所や社会的養護関係施設、障害者施設、高齢者施設等で実施されている。放課後児童クラブが福祉サービス第三者評価の枠組みを利用することによって、評価機関にとっても、他の分野での評価で得たノウハウを活かせることになり、評価しやすく、また、放課後児童クラブにとっても、質の向上を図るために、どのような準備を行い、効果的に評価を受けるか、理解することができる。
- ・一方で、受審への負担感に対する考慮が必要と考えられる。たとえば、放課後児童クラブで受審の準備を担当する職員（放課後児童支援員等）の勤務形態が非常勤の場合、資料作成のための勤務時間をどう補償するかが問題になることが想定される。

² 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究』報告書」（平成31年（2019年）3月）では、設問「[第三者による評価]の受審の有無及び枠組み」のうち、選択肢「団体が独自に第三者評価を受審」「指定管理者制度における第三者評価の枠組みで受審」「行政評価における第三者評価の枠組みで受審」「放課後児童クラブにおける第三者評価の枠組みで受審」「福祉サービス第三者評価の枠組みで受審」「その他」のいずれかを回答。何らかの制度・枠組みに基づく第三者評価の実施状況を把握しているものである。一方で、厚生労働省「令和2年（2020年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和2年（2020年）7月1日現在）」での第三者評価については、設問内容は「運営の内容について第三者評価を導入して、事業内容の向上を図る改善等を実施している」となっている。両者は定義が異なることに留意が必要である。

- ・また、放課後児童クラブの運営主体や運営形態の多様性を考慮すれば、たとえば第三者評価の実施・受審の際に、できる限り既存の資料やデータを活用するなどの評価方法の工夫が考えられる。
- ・第三者評価の実施については、上記1.で示した質の向上の観点からの第三者評価の必要性を踏まえて、複数年に1回の継続的、もしくは定期的な受審が望ましいと考えられる。受審の頻度については、放課後児童クラブでは子どもの在籍期間が最長で6年間であることから、少なくとも6年に1回の実施が考えられる。また、在籍している学年から考えると、約8割が小学1～3年生である（令和2年（2020年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和2年（2020年）7月1日現在）、厚生労働省）ことを踏まえ、概ね3年に1回の受審も考えられる。
- ・放課後児童クラブの特徴（多様な運営主体の存在、放課後を中心とする時間帯のみの通所型事業、留守家庭等の小学生を対象としていること、など）を理解した評価者の育成、研修が期待される。

3. 受審の普及促進

- ・放課後児童クラブに関する施策は多様性を包含しつつ、市町村が条例で定める最低基準に沿って各事業所で運営されているところである。市町村にとって、放課後児童クラブに第三者評価が導入されれば、各事業所の運営状況等をより把握しやすくなり、事業の質の向上に役立つことから、第三者評価の受審を推奨するのではないかと思われる。こうした自治体側の考えが、実際に受審につながるような方策検討が期待される。
- ・経営基盤が脆弱な放課後児童クラブの運営主体では、第三者評価を受審することには難しさも伴うと考えられる。たとえば、受審のための費用負担の問題が大きいこと等が懸念される。
- ・こうした課題を踏まえると、たとえば第三者評価受審費用に対する補助制度なども受審促進に役立つと考えられる。
- ・普及促進については、第三者評価の受審の意義が理解されるよう、評価の手順や業務改善策の検討までの一連の取組などを放課後児童クラブに周知していくことも大切である。

4. 自己評価と第三者評価

- ・自己評価については、実施している放課後児童クラブが徐々に増加している中、設備及び運営に関する基準や運営指針でも取り上げていることからも、引き続き定期的な実施に務めることが望まれる。その際の参考資料として、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」では、自己評価の普及啓発を目的とし、自己評価の考え方並びに放課後児童クラブ運営指針に沿って自己評価チェックリストを作成している。当該自己評価チェックリストにつ

いては、2019年に作成されたものであるため、今後国が公表する放課後児童健全育成事業の第三者評価基準における項目に揃えて実施されることが望ましい。

- ・また、福祉サービス第三者評価事業では、第三者評価を受審する際に、自己評価が求められている。自己評価と第三者評価が連動して行われ、放課後児童クラブの質の向上が図られるのが理想的である。こうした相乗効果が発揮されるためには、まずは、運営事業者が自らを評価する視点や事務処理能力等を確保できていることが前提となる。

5. 利用者調査

- ・現在の福祉サービス第三者評価事業の仕組みでは利用者調査は必須ではないが、放課後児童クラブの特性からは、保護者に対する調査は実施する方向で検討されることが望ましい。
- ・子どもに対する調査について、子どもの意見を聞くことは重要と考えられるが、第三者評価に含めることに対しては、特に低学年の場合、客観的な調査方法と結果の担保に課題があることから、慎重な検討を要する。
- ・国の実施状況調査等から得られる利用者調査の実施状況が提示されることは、第三者評価が目指す質の向上や利用者本位の福祉につながると考えられる。他の福祉施設・事業での実施状況を踏まえ、特に保護者に対する調査項目案を検討することも期待される。

6. 評価結果の公表、公表結果に基づく改善策

- ・第三者評価の主目的が「サービスの質の向上」と「利用者の選択に資する情報の提供」であることから、結果は公表が前提である。
- ・その際、各放課後児童クラブや自治体のホームページから、評価機関や各都道府県第三者評価推進組織の公表ホームページにリンクするなどの取組が期待される。
- ・「サービスの質の向上」の視点から考えると、放課後児童クラブの運営の改善のためには、評価結果を踏まえた改善計画書が作成されることによってPDCAサイクルを機能させることが望ましい。

VI. 参考資料 プリテスト結果等

1. プリテスト結果

(1) 共通評価基準 事前チェックシート回答一覧

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
I 福祉サービスの基本方針と組織			
1 理念・基本方針			
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> 理念や基本方針が職員に浸透し、利用者への説明責任が果たせているか。 会議・研修などを通して常に学び、見直し等が行われているか。 周知状況の確認はどのように行うのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、サービスマニフェストや掲示によって常に目にする所で確認し、意識できる環境にある。保護者に対しては、入室のしおりで、入室前に周知し、又、掲示、ホームページなどでも確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育理念文書を作成している。 入会資料で保護者へ周知している。 掲示して周知を行っている。 毎年職員教育を行う場面を作っている。
2 経営状況の把握			
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> 地域ニーズの掘り起こしと地域との協働は子どもたちにとって地域で暮らすうえで大切と考える。 行政の計画は運営する上での柱と考える。 指定管理料・委託費での運営になるため、経営状況は常に気に留めている。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な社会状況に対応できるように把握するとはしているが分析までは不十分さがある。 ※事業の経営状況は法人の事務局が中心にコスト管理等を行っているため、現場のみでの判断に難しさがある。
(2) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<ul style="list-style-type: none"> 現場（職員・管理職）と法人が一体となって経営に取り組んでいる。 現場職員にも予算を示すことで、透明性を測り、予算管理をしてもらっている。また課題についても迅速に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> ※上記項目（I-2-(1)①）と合わせて、経営状況の評価については事業者として分析し評価することになるのではないか。
3 事業計画の策定			
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理・委託応募時に5年間の計画を示している。更に利用者アンケートにより毎年の事業計画に反映している。 法人の第二次中期計画に沿った運営に心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 法人中期計画を策定（3年間）計画の策定、検証には職員が中心となり参加しており、学童保育の現場の状況を踏まえて見直しも行っている。
(2) 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年間の人数統計を集計して、原因と対策を考えている。 		

<p>② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 ② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者目線の計画を立てることで、より実効性移せるようにしている。また、計画ばかりを見るのはなく、子どもの状況に応じて見直しを図り修正をしながら育成している。 ・ 年1回の定期総会にて、事業報告、事業計画を審議し議決を行っている。 ・ また、毎年、行政への事業報告・計画書を提出し、モニタリングによる評価も行っている。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 運営主体の責任が明確にされている。			
① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	・ 館の運営方針・組織図・研修計画・危機管理体制などを周知徹底している。	・ サービスマニュアル、危機管理マニュアルによって、職員の共通理解となっている。	・ 定款・諸規定を定め、その中で職務分掌を文書化して示している。施設責任者をそれぞれの学童クラブに置き、また全体を統括する立場のマネージャーを事務局に置くなど、組織内の体制を明確化している。
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	・ 遵守するべき法令等については外部研修に参加し必要に応じて、職員への周知を行い、館内研修など取り組む。	・ 職員は法令については、マニュアル、研修によって把握している。
(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。			
① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	・ 会議やミーティング・館内研修などを通して職員間の連携を図っている。また事例検討なども行い研鑽に努めている。	・ さまざまな研修を開催し、職員の参加ができる。研修後の報告書や意見も反映されている。	・ 法人事務局をおき、職員の労務管理だけでなく学童クラブでの育成支援についての助言や指導を行う部署を設けている。全学童クラブを統括するマネージャーを配置、施設責任者で責任者会を構成し質の向上に向けて組織の体制を作っている。職員の階層に合わせて法人内階層別研修を実施している。
	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指力を使っている。	・ 年2回の職員面談や業務の改善に向けて取り組みを実施し、現場と一体となった運営を目指す	・ 事務局職員を複数配置し、日常の業務を行っている。 ※経営の改善や実効性を高める取り組みは具体的な事例を挙げることに難しさがある
2 福祉人材の確保・育成			
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	・ 人事制度における人材育成を体系的に実施している。	・ 職員の欠員が多い。	・ 人材育成のための人事考課制度があり、実施をしている。 ※人材の確保が厳しく當時職員不足の状態です。加えて中堅層から管理者層への人材の育成に難しさがあります。
	② 総合的な人事管理が行われている。	・ また人材育成が法人の重点項目と位置づけ、体系的な研修を実施。 ・ 施設見学会・採用見学会、ホームページを通した幅広いPRを行うことで人材確保に努めている。	・ II-2-(1) ①の人事制度に基づき専門性の向上を目指す。
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> 法人の第二次中期計画の柱でもある「働きやすく魅力ある職場」をめざし、職場環境の整備を目指している。 <p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対する相談窓口もあり、職員の健康や安全に対しての取り組み、ストレスチェックなども実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 労務管理は事務局業務として行っている。メントルヘルスの研修を全職員が受講、定期的（学期ごと）にメントルヘルスチェックを実施。相談窓口を開設する。 職員アンケートを実施し、意向調査をしている。
	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 上記の人事制度に基づき、目標管理シート・行動評価シートの実施により職員一人ひとりの資質の向上を目指している。 	<ul style="list-style-type: none"> クラブとしての意識、仕組みは不充分と感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定では、常勤職員一人ひとりはステップアップシートを作成、年間目標を立てる。その際、責任者と個別面談を行っている。（半期で中間面接を行う）
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> 法人全体の研修、放課後児童クラブの専門性の研修、職場内研修・SDS・外部研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等に関する年間計画表により、参加計画を立てやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修計画書の中に「期待する職員像」の明記はしていないが、周知は行っている。 専門技術や専門資格の明示については、一覧表での管理だが、受講の計画につなげている。
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> (3) ②を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 研修計画をもとに個々に合った研修を選び参加しやすくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人内で階層別研修を体系化して実施している。 研修への参加を保障できるように情報収集を行っている。
	(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	20 実習生等の福祉サービスに関する専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	<ul style="list-style-type: none"> 自主性の積極的な受け入れが、職員の育成にもつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習生の受け入れをしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学生の職場体験などは毎年受け入れを行っているため、マニフェルトは作られているが、専門職の教育・育成についての体制は整えられていない。 大学生、専門学生等の実習の受け入れは学童保育ごとの柔軟な対応となっている。
	(1) 運営の透明性の確保			
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 法人の苦情解決システムにのつとり、苦情第三者委員の助言を頂きながら、法人と一体となって対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ上で確認できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人ホームページを開設、情報公開している。苦情解決の仕組みを整備し、第三者委員による苦情解決委員会を実行し、報告書を作成している。 「広報紙」を発行、保護者、関係各所、地域へ配布をしている。
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の取組が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査・外部監査を実施し、より透明性のある取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブにおいては、常に事業団による確認の他、おやつ代については保護者代表による監査を行い、適正に運営されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局にて実行をしているが、外部の専門家の監査等は具体的には実施できていない。
	4 地域との交流、地域貢献			
	(1) 地域との関係が適切に確保されている。			

	<ul style="list-style-type: none"> 様々な地域団体と連携・協働しながら運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内の施設という事もあり、学校内で行われているイベントなどには参加するなどしている。その中で、地域とのつながりを持てるように働きかけをしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人理念や保育指針（法人作成）の中で文章化している。地域行事に参加（節分会など）、学童保育の行事に地域を招く（クラブまつり、地域開放行事、卒会式など）、障がい者施設、高齢者施設との交流、物販の購入などを行っている。
① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア登録の際にオリエンテーションを行っており、積極的に受け入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルに明記されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの受け入れの仕組み、登録など書類の整備をおこなっている。
(2) 関係機関との連携が確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> 多くの関係機関と連携することで、セーフティネットとしての役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連携は確立できているが、定期的な連絡会はもっていない。お互いに必要とする時にはすぐに対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校との日常的な連携、要保護児童対策地域協議会への参加、幼稚園・保育園・小学校との連携のための連絡会に参加している。
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 運営連絡協議会を実施することで関係機関との情報共有ができる、様々な交流が生まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者や学校とのコミュニケーションにより、二人を知る状態。一歩出た交流まではできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体との連携をするために、地域の団体の行事に学童保育として参加はしている。
② 活動が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ独自での社会貢献活動は難しいが児童館と連携して取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブとしての活動が中心となり、地域の福祉ニーズに関する情報が入りづらく、具体的な計画に至らない。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑のカーテンなどの市民活動に参加。 放課後子供教室との連携。
III 適切な福祉サービスの実施			
1 利用者本位の福祉サービス			
(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている			
① について共通の理解をもつたための取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本事業理念に立ち、倫理規定や個人情報保護規定、行政の仕様書協定書の徹底を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日のミーティングやクラブ内研修を行い、職員内での共有・理解を行っている。 綱領作成し掲示、学習会を定期的に行っている。
② た福祉サービス提供が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> III-1-(1) ①参照 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルにも明記されているが、限られたスペースの中でのプライバシー保護に配慮をしている が、完全ではない。
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
① 要な情報を積極的に提供している。	<ul style="list-style-type: none"> 利用に対しての行政のマニュアルに沿って、個別のケースにおいては利用者一人ひとりに合った丁寧な対応を心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 入室のしおり、ホームページ上での周知をしてい 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットを作成、公共機関・保育園等に配布し設置している。入会前の説明会・夏休み保育の説明会を実施。入会説明の資料、夏休み保育についての資料は毎年見直しを行っている。
① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	<ul style="list-style-type: none"> 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 入室のしおり、ホームページ上での周知をしてい 	<ul style="list-style-type: none"> る。又就学時健診時等、学校公開時には、見学しやすい様に配慮している。

	<p>・ 入会説明会・保護者会・お楽しみ会等を通して、丁寧に説明すると共に、おたよりでの周知や個別相談も実施している。</p> <p>② どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>・ 入室児には、入室のしおりを使用し説明会を行い、変更等については保護者懇談会や、おたよりでの説明をしている。</p>	<p>・ 入会にあたり、入会のしおりを用意して説明会を開催している。利用の開始・変更の手続きは、行政の担当課へ書類を提出するとともに、学童保育へも連絡体制が整っている。配慮が必要な子どもに対しては、小学校、関係機関との連携が図られている。入会前の事前面談の実施が位置づけられている。</p>
③ たり福祉サービスの運営性に配慮した対応を行っている。	32 福祉施設・事業所の変更や地域への移行等における。 (3) 子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。	33 子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	<p>・ 意見箱・子ども会議・アンケート・個人面談などを実施し利用者満足度の向上を目指している。</p> <p>① ① 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>
(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	・ 法人の苦情解決システムにのっとり対応している。個別のフィードバックをするものとそうでないものに関しては館全体の周知をしている場合がある。 現場と法人が一体となって取り組んでいる。	・ アンケート、みなさまの声などによって、苦情を出しやすい環境を作っていること、又申し出に受けとめ、解決に向けて検討している。	<p>・ 保護者への利用者満足度調査は年1回実施。結果を分析し報告している。要望等については具体的な改善を行う旨を保護者へ返答を行っている。個人面談や学年別懇談会などの実施をしている。子どもを対象とした満足度調査は実施しておらず、遊具・図書の希望を開く程度にとどまっている。</p>
② 35 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	・ III—1—(4) ①参照	・ 相談窓口については、入室のしおりに記載し、入室説明会にて周知している。又、アンケートの実施やみなさまの声についても、わかりやすい場所に設置している。	<p>・ 連絡帳、送迎時、電話応対時、懇談会や個人面談、保育参加、保護者参加行事などの様々な場面を通して意見相談ができる機会を作っているが、文書の作成、掲示などではできていない。</p>
③ 36 子どもや保護者等からの相談や意見にに対して、組織的かつ迅速に対応している。	・ 現場・管理職・法人が一体となって、迅速かつ丁寧な対応を心掛けている。 迅速に対応することで利用者満足度を上げる取り組みを実施している。	・ アンケートやみなさまの声だけでなく、日々の会話などのコミュニケーションによって、相談、意見を出しやすい関係作りをしている。	<p>・ 常に相談対応や意見の傾聴には努めている。</p>
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
① 37 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	・ 危機管理マニュアルに沿った対応。また研修を通じた実践をすることでリスクを少しでも回避できるようにしている。	・ 危機管理マニュアルによる周知、防災訓練の実施と見直しヒヤリハット、事故報告による分析、改善策の検討を行っている。	<p>・ 緊急時対応のマニュアルを整備して周知している。毎月ヒヤリハット事例を検証する場を設けている。</p>
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	・ 行政・法人で示されたマニュアルに沿って対応している。	・ 危機管理マニュアルによる確認し、整備に努めている。	<p>・ 感染予防については、情報を収集し職員へ周知すること、対応マニュアルを整備している。今年度は新型コロナウィルスの感染症予防の対応マニュ</p>

			アルの作成を行っている。
③ 災害時における子どもたちの安全確保のための取組を組織的に行っている。	月に1回の訓練を実施し、利用者も職員も徹底している。 児童館と連携した防災イベントの実施。	危機管理マニュアルによって体制が整っている。 毎月の訓練によって、見直しも行っている。	消防、警察とは職員訓練を実施している。常勤職員へは災害時対応の周知は行われているが、非常勤や臨時職員へは徹底できていない状況があるが、常に常勤が配置されているため指示を出せる状況はある。関係団体との合同訓練の実施はできない。施設には、防火管理者を置いている。
2 福祉サービスの質の確保			
(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している			
① 40 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	児童クラブの年度目標を元に育成支援を検討し、個別ケースに柔軟に対応する。	子どもの応援団、応援シートにより実施できる環境	法人理念文書として、学童保育クラブ保育指針を作成し、それに基づいて育成支援をおこなうこと、階層別の研修を実施している。また、事務局マネージャーによる、定期点検や保育巡回を行っている。
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	III-2-(1) ①参照	応援シートの作成により、検証・見直しなどの手順が職員にわかりやすくなっている。	保育指針は、社会状況に応じての見直しを進めている(児童虐待への対応について、配慮を必要とする子どもへの支援など)指針の改定にあたっては、職員だけでなく、保護者も参画して改定作業を行う場面を作っている。また、改定の場面では、内容を全保護者へ周知している。
(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。			
① 42 育成支援の計画を適切に策定している。	児童クラブにはリーダーを配置し、組織的に対応している。また障がい児など配慮が必要な子どもへの対応は関係機関と連携して適切に対応する。	職員会議において、支援内容についての検討を行っているが、計画の策定には至っていない。	年間保育計画の作成、月案の作成振り返り、ケース会議を全職員で実施し、子どもへの対応について検討をする場面を設けている。
② 43 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	学年ごと・また年度ごとに見直すことで、一人ひとりに合った支援を検討する。	職員会議等での支援の検討はしているが、定期的なものになっていない。	※この項目は、具体的な事例につなげることができず、判断が難しい。 常勤会議、職員会議等で、計画の見直しが必要であれば確認を行っている。
(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。			
① 44 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	育成日誌に記録を残し時系列で追えるようにする。また職員会議などで共有する。	業務日誌、支援日誌に記録をしている。 記録から支援の検討をする。	「学童表」を備えている。育成記録、業務日誌などの記入を行い、会議の場面ではレジュメを用意し、会議録(会議メモ)を作成。他学童クラブとの関連では、会議録を作成し情報共有を図っている。

			る。書類の閲覧についての制限はないが、個人情報に関わる文書に関しては責任者への許可を必要としている。
② 45 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鍵のかかるロッカーでの管理。持ち出しの際のチケットリストの徹底。 ・ 個人情報保護規定等の徹底や研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理マニュアルによって確立されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸規定の中に、個人情報保護規定、文書管理制度などを設け実行をしている。

A-1 育成支援	A 放課後児童クラブ	B 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりに配慮した育成を目指し環境整備、受け入れ状況の把握をしている。 <p>A1 A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの変化への気付きへつながるので、下校の際の「おかえり」「ただいま」を大切にしている。保護者からの連絡方法として、アプリを使用した体調管理やメールを活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 限られたスペースの中で、一人ひとりがわかりやすい工夫はできるが、静養を目的としたスペースの確保は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレは小学校と共用のため、専用とはなっていない。また、育室より死角となる場所にあるため、安全面での不安がある。(子どもへは、トイレに行くことを必ず支援員へ伝える約束を徹底している。)
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援	<ul style="list-style-type: none"> 法人の理念・事業目標を柱に、一人ひとりに目を向けて育成に取り組んでいる。 <p>A2 A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> また活動、イベントを通して明日も行きたい児童クラブをめざして、日々の開りを大切にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 入所前の面談で、児童の様子や心配な点を伺っている。一人ひとりの個性に合った対応を心がけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づく内容で、職員全員が心掛けている。
A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援	<ul style="list-style-type: none"> A-1-(3)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。 <p>A3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出席簿での管理、欠席連絡が無い児童の確認方法を共有している等。 	<ul style="list-style-type: none"> 出席簿での管理、欠席連絡が無管理職とも報連相の徹底をし、所在の確認が取れるまで保護者とやり取り、対応をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用児童に対する所在確認は児童クラブの仕事として、第一優先事項としている。
	<ul style="list-style-type: none"> A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。 <p>A4</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に長期休みは1日育成になるので、生活リズムが崩れないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが児童クラブでの生活がしやすいように環境整備を行い、メリハリのある育成を心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対しては、年間計画の中で保護者懇談会を設けて伝える機会としている。 児童に対しては、わかりやすい掲示と説明だけではなく、児童の疑問から全体で話し合う事にしていく。

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
A5	<ul style="list-style-type: none"> 手洗い指導、カミング 30（よく噛んで食べる）など全体での周知や個別支援で対応している。 A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮が必要な子どもとの対応で、声かけの方法など、一人ひとりに合った方法を探索中である。 	<ul style="list-style-type: none"> なぜ必要かという事は、必ずわかれやすく、何度も伝えていく。理解には個人差があるので、個別に伝える場も作っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在は低学年（3年生まで）の入会であるが、今後6年生までの入会となることで、図書の充実を図る予定。また、施設内に場面による環境設定を意識をしているが、集団の規模と合わせて不十分さを感じる。3年生男児の中には、やりたいことが見つけられず、時間を持て余してしまった姿が見られる時がある。
A6	<ul style="list-style-type: none"> 法人の理念でもある一人ひとりの人格を尊重した育成を目指す。 環境的に部屋が狭い等、難しい児童クラブは時間での入れ替え制などで環境を整えて配慮する。 A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1～6年生が生活しているため、出来ない部分がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブでは異学年が生活する場であるため、それぞれの差違に応じた過ごし方をしている。その中で、自分で選んだり支援をしながら交流をし、視野を広げていくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 3年生までの子どもも集団のため、仲間関係づくりなど大人の援助が必要な場面が多い。
A7	<ul style="list-style-type: none"> A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かににつくりだせるように援助している。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の個性を尊重し、意見を出し合い援助を心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 遊びを通じて子ども同士を繋げる。必要に応じて、子どもが意見を言えるように間に入り、相互理解の援助を行う。いじめに限らず、気付きの時点での対応を心がけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援員も遊びの中に加わり、遊びのルールなどの助言をすることでその後の遊びが発展していく。又、ほかほか言葉、ひえひえ言葉について考える機会を持ち、トラブルの原因を理解しやすくして、わだかまりを残さないように配慮。
A8	<ul style="list-style-type: none"> A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが主体的に活動でき、イベントにも参加・運営できるように、子どもたちの意見を尊重して取り組む。 日々の開りを大切に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行事については、子どもが実行委員として企画や準備の段階から関わっている。日頃から意見を言いやすい雰囲気作りが大事だと感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童一人ひとりの様子から、全体制して伝えていくか、個別に話をきくかの判断をし、対応。 行事については、骨組みを作り、児童が司会などを通して役割をはたしたり、アイデアを出しやすくしている。
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援				

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
A9	A-1-(4)-① 障害のある子どもの受け入れの考え方を理解したうえで、可能な限り受け入れに努めている。	行政の受け入れ手順に沿つて対応。 また個別配慮についてはできる限り対応し、関係機関と連携を図る。	肢体不自由児童については、施設が4階にあるため、受け入れが困難な状況。	障がいのある子どもも受け入れの仕組みは行政として整備している。また、職員の加配体制をとることができる。
A10	A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	受け入れ前の面談、受け入れ後の聞き取り等を通じて、できる限りの配慮をするとともに、インクルージョンの視点に立ち、育成に取り組む。	専門的な知識が不足している。	この項目については、過去において、障がいのある子どもの受け入れの際の実態で評価を記入した。
A11	A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	セーフティネットの1施設の役割を果たし、解決をするだけでなく、つなぐ役割を認識する。	担当課、学校、関係機関とは情報交換の場を設け、情報共有を行っている。また保護者とも定期的に面談等を行っている。	市区町村子ども家庭支援センターハーとの連携、地域ネットワーク会議への出席をし、連携を行っている。
A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供				
A12	A-1-(5)-① 放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供している。	栄養面？給食ではないので捕食でどこまで…。	新型コロナウイルスの関係で、手作り系は以前より控えている。栄養面については、課題が多いと感じている。子ども達もおしゃべりを控える雰囲気になってしまっている。	仲間と楽しくという環境は作れるが、スペースの問題があるため、ゆったりとははずかしい。
A13	A-1-(5)-② おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っている。	行政のマニュアルを遵守して行う。また研修を通して確認する。エビパンの記載はなし？	独自のマニュアルは作成していない。研修での対応方法に添つて共有している。	日々確認作業をし、提供する。危機管理マニュアルによって対応。
A14	A-1-(5)-③ おやつや食事に関する衛生管理を適切に行っている。	行政のマニュアルを遵守して行う。また研修を通して確認する。	食中毒発生時の対応マニュアルは作成していない。現時点では、発生させない点に重きを置いているのみである。	危機管理マニュアルによって対応できる。
A-1-(6) 安全と衛生の確保				
A15	A-1-(6)-①子どもの安全を確保する取組を行っている。	清掃、おもちゃに關しても拭き作業を徹底することで環境の整備ができている。点検者は定めていないがチェック項目を設け、毎日	毎月安全点検日を決めて実施している。気になる点は、担当へ報告しているが、学校施設であるため、すぐに対応出来ない箇所が	安全点検チェックによる安全点検を行っている。 以前には地域安全マップを作成して子どもへの安全指導を行つて子どもの安全を保障している。

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
	拭き作業を実施している。	ある。	支援新の日々の業務としてとらえているので、毎日のミーティングによって確認、共有事項になっている。	ていたが、今年度は行えていない。 ※避難訓練や子どもへの安全指導について触れる場面がありません。 【目】A-1-(1)-(3) 子どもの安全や生活の連続性を保障している。 ・ 基本、保護者の迎えで帰宅。一人での帰宅や習い事へ向かう等は、保護者の連絡の下対応。年度初めに申立書の提出有。
A16	【旧】A-1-(1)-(3) 子どもの安全や生活の連続性を保障している。 ・ 子どもの安全確保のため学校・地域・民生児童委員・主任児童委員とも連携している。	行政のマニュアルを遵守して行なう。 A-1-(6)-(2) 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	環境整備担当を決め、定期的に打ち合わせを行い、問題点は速やかに対応している。	生活の流れの中に組み込み、身に付きやすい様に配慮している。清掃時のチェックなど。 衛生管理のチェックリストを活用して点検を行っている。
A-2(1)	A-2-(1) 保護者との連携			
A17	児童クラブに関しては、連絡帳の活用をしてお子さんについての何気ないこともやり取りをする。お迎え時の出来事も話をししていく。 A-2-(1)-(1) 保護者との協力関係を構築している。	児童クラブに関しては、連絡帳の活用をしてお子さんについての何気ないこともやり取りをする。お迎え時の出来事も話をしつづける。おたより、ミニレターの活用、日常化からの関わりを大切にして、行事への参加を促していく。	今年度は行事を行なかったが、保護者が会を中心になり、企画から実施まで行っている。保護者との伝え合いは、小さな積み重ねと捉え、毎日の会話を大切にしている。	入所説明、保護者懇談会、行事への呼びかけなど。 日常的に保護者との連携のための連絡帳や送迎時、電話応対、懇談会や個人面談の実施、保育参加保護者参加行事など様々な場面で保護者との協力体制が取れるよう心がけている。ただし、今年度は保護者参加の行事の実施はできていない。(春:入会式、歓迎交流会、夏:キャンプ、秋:おまつり 冬:親子レクレーション 年度末:卒会式) ただし、行事参加については様々なご意見の中で保護者の負担感となつているという声もある。
	A-2-(2) 学校との連携			

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ					
A18 A-2-(2)-① 学校との連携を図り、子どもの生活の連続性を保障している。	<ul style="list-style-type: none"> 学校との連絡会を実施すると共に、個別のケースについても、会話をして情報交換や情報共有をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 会報誌を届けたり、日常の挨拶の際などにも、会話をして情報交換や情報共有をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1年を通して連絡を密にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する情報提供の際の取り決めは、お互いの職業倫理に基づいての関係を土台としているため、あらかじめの取り決めを行っていないのが現状である。基本は、副校長と施設責任者で情報の提供を行っている。 					
A-3 子どもの権利擁護									
<p>A-3-(1) 子どもの権利擁護</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の理念を柱に置いた育成。 子どもの声（意見）が形（実現する）になる育成。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人倫理規定・倫理要綱の遵守。 虐待防止に向けて、日々の関わりを大切にした育成。（いつもと違う気付き） <p>A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心にとつて、何が大切なことを考え、子どもの心に寄り添うことを心がけているが、果たしてどこまで出来ているのか、不安はいつもあります。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人倫理規定・倫理要綱の遵守。 研修での学びをミーティング等で共有し、相互に確認し合う場としている。 <p>A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活作り、行事等に関して子どもを中心としたものにし、意見を取り入れながら計画し、実施していく。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 </td><td style="vertical-align: top;"> <p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの職員の権利擁護に関する意識を高めるための取り組みとして、職員会議での学習会を定期的に実行している。育成支援の場面で常に意識はしているが、精神論ではなく技術的な面での徹底ができるのかの評価が難しい。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 </td><td style="vertical-align: top;"> <p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの職員の権利擁護に関する意識を高めるための取り組みとして、職員会議での学習会を定期的に実行している。育成支援の場面で常に意識はしているが、精神論ではなく技術的な面での徹底ができるのかの評価が難しい。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 </td></tr> </tbody> </table>					<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の理念を柱に置いた育成。 子どもの声（意見）が形（実現する）になる育成。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人倫理規定・倫理要綱の遵守。 虐待防止に向けて、日々の関わりを大切にした育成。（いつもと違う気付き） <p>A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心にとつて、何が大切なことを考え、子どもの心に寄り添うことを心がけているが、果たしてどこまで出来ているのか、不安はいつもあります。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人倫理規定・倫理要綱の遵守。 研修での学びをミーティング等で共有し、相互に確認し合う場としている。 <p>A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活作り、行事等に関して子どもを中心としたものにし、意見を取り入れながら計画し、実施していく。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの職員の権利擁護に関する意識を高めるための取り組みとして、職員会議での学習会を定期的に実行している。育成支援の場面で常に意識はしているが、精神論ではなく技術的な面での徹底ができるのかの評価が難しい。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの職員の権利擁護に関する意識を高めるための取り組みとして、職員会議での学習会を定期的に実行している。育成支援の場面で常に意識はしているが、精神論ではなく技術的な面での徹底ができるのかの評価が難しい。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。
<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の理念を柱に置いた育成。 子どもの声（意見）が形（実現する）になる育成。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人倫理規定・倫理要綱の遵守。 虐待防止に向けて、日々の関わりを大切にした育成。（いつもと違う気付き） <p>A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心にとつて、何が大切なことを考え、子どもの心に寄り添うことを心がけているが、果たしてどこまで出来ているのか、不安はいつもあります。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人倫理規定・倫理要綱の遵守。 研修での学びをミーティング等で共有し、相互に確認し合う場としている。 <p>A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活作り、行事等に関して子どもを中心としたものにし、意見を取り入れながら計画し、実施していく。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの職員の権利擁護に関する意識を高めるための取り組みとして、職員会議での学習会を定期的に実行している。育成支援の場面で常に意識はしているが、精神論ではなく技術的な面での徹底ができるのかの評価が難しい。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの職員の権利擁護に関する意識を高めるための取り組みとして、職員会議での学習会を定期的に実行している。育成支援の場面で常に意識はしているが、精神論ではなく技術的な面での徹底ができるのかの評価が難しい。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルによって、防止、早期発見に取り組んでいる。 <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場倫理を明文化し、研修・学習会を定期的に行っている。職員間でも不適切な行為の防止にむけて常に自身の行動を振り返る場面を意識している。 					

2. プリテスト時に得られた意見

(1) 共通評価基準 議事概要一覧

	A 放課後児童クラブ	B 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
1 福祉サービスの基本方針と組織				
1 理念・基本方針	<p>(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>評価の着眼点の5つ目について、周知状況の確認をどのようにするのかを確認したほうが多い。また、誰への周知かも明記したほうがよい。 職員か保護者が。 単に周知しているかだけでなく、継続しているのが(浸透しているのか)を確認できるといい。 一方で、保護者向けに継続的にしつこくいうのは難しい。</p> <p>① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p>	<p>保護者に対しては、クラブの基本方針等を記載した入室のしおりを準備しており、入室前(2月後半から3月)に周知している。また、入室前に入室説明会を実施しており、入室説明会でもしおりを説明するようにしている。</p> <p>子ども向けには、しおりの内容をポスターにして、掲示している。</p> <p>職員向けては、入室説明会前のクラブ長の会議(会議 자체は2か月に1回)において、クラブ長同士で確認を行い、その後、クラブに持ち帰り、各クラブの職員で読み合わせをするようにしている。</p>	<p>理念、基本方針については、学童クラブの入り口に掲示している。</p> <p>保護者に対しては、入会時に資料を用いて説明を行っている。また、職員に対しては職員会議の中で確認している。</p> <p>詳細な保育理念文書も作成している。</p>	
2 経営状況の把握	<p>(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>社会福祉事業だと幅広い。「具体的に把握、分析」をすべての社会福祉事業全般で行うのは難しい。児童分野について、把握するまであればできる。「分析」という表現については難しい。把握し、事業に反映していることが大切である。分析までは難しい。</p> <p>① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p>	<p>上三つは法人が管理を行っているので、学童クラブ単体として評価することは難しい。情報は共有されているので、結果的には学童クラブではできないが、法人で行わっていることはできている。</p> <p>人件費など数値は把握できており、指定管理者制度に基づく運営ということもあり行政に報告を行っている。</p> <p>上三つについて、情報の把握はできている。分析は法人全体で行われている。</p>	<p>上三つは法人が管理を行っているので、学童クラブで議論している。</p> <p>指定管理に申し、市区町村から補助される予算是、子どもの人数等に応じて、クラブへ振り分けている。</p> <p>クラブとしては、評価の項目の内容は理解できるが、具体的にクラブの経営等がどうなっているかまでは回答できない。異動もあるため、評価は難しい。</p> <p>4つ目の「分析」については、実態の把握まではできていない。</p>	<p>(ご回答者は)法人の理事でもあるので、この学童クラブ以外についても把握できる立場にある。その意味で把握はできていると回答した。</p> <p>職員の中には理事になつていない者もいるので、その場合には、把握できない項目もあると有していない。</p>
3 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	<p>特になし</p> <p>② ③ 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p>	<p>法人単位では、経営分析を行っているが、クラブ単位では行っていない。また、放課後児童クラブだけではなく、高齢者や障がい者向けのサービスも含めて、法人としての経営分析を行っている。また、分析結果については、逐一クラブに共有していない。</p>		

A 放課後児童クラブ	B 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブの立場からは、法人を信頼しているため、経営等については、法人に任せている。 ・ 法人としては回答可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の経営課題としては人材確保が一番大きい課題である。施設責任者同士で他の学童との調整も行っている。責任者が集まって調整等をしている。理事はあくまでも経営者である。 ・ 人材確保は、施設責任者を通じて法人で努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思う。精査した方が良いかもしない。限界はあると思う。 ・ 現状の経営課題としては人材確保が一番大きい課題である。施設責任者同士で他の学童との調整も行っている。責任者が集まって調整等をしている。理事はあくまでも経営者である。 ・ 人材確保は、施設責任者を通じて法人で努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思う。精査した方が良いかもしない。限界はあると思う。 ・ 現状の経営課題としては人材確保が一番大きい課題である。施設責任者同士で他の学童との調整も行っている。責任者が集まって調整等をしている。理事はあくまでも経営者である。 ・ 人材確保は、施設責任者を通じて法人で努めている。
3 事業計画の策定			
<p>(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>			
<p>① 中長期的について、どのくらいのスパンか。 ⇒中期は3年～5年、長期は10年程度。</p>	<p>・ 中長期的について、どのくらいのスパンか。 ⇒中期は3年～5年、長期は10年程度。</p>	<p>・ 経営基本計画は10年、経営実施計画は5年で策定している。経営実施計画では、重点項目を決め、年度末にクラブを対象に進捗状況を調査している。例えば、人権擁護の取組を行っているか、地域と連携した取組を行っているか、利用者本位のサービスを提供できているのか、といった項目になる。</p>	<p>・ 経営基本計画は5年で作成。職員が中心になって中期・長期計画を立てている。自分たちで実施しないと、実のある運用にならないと考えている。</p> <p>・ 長期計画は設立当初に10年計画を立てたが、その後は変えられない。</p> <p>・ 現在、中期計画を立案中だが、今後の10年を見通すことができるのは難しいかもしない。</p> <p>・ 指定管理が5年間あり、長期計画も5年の方が良いかもしない。</p> <p>・ 期間を定めない方が評価はしやすいかもしない。中期でも、ビジョンを持って将来を見通せることが重要ではないか。</p> <p>・ 数値目標（4、5）については、行政に対して指定管理を受ける際に提出しているものを利用できる。また、モニタリングとして苦情などで数字が出されている。求められている部分であり、数値を作成できている。</p> <p>・ モニタリングは市区町村が行っている。指定管理者委託になっていることから、毎年モニタリングが行われている。NPO 法人であることから、職員には、呼びかけをして正会員になってもらったりしている。</p>
<p>② 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p>③ 具体的な数値目標を立てることはできるが、それが育成支援の成果を表すわけではない。また、すべてに成果があらわれるものではない。数値目標を適切にたてることは難しい。来館者数だけでは測れない部分もある。数値目標だけでは年度計画は統一されたフォーマットが用意さ</p>	<p>・ 法人で年度計画を策定しており、それに基づき、各クラブで行事計画を立てている。目標は月別に設定している。</p> <p>・ 行事計画はクラブ内に掲示されている。</p>	<p>・ 年度計画は、法人計画に加えて、各学童クラブでも計画を立てている。法人内には全部で 13 クラブがあり、それぞれが年度方針を立てている。</p> <p>・ 年度計画は統一されたフォーマットが用意さ</p>

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
(2) 事業計画が適切に策定されている。	<p>はなく、それ以外の成果を確認できるようになる」とい。 ・ 計画をたてっぱなしではなく、進捗管理（定期的な見直し等）ができるかを確認するというのが趣旨ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 <p>⑥ 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研修やクラブ長会議等での内容は、職員にも共有している。 年度末のプロジェクト会議（地域別に8つのプロジェクトを設定）の際、活動内容を発表してもらったり、その内容を受け、法人で事業計画を策定する際の参考にしている。 職員の意見をとりまとめて、クラブ長会議・プロジェクト会議・エリアマネージャー会議で取り上げているため、クラブとしては、職員の意見が反映されていることが多いと感じる。 項目の説明が難しい。 （クラブの立場として）法人全体の状況を考慮して、○を付けるのには躊躇してしまったが、1クラブの評価としてよいのであれば、判断やすい。 <p>⑦ 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>
(1) 事業計画が適切に策定されている。	<p>はなく、それ以外の成果を確認できるようになる」とい。 ・ 計画をたてっぱなしではなく、進捗管理（定期的な見直し等）ができるかを確認するというのが趣旨ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗は、毎月、職員会議で意見交換を行いつつ振り返りを行っている。最終的には年度末に全体としての振り返りを行っている。 職員会議では毎回全てを振り返っているわけではないが、計画が実行されているかどうかを確認している。 半期に一度は計画の見直しを行い、次の計画策定に向け、今年度できているかどうかを確認している。ただし、見直しは、規則で決まっていることと言うよりも、必要にせまられて見直しを行っている。見直した結果変更が必要な場合は職員会に諮っている。 4番目も年度方針の項目を修正することはないが、今年度は大きな状況変化があったため、保護者との連携、学年を集まって実施することができなかつたため、オンラインで行うなどの計画変更をしている。そういうたった運用上の見直しは随時行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「b」がついているが、子どもへの説明の具体的な例がみづからないためである。 事業計画に関連して、お誕生会をこの時期にやるよといつたことを話すことはある。何も説明をしていないことはないが、それで良いのか分かりづらかった。 説明はしているので、子どもは予定を知らずにクラブに通っているということはない。 1年の流れと月の予定を掲示物で貼ったりしている。 施設を改修するような子どもにも影響するようなことがあれば、お便りで伝えていく。

A 放課後児童クラブ	B 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
<p>① 織的に行われれ、機能している。</p> <p>8 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組み立てられている。</p>	<p>評価については、保護者向けの利用者アンケートなどを実施している。また、子どもには意見箱を設置している。</p> <p>② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>法人としては、評価の仕組みをもっている。 第三者評価については、法人として契約を結んでいる。クラブ等が多い法人であるため、なかなか順番が回ってこない。年に1回、2か所ずつ評価を行っているが、まだ一巡していない。</p> <p>③ 意見はなかった。</p> <p>9 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価は行っていない。自己評価は昨年実施した。以前は財団が作成したチェック項目を、昨年度は厚生労働省が作成したチェック項目に沿って職員間で実施、検討した。 利用者満足度については保護者を対象とした利用者調査、モニタリングも公表している。 責任者が集まっての会議を月1回、理事と責任者が出席する運営委員会を年に4回開催し、結果を評価している。運営委員会での検討結果については、クラブへ周知している。 保護者にフィードバックする前に、職員会議（非常勤を含む全職員が出席）で共有、議論している。 自己チェックの結果の評価はしていない。ここでは、保護者の満足度調査の結果のみで行っている。外部からの評価は、満足度調査とモニタリングのみである。
<p>II 組織の運営管理</p> <p>1 管理者の責任とリーダーシップ</p> <p>(1) 運営主体の責任が明確にされている。</p>	<p>特に意見はなかった。</p> <p>10 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>① 表明し理解を図っている。</p>	<p>災害などの対応マニュアルや、緊急対応のフローなど、マネージャーへの報告体制はは含まれており、それを確認している。また、掲示し周知を図っている。</p> <p>主語が運営主体となっているが、どの立場からなかった。管理者にして直く方が回答やすい。法人経営社としての回答になりがちとなる。施設の管理者として頂いた方が明確である。</p> <p>責任者不在時は、連絡体制が決まっており、エリザベス・アマネージャー(児童センターの館長)に連絡するというフローになっている。そのエリザベス・アマネージャーが不在の場合は、別のエリザベス・アマネージャーに連絡することになってしまっており、連絡網を準備してある。</p>	<p>クラブで職員会議を毎月開催しており、月の子どもたちの様子やマニュアルを確認したりしている。</p> <p>(管理者)より「運営主体」の方がよいといいう指摘があり、表記を変更したが、変更したことでも違和感がないかという質問に対し)管理者となると、法人のイメージになるため、運営主体の方が分かりやすい。</p> <p>責任者不在時は、連絡体制が決まっており、エリザベス・アマネージャー(児童センターの館長)に連絡するというフローになっている。そのエリザベス・アマネージャーが不在の場合は、別のエリザベス・アマネージャーに連絡することになってしまっており、連絡網を準備してある。</p>

		A 放課後児童クラブ	B 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 2つ目の項目は、研修を行っているが、勉強会は開催していない。 3つ目の項目の「環境への配慮」は、できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 2つ目の項目は、研修を行っているが、勉強会は開催している。 3つ目の項目の「環境への配慮」は、できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事としての回答。 法人内で研修計画を立てており、その中には法令遵守のこともある。研修は、階層別に実施している。個人情報・苦情処理などが対象となる。 月に1回の職員会議では、児童虐待、リスクマネジメントなどのテーマを決めて、20～30分の研修的なものを行っている。実際に何かあれば、関係機関に相談したりする。
	(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県や市町村の研修について、法人からクラブへ情報提供している。また、仕事の一環として受講できる。 支援員でも補助員でも参加可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人としてとの回答になる。 この学童クラブを土台に法人全体に展開したいと思っている。自分自身のところができるだけいなければ、法人全体もできないと思う。振り返りはしている。個別の子どものケース会議を別途行っている。月2回、午前中に2時間ずつ、非常勤職員にも入って頂きながら実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人としての回答になる。 この学童クラブを土台に法人全体に展開したいと思っている。自分自身のところができるだけいなければ、法人全体もできないと思う。振り返りはしている。個別の子どものケース会議を別途行っている。月2回、午前中に2時間ずつ、非常勤職員にも入って頂きながら実施している。
①	12 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。				
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指力を見揮している。	<ul style="list-style-type: none"> 当該クラブの場合には、人事権は理事長が持っている。採用のところについては現場では評価が難しい。ストレスチェックなどの人事的な話は現場でも行っているが、人事権は法人が持っているので難しい。 ただし、ここでは経営の改善や業務の実効性の向上に向けての人事という話なので、特段評価項目などの修正は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人として回答してよいなら、評価は可能であろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者と言われても、経営との観点が持ちづらい。運営面では、予算の中で教材費をどうやりくりするかなどは行っている。職員の配置もあら。支援の単位で配置が決まっているので、コストを削減するのではなく、必要な配置をどう進めかるが重要。労務管理は行っているが状況は厳しい。 決められた予算の中で、どうやりくりするか、きちんと執行できるかが大事である。現在、上半期をまとめたが、残りの下半期について執行率を確認している。購入計画も見直している。そういう実務に基づいたイメージにつながる文書が良いかもしない。 	
	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> 児童館や学童クラブではキャリアパスを描くことが難しい。一方で、定着については、次員がでたときに補充しているとい点で計画的に取り組んでいる。こういった点について記入で悩んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館や学童クラブではキャリアパスを描くことが難しい。一方で、定着については、次員がでたときに補充しているとい点で計画的に取り組んでいる。こういった点について記入で悩んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> クラブ長の判断ではなく、法人として人員確保を検討している。 次員が多いため、3つの項目は○を付けられなかつた。 4つの項目は、法人が行っているが、なかなか中堅、リーダー、管理職への育成が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 正規の職員と非正規の職員の常勤があり、その他非常勤がいる。いずれも採用は難しい。正規職員の確保が落ちてきている。常に人手不足であり、特に非常勤の採用が厳しい。 中堅、リーダー、管理職への育成が難しい。

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
			<p>効果的だとは言えない。福祉人材バンク、ハローワーク、学生、就職説明会等にも声をかけており、手を尽くしているが、実際の採用までは結びついていない。「効果的な」という文言には、実績につながっているかどうかが影響するため、「効果的な」を削除すれば、実際に採用できなくとも○を付けられるだろう。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 4番目は「効果的な」がなければ○が付けられるかもしれない。正規社員はハローワーク等に、非正規社員は大学などで求人している。 法への経営に関わっているので、人材確保の状況は分かるが、一学童クラブの代表では、人材育成については回答が可能だが、人材確保については回答が難しい。
			<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。
②			<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p> <p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 離職を減らすためにも重点的な項目である。 管理職が男性であるので、女性のリーダーカラスの人が窓口になる相談窓口を設置している。 非常勤の勤務状態や声などもしっかり聞き、ファイードバックしている。 有給の取得率も7割を超えて高い。 <p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> すべて○がついたら、a という判断にしたが、一部、空欄になっている項目があつても a になると思うような設問もあつた。 1番目は○ 5番目は「総合的な福利厚生」が十分できていない。地域の冠婚葬祭等にかかる制度には入っている。 6番目は取り組んでいるが実績、成果がでているかの判断が難しい。実際に育児とのバランスで悩んでいる職員がいる。シフト制をとつているが、一部の職員に負担がかからないような配慮も必要である。一旦非常勤になつて、また戻れるような仕組みもある。まだ、実績はない。 現状、育児休暇取得後、復職者が特短で勤務す

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			<ul style="list-style-type: none"> ・特に意見はなかった。 ・1つ目の項目は、職員数が少ないと、そもそも職員像を明確にしてもらいたいのか、迷いが生じた。法人としての「期待する職員像」は明確に規定されている。 ・法人として定めている職員（法人職員）の面談は、目標管理シートを用いて、年に3回行っており、そこで目標の進捗管理も行っている。ただ、クラブに対し、そういう面談を行うように依頼していない。 ・3つ目の項目は、仕組みとしては取り入れていないが、毎日顔を合わせているため、普段の会話の中で確認をするようにしている。 ・クラブに改まった面談等を導入するのは、難しいだろう。
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> ・特に意見はなかった。 ・18と19は同じように見える。 ・1クラブから1名しか出席できない研修が多い。その場合、クラブ内で共有する機会を設けたりしている。参加したい研修がかかるばつた場合は、順番に参加するようになっている。 ・法人からも、研修は受けただけではなく、伝達まで行うようによく依頼している。 ・子どもたちがくる1時間前に、時間をとつて、伝達研修を行うようにしている。
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。			<ul style="list-style-type: none"> ・特に意見はなかった。 ・18と同じ。
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。			<ul style="list-style-type: none"> ・研修記録から、これまでの研修を受講状況、外部研修を受講実態や実績を見て、今年度、誰が何の研修を受けるかを決めている。学びの機会の標準化、受講機会の保証を行っている。 ・受講した研修を職員会議の場で報告している。

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
(4) 実習生等の福祉サービスに関する専門職の研修・育成が適切に行われている。			報告自体に講師役としての人材育成などの機会としている。
① 實習生は6～7人受けている。法人としても積極的に実施している。絶対的に必要であるが、基本姿勢を明文化している等はない。 次の人材を担う実習生を大切に受け入れるといった表現のほうが受けやすい。 マニフェアルといった表現だと対応できるところは限られるのではないか。 何のために受け入れているかが、現場に落とし込まれていることが大切である。また、館長が変わつても継承できるようになります。 中学校の職業体験については、クラブによっては受けているところもある。	法人としては実習生を受け入れているが、日誌等の対応が大変であるため、クラブでは受け入れていない。実習生の受け入れニーズは高いと認識しており、クラブが併設されているセンターでは、センターでの実習生として受け入れている。受け入れのために負担が大きいため、個々のクラブにはお願いしづらい。 法人では、実習生受け入れに関するマニュアルの仕組みはできている。 20 実習生等の福祉サービスに関する専門職の教員・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	法人としては実習生を受け入れているが、日誌等の対応が大変であるが、システムとして大学に枠を設けていない。ただし、中学生の職場体験の受け入れのみ、システム化しマニュアルを作成している。 実習生の受け入れについては、法人としてはなく、各クラブ単位で行っている。 何かあれば個々に柔軟に対応している。大学生がボランティアとして単位取得を目的として依頼されることもある。 ボランティアの受け入れについては整備してきたが、実習生の受け入れについては整備できていない。「受け入れ」をしている実績がないと「〇」をつけることができない。 インターネット上については、人材確保として考えていこうとの段階ではある。 「4.(1)」にボランティアの記載があるので、ボランティアに關してはそちらの項目でみるほうがよい。	OBや繋がりのある学生から直接依頼があれば実習生を受け入れている。システムとして大学に枠を設けていない。ただし、中学生の職場体験の受け入れのみ、システム化しマニュアルを作成している。 実習生の受け入れについては、法人としてはなく、各クラブ単位で行っている。 何かあれば個々に柔軟に対応している。大学生がボランティアとして単位取得を目的として依頼されることもある。 ボランティアの受け入れについては整備してきたが、実習生の受け入れについては整備できていない。「受け入れ」をしている実績がないと「〇」をつけることができない。 インターネット上については、人材確保として考えていこうとの段階ではある。 「4.(1)」にボランティアの記載があるので、ボランティアに關してはそちらの項目でみるほうがよい。
② 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	ホームページでは、法人単位ではあっても、事業所単位では公開されているわけではない。 ⇒法人単位でみると、事業所単位でみるのか、で悩んだ。	ホームページで公表している。広報誌は行っていない。 見学者用の資料は準備している。	4番目は、地域に対して定期的に法人の広報誌を開設機関、地域のセンターや小児科に置かせて貰いて、情報提供をしている。 クラブとしては学校等の地域に対してはお便り関係の配布がある。お祭りなどの案内を回覧板に入れてもらっていることはある。 地域の青少年の会議に出席した際に配布したパンフレットには理念などが書かれている。
② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	特に意見はなかつた。	クラブとして行っているのは、おやつ代である。 保護者に監査を行ってもらっている。 外部からの指摘事項点では、法人として監査法人を入れ、監査を行っている。	「外部の専門家」の監査を行っている、市区町村の監査がある。市区町や内部の監査から指摘事項があれば、改善している。 「外部の専門家」定義が分かりづらい。お金を出して入つてもらうのは受けていらない。

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
① 23 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 <p>23 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> クラブにいる時間帯が午後1時からということは可能であり、クラブ独自で地域に働きかけるのは難しい。 学校を通じて、地域の情報を集約している。 高齢福祉センターの夏祭りに、クラブとして参加しており、地域連携のよい取組だと感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内施設に外部の人が入ってくることは可能であり、地域の人が読み聞かせ等を行ってくれる。外部の施設（高齢者施設等）には出向いている。
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務に関する書類は準備している。 夏休みに、人形劇・マジック・工作を教えてくれる人を呼んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務等も含めて、登録用紙などの全て整っている。
(2) 關係機関との連携が確保されている。			
① 25 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域との連携は難しいが、学校との連携は随時行っている（定期的な連携は行っていない）。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携もイメージしやすかった。
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 単体のクラブとしては難しい。 法人の代表は、地区単位の子育ての連絡会、市区町村の児童福祉の委員として参加しており、そこでの議論内容をクラブに共有するようにしている。 地城の情報として、待機児童に関する情報が挙げられるが、一昨年度までは待機児童が多かったが、クラブが1つ増えたため、減ったと聞いている。 法人としては、児童センターを単位とし、地域の状況を把握し、その結果をクラブにフィードバックしている。 	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな団体が参加する地域のことを知ろうとしたイベント活動があつたため、当学童クラブも参加した。ただ、きっかけはあつたが、そのきっかけで終わってしまった。団体の交流に終わつたが、それで丸が付くかどうか分からなかつた。 クラブの連絡協議会が地域にはない。 保育所の状況などがこうした活動からも分かった。ボランティア参加していたが、子育てネットワークが見えた部分はある。ニーズの把握にはつながつた。 保護者の満足度調査の中で、高学年の受け入れの意向を把握した。
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童関係は多いが、他はできていない。 社会福祉法人として社会貢献を行うことが求められているが、模索中である。 5つの備蓄については、クラブの子ども用はあるが、地域単位となると、そこまで準備できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 答えはあるが、自分のところで精一杯。地域を含めての整備はしていない、

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
III 適切な福祉サービスの実施			
1 利用者本位の福祉サービス			
(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている			
28 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつたための取組を行っている。	<p>① ノウハウや専門的な情報を探るために、地域に還元する・発信するということが難しい。自ら情報発信を行つていい必要があると感じている。地域とのつながりは強い方であるが、より一層の取組みが必要である。(評価項目への意見ではない)</p> <p>② 避難所には指定されていない。そのため、住民の安心・安全に寄与できない歯がゆさがある(評価項目への意見ではない)</p>	<p>法人として、人権擁護に関するチェックシートを準備しており、年に2回行っている。</p>	問題なし
29 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	<p>① 「個々の」という部分のハーダルが高い。留意点でも特段の記載はないので、「個々」が具体的に何をさしているか分からない。</p>	<p>ワンフロアではあるが、着替えの場所は準備できていないと判断した。</p>	ワンフロアではあるが、着替えの場所は準備できている。
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	<p>① 特に意見はなかった。</p>	<p>見学や体験はいつでも大丈夫だと伝えている。</p>	4番目は希望者に隨時対応。集団健診の際にチラシを配布している。
31 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	<p>① 要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>特別な資料は準備していないが、保護者の希望や子どもの状態を確認し、生活で配慮する必要がある事項については、保護者に確認をするようになっている。</p> <p>また、保護者に、おうちでの過ごし方を聞いて、聞いた内容については、必ず配慮するようにしている。</p>	<p>一番下については、小学校、幼稚園・保育所との連携に入らせて頂いて、気付きました。小学校の先生とは就学支援シートを保護者から共有されたり、必要に応じて学校と連携。</p> <p>事前面談は希望者。要配慮の場合には、保護者も一緒に面談を実施している。</p>
32 放課後児童クラブの運営に子どもや保護者等が参画している。	<p>① 放課後児童クラブの運営に子どもや保護者等が参画している。</p>	<p>4つ目の「ルール化」という部分の判断が難しかった。</p> <p>特に配慮する必要がある子どもが入室を希望した場合、保護者が体験できるようにしている。市区町村の制度で定められており、市区町村の職員と一緒に、設備面も含めて、どのような配慮が必要か検討している。設備等を変更する必要がある場合は、市区町村から補助を受けられるようになっている。</p> <p>新1年生については、短時間であるが、子どもと親と話す機会を設けるようにしている。</p>	4つ目の「同意を得たうえでその内容を書面で

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
③ たり福祉施設・事業所の変更や地域への移行等にあ る。	特に意見はなかった。 (3) 子どもや保護者等の満足度の向上に努めている。	<p>・ 子ども会議は実施しているが、事前にこの日によると決めているわけではない。設置しているが、錆打ってやっているわけではない。子どもとのニーズに沿ってやっている。「設置」という定期的に実施していくイメージである。より表現を幅広く捉えられるようになると良い。</p> <p>① 33 子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>・ 子どもと保護者それぞれのアンケートを年に1回実施している。アンケートの他、意見箱は随時受け付けている。</p> <p>・ アンケートのフォーマットは決められており、毎年同じ項目を聞くことで、経年比較できるようになっている。</p> <p>・ 特に自由記述はよく書いてくれる。</p> <p>回答方法は、家庭で記載し、封を開じ、提出してもらっている。</p> <p>・ クラブで集計を行っている。</p> <p>子どもの対象は、小学1年生から6年生であり、回答できない場合は、保護者に付き添つてもらい、回答してもらっている。</p> <p>・ 子どもへの調査を実施する場合、保護者の許諾を取る必要がある。</p> <p>・ 参画の部分は難しいが、利用者調査への回答だけ十分である。</p>
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。	<p>・ 「必ずファイードバック」という表現がハードルが高い。ファイードバックするかどうかは、個別ケースでの判断になる部分がある。「必ず」ではなく、「状況に応じて」という表現だとありがたい。直接にファイードバックはすべてにはできていない。ホームページなどで回答を掲載するなどで対応しており、「直接」しているわけではない。個別ケースで「適切な方法」でファイードバックする。</p> <p>② 35 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環 境を整備し、子どもや保護者等に周知している。</p>	<p>・ 大きな苦情は來たことがない。</p> <p>苦情は、苦情内容とその回答内容を整理し、公表している。</p> <p>利用者アンケートの結果は公表している。</p> <p>保護者から苦情が来た時、保護者懇談会で丁寧に説明したことがある。</p> <p>全体に関わるような内容であつたら、職員で検討し、今後の方針も伝えるようにしている。</p> <p>・ 意見を出しやすいように、スペースに配慮している。</p> <p>・ どういうことか分からなかつた。</p> <p>・ 相談受け付けの実績はない。</p>

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対する組織的かつ迅速に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はなかった。 <p>36 子どもや保護者等からの相談や意見に対する組織的かつ迅速に対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・保護者にかかわらず、その日に聞いた意見は、職員で話し合って、後日回答すると伝えている。 業務日誌に必ず記載するようにして、結論を伝えたりどうかも記録している。 苦情対応マニュアルはあるが、相談レベルのマニュアルはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委員会についての掲示し、ご意見箱を設置している。ご意見箱については、子どもに、「何か言いにくいくこと、秘密で伝えたいことが、あれば、紙に書いていてね」と伝えている。 3番目についても面接時のスペースを確保している。 苦情関連のマニュアルはあるが、「定期的な見直し」は行えていない。システムを作ったが、見直しえきれない。第三者委員の確認がら、しつかりできている状況といつてよいのか。
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている			
① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	<p>特に意見はなかった。</p> <p>37 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、何かがあれば連絡し合うという関係ではあるが、マニュアルは準備していない。 防災訓練の際、避難場所は年に1回確認するようになっている。 不審者情報については、学校と確認し合うようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒヤリハットのフォーマットに基づき記入し、毎月集計を行い評価している。事例をみつつ予防に努めている。
② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	<p>特に意見はなかった。</p> <p>38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルの中に、感染症の内容も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者は特に置いていない。文書等を利用して職員会議で発表している。 やはり勉強会などと思うが、「周知する場を設けている」とすれば分かりやすい。また、「開催する」との記載があるが、大規模の研修を単独で行う印象を受ける。 知識を職員間で確認するということ。
③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	<p>特に意見はなかった。</p> <p>39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> BCPは法人単位で策定しており、個別の施設単位でも策定し始めている。クラブは、次年度に策定予定である。BCPが含まれていても、違和感はない。 学校が休校の場合の対応（窓ガラスが割れた等）については、教育委員会と連携している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの安否確認の方法は決められている。連絡をとる保護者も決められているが、「全ての職員」となると、非常勤職員全てが綱羅し、常勤職員と同等の対応をとれるか、というと自信がない。 一番下は、保護者ときちんと話をしているわけではないが、引き渡しをする人がくるまで預かることは決まっており、保護者にも伝えている。

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している			
① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	<ul style="list-style-type: none"> 「文書化」「標準的な実施方法」という表現がハードルを高くしているのではないか。 具体的に「標準的な実施方法」が何を指すのかがわかりにくい。 <p>40 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1人1人に応援シート（冰山モデル）がある。クラブの専門部会もあり、研修を行っている。 毎日支援日誌を記載しており、必要に応じて、今後の対応をミーティング時に話し合うようになっている。 発達段階に応じた支援については、マニュアルにも記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育理念文書を元に職員に周知徹底している。 保育理念については都度改定を行っているが、今回保育理念の改定を行った。 内部で点検・評価を行っている。法人内の他のクラブからも全体を見て標準化を進めている。 放課後指導員（有資格者）が、事務局マネージャーとなっている。現場に入ることもあるが、固定せずフリーな立場で各クラブをみていく。
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	<ul style="list-style-type: none"> 「文書化」「標準的な実施方法」という表現がハードルを高くしているのではないか。 具体的に「標準的な実施方法」が何を指すのかがわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体のサービスマニュアルや危機対応マニュアルは、エリアマネージャー（5名）で構成される会議体で見直しを行っている。 <p>41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> そろそろ見直さないといけないタイミングで見直しをしているため、定期的とはいえないのではないか。運営指針ができる5年経ち、見直さないと行けないと考えた。3年かかったが見直している。保護者も参画して見直しを行った。 時期、定期的となると、毎年などでないと書きづらい。回答の際に気になる部分となる。 社会状況に応じて、適宜、となれば良いかもしない。
(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。			
① 育成支援の計画を適切に策定している。			
② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。			
③ 放課後児童クラブの運営方針が明確に示されている。			

	A 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。			
① 44 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	<ul style="list-style-type: none"> 「記録要領」の作成まではいっていない。ただ、差異が生じないように、という点は研修などを通して取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人でフォーマットを作っている。 職員が委員である記録の専門研究部会が立ち上がり、業務日誌等の改善を検討しており、職員が書きやすいようなフォーマットになつている。 実際に、いつ起こったのかが分かりやすい。 電話ベースのものまで記載しているが、記録の時間が確保されているため、そこまで大変ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価しやすかつた。土台としておいていたものである。
② 45 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見はななかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> おたよりには、写真や個人名は入れないようにしている。どうしても入れたいときはほやかして撮載するようにしている。 支援日誌は手書きであるが、おたよりは PC で作成しており、USBは使っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 当法人参加の学童クラブは、各施設に施設責任者を置いているので、自分で判断することができるが、一般的な学童クラブでは、支援員が複数配置されているケースもあり、その場合は回答が難しいかもしない。 施設内のリーダーを責任者と位置づけ回答を依頼すればよいか。 保護者には、入会のしおりをつかって、個人情報保護に周知している。

A-1 育成支援	A 放課後児童クラブ	B 放課後児童クラブ	C 放課後児童クラブ	D 放課後児童クラブ
A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備	<p>・ 還和感はなかつた。</p> <p>A1 A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。</p>	<p>・ 以前は連絡帳を使っていたが、やはり保護者にとつて負担であつた。より負担の少ないアプリ等を活用している。一番情報をもらいやすいやり方のほうがよいと思つた。</p> <p>・ クラブのパソコンで一括管理している。連絡欄もそれで行つている。</p> <p>・ 学校も同様のアプリ（まちこみ）を活用している。</p>	<p>・ 体調が悪くなつたときは、食事を用意するスペースにマットを敷いて横になつてもらっている。広いスペースは確保できていない。専用の場所としては、ロッカー、靴箱、パレットケースがある。（子どもたちが帰ってきたとき、「おかえりなさい」と声かけをして、子どもの状況を把握しているかという質問に対し、）ひとりずつ声をかけ、体調などを確認している。気になることがあれば、職員間で情報共有している。</p>	<p>・ ○は付けやすかつたが、気になるところがあつたので「b」とした。施設の性格上トイレの共有は致し方ないと考えている。子どもがトイレに行く際は、職員へトイレに行くことを伝えてから行くよう指導しており、安全・安心な場になるよう心掛けている。</p>
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援		<p>・ 「心情に配慮して」について、指導という言葉よりも、共に歩むといふ「寄り添つて」という表現がよい。</p> <p>A2 A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。</p>	<p>・ 還和感はなかつた。</p> <p>・ 「心情に配慮して」について、指導といふ言葉よりも、共に歩むといふ「寄り添つて」という表現がよい。</p> <p>・ 「配慮」と認識する。「子どもの気持ちに寄り添つて」のほうがしつくりくる。「配慮」とすると、加配といったイメージになる。</p> <p>・ 留意点について、「子どもが放課後児童クラブに通えない場合」が、その理由について分からぬ部分があった。また、評価の着眼点には「入所当初等」という表現があるのも混乱する。 ⇒評価の着眼点、留意点により詳細に記載する必要がある。</p> <p>・ 「入所当初等」とあると、4月な</p>	<p>・ 子どもに対しては、ひとつ行動をとることに理解できるよう、わかりやすく伝えていくようにしている。不安を感じている姿を見れば、それに寄り添つている。</p> <p>・ 4月当初は不安で泣いていたり来るのを渋っていたり子どもも、時間が経てば通うことが当然、という姿勢になる。</p> <p>・ 子どもの様子は、連絡帳や保護者の迎えの際の連絡で共有している。</p> <p>・ 夏休み前など生活が変わったタイミングは、言葉だけでなくタイムスケジュールを書いて、子どもが見てわかるようにしている。また、そうちタイミングではその都度子どもに伝えるようにしている。</p>

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
	どを想定してしまって、途中で通えなくなつた場合の対応などを想定しない。	このような形の回答（「報連相の徹底」）でよいのかわからなかつた。 ⇒対応のマニュアル等がみせてもらえるとよい。体制、仕組みなどがあるかといった点が確認できることよい。	出席確認は、顔を見て行うので、子どものその日の様子や心理状態を知ることも出来ることため重要。	文章に關して、違和感を覚えた部分はない。
A3	このよだれの回答（「報連相の徹底」）でよいのかわからなかつた。 ⇒対応のマニュアル等がみせてもらえるとよい。体制、仕組みなどがあるかといった点が確認できることよい。	3つ目の評価の着眼点に、単に「対応している」だけではなく、「仕組み・体制があるか」などを盛り込めるといい。	登室率がわかるような資料を確認できるといい。ただし、利用率については、共通評価基準の経営状況の把握のところに記載ができるよい。（現状の「着眼点」のなかに登室率の話があるが、それは移行したほうがよい。A-1-(2)は利用率の話（=経営の話）なのか、安全管理の話なのかが分からぬ。内容評価では、後者に絞つたほうがよい。	A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。
A-1-(3)	子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援	違和感はなかった。	保護者への報告は直接行ってい る。	子どもの中でも、クラブの生活に 対して不満がしたり、遊びのルールがうまくいかないことがある。きちんととしたルールになつていいものもあるので、まずは子どもたちにどうすればよいかを投げかけて、出てきた意見を大人がまとめ、方向を決めるという形をとっている。頭ごなしにルールを押し付けることはしていない。
A4	A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持つて主体的に過ごせるように援助している。			遊びの場面だけでなく、生活の場面でも不満がすることが多い。勉強中の導線は子どもが混乱しないよう工夫している。

A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
		<p>強したいのに遊びに使われている、など。話し合いにより、子どもの中で納得できるようになっている。</p> <p>レイアウトは、時間によつて区切ることもあれば、スペースで区切ることもある。今はこのスペースは勉強で使うので、この時間は静かにする、ということを子どもたち自身で気にすることができるようになる。</p> <p>(子どもが主体的に過ごし方を考えるようにするために、工夫していることについて)みんながやっているから自分もやらなければ、という考え方にならないよう、いくつか選択できるように、遊びの選択肢を用意したり、～～はしてはいけない、ということはいわないうようにしている。自分たちで選べるようにしている。</p>	<p>1年生から6年生まで在籍しているが、それぞれの子どもの意見を尊重している。</p> <p>外に行くときは、職員もついていく必要があるので、外遊の時間を決めて、なるべく全員で外に出るようにしている。大体としては全員で行動するが、その中で何をするかは選べるようにしている。</p>
		<p>違和感はなかった。</p> <p>A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。</p>	<p>子ども一人ひとり違うので、対応が異なる。同じ言葉でも伝わり方が違う。毎日試行錯誤が必要という認識である。</p> <p>A5</p>
			<p>外から帰った際の手洗いがい、おやつ前の手洗いがい、汚れた服の着替えなどについて、声がけをしている。</p> <p>2番目は、おやつを食べる際の座る場所は、班を作つてテーブルの周りに座ることを子どもと確認している。それで子どもを落ちさせている。</p>

A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
			<p>の約束事など。</p> <p>それ以外にも、子どもたち自身から提案があつたものもある。「いいじめ、わるぐちはせつたいダメ」「ものをあげたり、こうかんしない」など。青い用紙は当然のルール、黄色い用紙はクラブ独自のルール、ピンクの用紙は子どもたちで決めたルール。歓迎会のときに、どんな結束があつたらよいか、を開きながら作っている。</p> <p>役割分担としては、おやつ当番と本当番がある。おやつ当番はおやつの時間に挨拶をする係、本当番は本が乱雑にならないようにする係。例年は行事の企画をする係もつくっているが、今年は行事がなくなってしまったので、係は設けていない。分担させてあげると子ども自身も楽しめる。</p>
		<p>違和感はなかつた。</p> <p>1~6 年生までが同じ場所で生活しているので、それぞれに応じた主体的な遊びの援助ができない。高学年になると思春期になるので、関わり方については異なる。高学年の居場所づくりが気になつている点である。</p> <p>高学年の子どもへのフォローができるばとを考えている。</p> <p>A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びができるように援助している。</p>	<p>⑤と似た内容という印象を受けた。</p> <p>3 年生になると外に関心が向く中で、ここ（学童内）に留めるのが難しい。学童内でどう過ごしてもらうか、自由に学童から出られるわけではない。やりたいことと実際の矛盾がある。</p> <p>クラブとしてのルールと、子どもの主体性との折り合いが難しい。学年が上がるほど頭著になる。高学年が喜ぶ遊具が必要である。</p> <p>1 日の中で学習の時間帯を設けている。このテーブルでは宿題をして良いと言う環境を整備している。</p> <p>今後は、高学年を受け入れることもあり、空間を分ける工夫をしたいと思っている。</p>

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
A7	<p>配慮ではなく、寄り添うという話になっている。</p> <p>いじめ、よりもトラブルのほうが多いのではないか。</p> <p>「生じないよう」とあるが、生じたほうが良い時もあると思う。生じた際にどのような対応をするのが大切である。保護者への連絡する、連携するというものがなるとよい。</p> <p>トラブルが生じた際には対処しているかどうかを確認できることよい。</p> <p>「豊かに」がないほうがスムーズに入つてくる。</p> <p>「いじめ」ということは権利侵害だと認識すれば、権利擁護のところに記載したほうがよいのではないか。</p> <p>3つの評価の着眼点について、保護者との関係性に関する評価項目を設けるとよい。</p> <p>「家庭を巻き込んだ」という点が重要だと思うので、その点を記載できるとよい。保護者同士の話もあるとよい。子どもだけで解決できる問題ではないので、保護者同士のつながりの話も確認できるとよい。</p> <p>A-1-(3)-④子ども同士の関係を豊かににつくりだせるように援助している。</p>	<p>先生とのコミュニケーションについて、子どもの様子について連絡してくれる人もいる。一方で、全ての先生がそのような対応といふわけではない。</p> <p>子どもでも、自分の声が言える子とそうでない子がいるので、対応が異なる。</p> <p>トラブルが生じた際には対処しているかどうかを確認できることよい。</p> <p>「豊かに」がないほうがスムーズに入つてくる。</p> <p>「いじめ」ということは権利侵害だと認識すれば、権利擁護のところに記載したほうがよいのではないか。</p> <p>3つの評価の着眼点について、保護者との関係性に関する評価項目を設けるとよい。</p> <p>「家庭を巻き込んだ」という点が重要だと思うので、その点を記載できるとよい。保護者同士の話もあるとよい。子どもだけで解決できる問題ではないので、保護者同士のつながりの話も確認できるとよい。</p> <p>A-1-(3)-⑤子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。</p>	<p>支援員が、遊びに加わるなどして側面的に関わり支援している。また、ほかほか言葉・ひえひえ言葉などを考えてもらい、トラブルの原因を理解しやすくしている。</p> <p>何かが起きた場合は、何が原因だったのか、どういうことを考えられるような声かけをしている。興奮しているときは難しいので、少し時間をおいて声をかけるようにしている。</p> <p>トラブルが起きた際の介入は、なるべく早めに話を聞くようにしている。トラブルを見過ごしてもあまりいいことはない。</p> <p>(協力して適切に」という部分の、具体的な内容について)職員同士で協力し、気をつけるポイントを共有して見守るようにしている。</p>	<p>喧嘩の時には、子どもの話を聞いて、どう折り合いを付けるか。低学年なので、自分の過ちに気がつくこと、自分が嫌な思いをしたことを相手に伝えるようにしている。</p> <p>楽しい遊びとなるように職員が誘導し、援助はしているが、「豊かに」の部分で、十分できているか。</p> <p>子どもが攻撃的になることもある。子どもがしていることが、どういうことなのかを理解することが大事。自分が嫌なことをされたことを人に話してはいけないことを分かってもらう。</p> <p>連絡帳などを活用し保護者から連絡をもらおうようにしており、声を早い段階で拾うことにより早期対応している。まだまだ、大人が入らないと子どもの気持ちが見えない部分がある。</p>
A8			<p>「援助している」については、「できるようにしている」という表現でもよいのではないか。</p> <p>A-1-(3)-⑥子どもが安心出来る信頼関係作成から始める。</p>	<p>お誕生日会については、毎回流れが同じなので、子どもの意見を取り入れてイベントやゲームをするなどしている。司会も子どもが担当する。</p> <p>小さい場面だが、誕生日会にみんなでお祝いしていたが、どんな会にしたいかを3年生主体で考えてもらったり、イベントの企画をしてもらったりしている。</p> <p>毎年12月に「お楽しみ会」を行っているが、企画は「こども実行委員会(対象年齢不問)」を中心に行っている。大人が場を設定し、気持ちがある子どもが参加で</p>

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援	<p>・順番の入れ替え（事務局案）で違和感はない、それが以外に違和感はなかつた。</p> <p>A9 A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、可能な限り受入れに努めている。</p>	<p>・エレベーターがないことが課題。将来的には考えていきたい。 施設の体制が整えば受け入れた方が、市の予算は厳しいためどのようになるかは分からない。</p> <p>A10 A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。</p>	<p>・特になし。項目通りに実施している。</p> <p>・現在、障がいのある子どもたちを行っていないため、過去の取組で記載した。</p> <p>・学童クラブの基本は一緒に生活することが土台であることから、一緒に生活をすることが出来るようになる。</p> <p>・過去に受け入れた特別支援学校の子どもに対しては加配の職員で対応した。年度初めに、保護者に話をしてもらう、手紙を書いてもらうなどして、他の子どもへの説明等を行い子どもたちの受け入れは丁寧に行つた。</p>	<p>・現在、障がいのある子どもたちを行っていないため、過去の取組で記載した。</p> <p>・学童クラブの基本は一緒に生活することが土台であることから、一緒に生活をすることが出来るようになる。</p> <p>・過去に受け入れた特別支援学校の子どもに対しては加配の職員で対応した。年度初めに、保護者に話をしてもらう、手紙を書いても</p>

A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
	<p>るためには認定が必要であるが、その部分の保護者の理解醸成も課題。</p> <p>A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。</p> <p>A11</p>	<p>特に違和感なかった。</p> <p>連携はしているがより改善の余地あり。学校側からは放課後児童クラブがハイフになつてほしいという期待があり、児相につなげたケースがある。学校との連携は非常に重要であると認識している。</p> <p>学校は集団生活や学習の場であるが、放課後児童クラブは個別や生活に関することなので、学校とは異なる視点でその子に必要なものを考えられる。そしてそれを保護者に伝えられるというのが強み。</p>	<p>いうことは伝えている。</p> <p>学校以外から来ている子どもはない。</p> <p>年になし。項目通りに実施している。</p> <p>気になる家庭については、学校や法人、他の機関に相談することもある。</p> <p>子どもを守ると同時に、保護者とも話ができる関係にしたいと考えており、たくさんコミュニケーションがとれるような姿勢で話すことをこころがけている。</p> <p>今年度、通告に該当するケースはない。</p> <p>要保護児童対策地域協議会への参加は、クラブ長が放課後児童クラブ代表として参加している。児童館は別途代表がいる。</p>
			<p>A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供</p> <p>A-1-(5)-① 放課後の時間帯に栄養面や活力から必要とされるおやつを適切に提供している。</p> <p>A12</p>
			<p>手作り系は出していたが、以前に比べて少なくなっている。指導員がもう少しいれば対応できるかもしれないが、消毒などをより一層気遣うなかで手作りおやつを実施することは難しい。</p> <p>食べ終わったらマスクをしておしゃべりするというのが定着しきっている。ただ、すこしゆとりとした雰囲気ではなくなりきっている。</p> <p>1年生から6年生までいるため、身体の大きさが異なる子どもによって多少の量の差はついている。</p> <p>スベースの関係上、「ゆつたり」ということは難しい。</p> <p>楽しい雰囲気で過ごすことはできている。</p> <p>家庭でしつかり食事がとれない子どももいるので、ある程度おかをを満たせることを意識している。栄養面への考慮は、保育所などが楽しめるものを意識している。自分の分を食べ終えた後、声がけをし、お代わりを希望する子どもに対してはお代わりを認めてい る。</p> <p>ゆつたりとした雰囲気づくりのために、座って食べる、挨拶してから食べるなどしている。落ちていた環境・気持ちでテーブルに着いて食べるようにしている。</p> <p>団らんのような雰囲気を作ろう</p>

A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
<p>※指定管理は行政の方針に従うしかないので、おやつを出さないと行政が示すとクラブがおやつをだしたくても出せない。その場合にCがついてしまうのはつらい。その点も留意事項に記載できるといい。</p> <p>「子どもの状態にあわせて提供の仕方を工夫している」という表現のほうがよい。また、留意点についてもその辺を記載しておくといい。</p> <p>(リクエストおやつであれば、子どもが食べてもらえる等があるといい)</p>	<p>「アナフィラキシーへの対応」等については、現場としては重視している。非常に気をつかっている。学校の給食で出てしまつても対応しなくてはいけない。命を守る現場として、文言を追加いただいたほうがよい。評価の着眼点の5個目について、「～緊急対応のマニュアル(アナフィラキシーへの対応含む)」としたほうがよい。</p> <p>学校との連携についても記載したほうがよい。関係機関と連携して対応しているかどうかを確認できることよい。評価の着眼点に盛り込めるとよい。</p>	<p>マニュアルは作成していない。アレルギーへの対応ではない。アレルギーにおける子どもの対しては、除去食がある場合はそれを確認して提供する。</p> <p>先日、学校給食で呼吸器にアレルギーが出て搬送された子どもがいた。原因は不明だが、食後の運動により説明されたのではないか、ということだった。そのため、その子どもについてはおやつを先に食べて、30分ほど室内で過ごしてから外出する、ということにしている。</p> <p>食物アレルギーではない、といわれているので対応が難しい。</p> <p>アレルギーの対応に関するDVDがあり、定期的に見て確認するようになっている。</p> <p>おやつの栄養面まで求められるのは難しい。カロリーは計算しているが、栄養面というとハードルが高い。</p> <p>手作りがよいという想いはあるが、そこまで手が回らない。1日の流れが手作りをやる・やらないで変わってくる。</p>	<p>としている。「とにかく食べる」ではない食を楽しむ環境を作っている。</p> <p>アレルギーがある子どもはいない。</p> <p>エビペントレーナーで使い方を確認し、ミニュレーションをしていつ入会してきても良い状態にしている。</p> <p>食物アレルギーの子どもに対しては、除去食がある場合はそれを確認して提供する。</p> <p>先日、学校給食で呼吸器にアレルギーが出て搬送された子どもがいた。原因は不明だが、食後の運動により説明されたのではないか、ということだった。そのため、その子どもについてはおやつを先に食べて、30分ほど室内で過ごしてから外出する、ということにしている。</p> <p>食物アレルギーではない、といわれているので対応が難しい。</p> <p>アレルギーの対応に関するDVDがあり、定期的に見て確認するようになっている。</p> <p>おやつの栄養面まで求められるのは難しい。カロリーは計算しているが、栄養面というとハードルが高い。</p> <p>手作りがよいという想いはあるが、そこまで手が回らない。1日の流れが手作りをやる・やらないで変わってくる。</p>
<p>A-1-(5)-② おやつや食事提供時の食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するための対応を行っている。</p> <p>A13</p>			<p>(エビペンの研修について)研修時間と中身の工夫が重要だとす</p>

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
	ると、「栄養面」という表現は見直しが必要か。「工夫しているかどうか」という点を見えるようにしたほうがよい。	評価の着眼点の1つ目について、事故防止は削除したほうがよい。「食中毒のための点検項目を定めている」とする。	食中毒に関する対応として、爪切りや手洗い・消毒など基本的なことはできている。一方で、夏場など食中毒ミーティングで職員間の意識合わせをしていて、また、保健所や消防などと協力して、事故対応等について研修を受けている。一方で、勉強した内容を実践できるかは不安とされている。	食中毒発生時の対応についても夏休みはお弁当を持参してもらっている。家庭に対し、保冷剤を入れるなどをお願いしている。
A14		A-1-(5)-③ おやつや食事に関する衛生管理を適切に行ってい。	事故防止と食中毒をわけることには確かにそうしたほうがよいかもしれない。	点検項目としては、手洗い、食器処理、テーブル清掃などの項目がマニュアルで定められている。点検表があり、月に1度点検している。
A-1-(6) 安全と衛生の確保	点検者は定めていない。点検している人がチェックしている。なので、毎回点検者が変わるので、特定の人人に定まっていない。点検者は当日の出勤者である、という点では定めている。また、確認者(責任者)は決められている。都度の点検者なのか、最終点検者なのか、点検責任者なのかが明確にしたほうがよい。あるいは点検者自体が重要ではなく、点検したかを確認することが大切である。その点ではなく、点検者が誰かを評価するのではなく、しっかりと点検しているかを確認できるとい。点検項目や点検頻度を定めて、記録に残しているか等を評価できるとよい。上記の対応をする場合は、評価の着眼点の3つ目・4つ目は統合できる。	項目検討シートは作成して、定期的にチェックしている。気になる点は担当課に連絡するが、学校設施であるため教育委員会経由になると時間がかかる。そのため日に最初に出勤した職員がチェックする。後者は、クラブ長が独自に応急処置するような場合もある。	月に1度、安全点検表でのチェックをしている。	【日】A-1-(1)-③ 子どもの安全や生活の連続性を保障している。基本は迎えに来てもらい、親子で帰ることになっているが、ひとり「地域の中での子どもの行動や環境を把握している」について少しほりにくい。子どもの行動範囲は学童内では外に行つても校庭のなかである。一方で、習い事にいくときには外にいく。その際には外での工事等がどこで行われているのか確認している。
A15	A-1-(6)-①子どもの安全を確保する取組を行っている。		【日】A-1-(1)-③ 子どもの安全や生活の連続性を保障している。	【日】A-1-(1)-③ 子どもの安全や生活の連続性を保障している。

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
	<p>【印】A-1-(1)-(3) 子どもの安全や生活の連続性を保障している。</p> <p>計画・マニュアルは非常にハードルが高い言葉になっている。実際にやっているが、マニュアルに落とし込めていない。</p> <p>安全については、地域や学校との連携によって担保するものであり、流動的なものである。計画・マニュアルが陳腐化する可能性がある。</p> <p>また、1人ひとりの計画・マニュアルとなると難しくなる。この表現だとそのように読めてしまう。</p> <p>クラブ全体として対応方針などを決めているか、等を確認できるといい。</p> <p>学童に入ると同時に、学童までの経路図などは把握・作成し、職員・保護者で共有している。これを計画・マニュアルと捉えてよいのか。</p> <p>こうした経路図等を作成するのは多くのクラブでやっているが、BCPのような計画・マニュアルはほとんどない。</p> <p>「生活と安全の連続性」といったときに、「生活の連続性」なのか、「安全の連続性」なのかが分からぬ。</p>	<p>放課後・休日などにどこに行っているか等を把握しているかを問う項目だという主旨からすると、表現の修正や補足の追加が必要ではないか。</p> <p>子どもの行動は学童の中でだけではなく、地域との関係性は非常に重要と理解しているため、この評価項目自体はよい。</p> <p>【印】A-1-(1)-(3) 子どもの安全や生活の連続性を保障している。</p> <p>マニュアル等は作成していないので、空欄にしている。安全確保については保護者とも確認している。また習い事についても文書で保護者から届出書を提出してもらうなど、子どもの安全は確保している。</p>	<p>放課後おり、それに沿って探すということになつていい。</p> <p>一番下の「地域」の部分については、学童110番に登録し、顔合わせに参加している。地図を学校から配布された際に、学童でも把握しつつ子どもと会話して確認している。地域にも広報誌を配付する等学童クラブがあることを示している。</p>	<p>いてもらつていい。</p> <p>一番下の「地域」の部分については、学童110番に登録し、顔合わせに参加している。地図を学校から配布された際に、学童でも把握しつつ子どもと会話して確認している。地域にも広報誌を配付する等学童クラブがあることを示している。</p>
A16	<p>A-1-(6)-(2) 衛生管理に関する取組を適切に行っている。</p>	<p>AEDについては、危機管理の話ではないか。</p> <p>子どもの衛生に関する意識を高めている、という評価項目名になるとよい。</p> <p>また、着眼点では、施設の環境整備の話が中心になっているので力筆修正が必要ではないか。</p>	<p>どこまできちんとできているかは分からぬ部分がある。</p> <p>(⑩) (A-1-(5)-(2)) は子ども自身の意識への働きかけという話であれば、「子どもとともに」というところを強調できるとよい。</p>	<p>⑪については、⑯と重複するので子どものが衛生に関する意識を高める取り組みをしている趣旨にした方がいいのではないか。</p> <p>「手の洗い方の表示をしている」上二つと下二つが異なつており、二つの側面があるため、ばらつく結果となる。</p>

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
A-2-(1) 保護者との連携	<p>現状としては、保護者との関係性は非常に大きな論点になっている。保護者が単なるサービスとして捉えるのではなく、一緒に作り上げるという姿勢が大切である。</p> <p>現状としては、保護者との関係性は非常に大きな論点になっている。保護者が単なるサービスとして捉えるのではなく、一緒に作り上げるという姿勢が大切である。</p> <p>全体的には、入所説明会や保護者懇談会の場でも何か困っていることがないか確認している。</p> <p>例年、夏・冬・年度末にお楽しみ会を開催しており、そこで保護者の方にも参加してもらっている。ただ、働いている保護者の方なので、協力というよりも招待という形。</p> <p>おやつ代については、保護者が協力的に監査をしてくれている。</p> <p>保護者の交流としては、保護者懇談会でおやつの試食を行っている(今年は中止)。そうしたときは参加者も多いので、横つながりができるとよいかと考え、ゆっくり時間をとっている。</p>	<p>子育ての相談をしやすい雰囲気作りについては、お迎えの際に何か相談があればその都度答えるようにしている。</p> <p>全体的には、入所説明会や保護者懇談会の場でも何か困っていることがないか確認している。</p> <p>例年、夏・冬・年度末にお楽しみ会を開催しており、そこで保護者の方にも参加してもらっている。ただ、働いている保護者の方なので、協力というよりも招待という形。</p> <p>おやつ代については、保護者が協力的に監査をしてくれている。</p> <p>保護者の交流としては、保護者懇談会でおやつの試食を行っている(今年は中止)。そうしたときは参加者も多いので、横つながりができるとよいかと考え、ゆっくり時間をとっている。</p>	<p>子育ての相談をしやすい雰囲気化する。行事がきっかけになると考える保護者と、負担があると考える保護者がいる。これでどうなのかと思ったところ。</p> <p>学童クラブが異学年の保護者が集まるきっかけとなっている。また、保護者が土台となったスポーツチームがある。</p> <p>宿泊キャンプやお祭りを行っており、地域や学校で繋がるきっかけとなればよいと考えている。</p>	<p>利用者満足度調査の結果は二極化する。行事がきっかけになると考える保護者と、負担があると考える保護者がいる。これでどうなのかと思ったところ。</p> <p>学童クラブが異学年の保護者が集まるきっかけとなっている。また、保護者が土台となったスポーツチームがある。</p> <p>宿泊キャンプやお祭りを行っており、地域や学校で繋がるきっかけとなればよいと考えている。</p>
A-2-(1)-① 保護者との協力関係を構築している。				
A-2-(2) 学校との連携	<p>器物破損について、指定管理の場合に区役所の建物なので、区役所と学校の関係の話になる。クラブの状況によって、この評価の着眼点は捉え方がことなる。協議はしないでも、取り決めはしていない場合も多い。また、校長のスタンスによっても異なってくる。\Rightarrow子どもの関係の話が中心の評価項目なので、施設利用の話は評価の着眼点から除いてもよいのではないか。共通評価基準で聞くべき事項である。</p> <p>受け取る保護者の方がどのよう</p> <p>に思っているのか不明のためBにしている。</p> <p>保護者アンケートは実施している。11月～12月に実施している。次年度につなげていくとともに、半分以上ここで生活が続いたなかで、子どものことや運営面、指導員について項目をわけてアンケートを取っている</p>	<p>受け取る保護者の方がどのよう</p> <p>に思っているのか不明のためBにしている。</p> <p>保護者アンケートは実施している。11月～12月に実施している。次年度につなげていくとともに、半分以上ここで生活が続いたなかで、子どものことや運営面、指導員について項目をわけてアンケートを取っている</p>	<p>学校との連携の担当者はクラブ長。ちょっとしたやりとりは他の職員もしている。</p> <p>学校施設の事前協議については、経験がないのでわからない。何かトラブルがあれば事務局が出て協議している。</p> <p>「トイレから先にはいかない」「忘れ物をしたときに廊下からいかない」といったルールについては、長年のルールなので守るようにしていく。</p>	<p>学校とは、文書でのやりとりはしていない。お互いの職業倫理・関係性に基づいており、人が変わった時の危うさがある。特に組織が違うことの理解が危うく別組織であること、個人情報など守るべきことがあるのを示すことが必要だろう。</p> <p>基本的な関係として窓口(学校側:副校長／学童クラブ側:施設管理者)を置いており、その間でやりとりをしている。これが予めの取り決めになっていると思う。</p>
A-2-(2)-① 学校との連携を図り、子ども的生活の連続性を保障している。				

	A放課後児童クラブ	B放課後児童クラブ	C放課後児童クラブ	D放課後児童クラブ
A-3 子どもの権利擁護	はこうしたルールで対応している。 、と伝えるようにしている。	・	・	借用の手続をすれば利用可能。今は空いていれば優先して利用できるが、これも関係性による。 モノを破損した場合には、どちらの管理下で破損したかによって補償すべき側が決まる取り決めされている。

A-3-(1) 子どもの権利擁護	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている ・ 子どもの権利擁護のところに、「いじめ」のところを記載したほうがよいのではないか。</p> <p>現場としても、子どもたちの最善の利益を守るというのではなく、そのまま残してもらつたほうがよい。まとめず、残してもらつたほうがよい。</p> <p>何かあつたときに組織的に対応できる方法(発見した後の通告方法)に関する項目を設けられるとよい。</p> <p>子どもたちに特化した評価項目と、その実現のために職員向けの対応がされているかを確認する評価項目がそれぞれ分かれているといい。</p> <p>対子どもに対しては、「徹底している」とよりも、「働きかけている」ほうがよい。</p> <p>A-3-(1)-② 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている ・ 保護者や校長に確認をしつつ、担任の先生と適宜連絡をとっている。</p> <p>まずは校長先生が窓口になる。教頭先生が運営委員に入っているので、学校の学童への理解はある。話しやすい関係になっている。</p> <p>「徹底されている」とあるが、どのように子どもが受け取っているかは分からない。やつてもやつても満足をしてはいけないと考えていたり組んでいる。</p> <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>研修での学びをミーティング等で共有・確認している。</p> <p>自己評価チェックシートのようなものを活用している。</p> <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>法人として職員向けアンケートを実施しており、その中で職場倫理に則った対応ができるか、ということを聞いている。</p> <p>自分と向き合ってどうだったかを考える時間をとる機会になつている。</p> <p>【日】A-3-(1)-② 子どもに対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>②は指導員の倫理的な部分であり、②は権利の意識の話であり、一色添にせず別にしたまうが分かりやすい。</p>	<p>借用の手続をすれば利用可能。今は空いていれば優先して利用できるが、これも関係性による。 モノを破損した場合には、どちらの管理下で破損したかによって補償すべき側が決まる取り決められている。</p> <p>【日】A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている ・ 精神論では守のが</p>
------------------	--	---	--

(3) 受審促進等 議事概要一覧

①受審促進に向けて

【A放課後児童クラブ】

- ・ チェックしてもらえることで事業運営が良くなるという成果・課題がみえると有難い。より良いサービスが提供できるための仕組みであるという点を示すことが必要。
- ・ 第三者評価は事業運営の質向上のための1つのツールである点を示していく必要がある(受審すること自体が目的ではない点が伝わるとよい)。第三者評価を契機にして、何かできていなかったことをできるようにする(ブレークスルーに使う)ことが大切。(例:指定管理を受けているケースで、本来クラブとしてやりたかったことで、役所が乗り気ではなかったものがあった場合に、「第三者機関に言われたので」ということをきっかけに現状を前に進める等)
- ・ 評価というよりは仕組みである点を見せられるとよい。現状の状態を明らかにする。それを第三者がやることによって説明力が高まる。
- ・ 施設長も第三者評価の受審は準備などが大変であるが、やる意味は非常にある。準備自体は大変であるが、振り返る契機にはなる。3~5年に1回受審することは大切だと思う。
- ・ 行政の予算として第三者評価に対してお金をつけていく必要がある。施設側の負担はないといよい。
- ・ 評価されることが「信用」につながる仕組みがあるとよい(例:保育のシール)

【B放課後児童クラブ】

- ・ 自分たちのクラブについて中にいると気づかない部分がある。前向きに捉えてお受けするというのを考えてみた。自分たちのクラブが良くなっていくと捉えていく必要がある。自分で気づかない部分を教えてもらえるというPRの仕方がある。
- ・ 運営指針ができたときに、基本になるものがなかった。研修のみで基本になるものがなかった。画期的だというのはあったが、運営指針が難しすぎるというのがあった。理解するのに非常にハードルが高かったというのがあった。運営指針をかみ砕いて理解できるきっかけになるというアピールがあるとよい。指導員は子どもの為という想いがある。子どものために学童保育をよくしていくための一つの手法という位置づけがあるとよい。保護者向けにも第三者評価の意義をアピールするというのがあるとよい。
- ・ 保護者会の運営は保護者である。何かの意思決定は保護者会役員に諮っていか必要がある。
- ・ クラブをよくしていくためには評価は必要である。
- ・ 「時間を割いて」とあると躊躇してしまう。
- ・ 市区町村の担当課などが協力してもらえると時間をつくるような動きを取ることができる。通常の学校がある日のほうがよい。チェックシートに記入する必要がある

ので、2か月位みてもらえるとよい。行事を並行してやっていくと難しい。

- ・人手不足のところの受審は難しくなる。子どももいると、保育を外れて対応することが必要になり、受診が難しくなる。広い学童でないと難しくなってしまう。拘束時間なども考えてしまう。
- ・保護者会運営だと、利用料と補助金だけなので、費用の面での課題はある。
- ・話を頂いてから、保護者会にも相談して受審するかを決める必要がある。

【C放課後児童クラブ】

- ・費用の問題がある。
- ・第三者評価は振り返りになる。定期的に受けさせたいと思うが、費用面がハードルとなる。
- ・自治体から何らかの補助があると受けやすい。
- ・評価をされる、ということを気にしてしまう。それが嫌で受けないというところもある。
- ・点数付けをするためではなく、法人にとって利用者により快適に利用してもらうためにやるもの、施設をよくする必要があると感じる。
- ・第三者評価を実施する人材については、差が大きいと感じる。基準が甘い評価者と、厳しい評価者がいる。厳しければよいというものでもない。
- ・厳しすぎる評価を受けて、落ち込んでしまったりモチベーションが下がるということもあった。
- ・逆に甘すぎるとそれはそれでよくない。
- ・どこにお願いするかはいつも悩んでいる。
- ・受けられるのであれば、1クラブあたり5年に一回。

【D放課後児童クラブ】

- ・「評価」として項目が整理されていると、何をどういう視点で振りかえれば良いのかがわかる。項目に沿って振り返ることで気付く場面もあり、必要なことである。
- ・事業を継続していくことについて、自分にも自信・根拠がない項目には回答の搖らぎがでる。次の事業の実践につなげることが重要。
- ・外部からの評価については、他の放課後児童クラブとの違いがあってもよいが、その部分を外部から見て、一般論から評価されることは重要だと思う。
- ・自己評価を行いつつ、改善し、外部評価は中期計画にあわせ3年に1回でどうか。
- ・「共通評価基準」と「内容評価基準」を統合してはどうか。
- ・当法人の方針は、「必要な費用は生み出す」「やるべきことはやる」だが、行政側からの補助があると、ありがたい。
- ・結果が公開されることについては問題ない。すべての結果が非公開になるのは望ましくない。

②利用者調査について

【A放課後児童クラブ】

- ・ 利用者調査は、現在も実施している。子ども向け調査では、支援員が補助せずに子ども1人で回答してもらっている（簡単な選択式・記述式）。自分の意見を表明するという点で、意義がある（子どもの権利として参加してもらう）。保護者だけだと、要望だけになってしまう。
- ・ 子どもがその時の気分で回答してしまうという現実はあるが、それは仕方がないこと。マイナスの評価になったとしても、現状を把握するということを重視すべき。現状を把握できるチャンスと前向きに捉える必要がある。子ども向けにアンケートを取ること自体がマイナスにはならない。

【B放課後児童クラブ】

- ・ 保護者向けのアンケートは年1回の頻度で実施している。
- ・ 子ども向けのアンケートについては実施していない。
- ・ 自分の意見を言う・アンケートを書いてもらうこと自体はそこまでハードルは高くない。
- ・ クラブの生活のなかで思っていることを教えてほしいという質問については、子どもでも自分で回答できるのではないか。

【C放課後児童クラブ】

- ・ 子どもと保護者それぞれのアンケートを年に1回実施している。
- ・ アンケートのフォーマットは決められており、毎年同じ項目を聞くことで、経年比較できるようになっている。
- ・ 回答方法は、家庭で記載し、封を閉じ、提出してもらっている。
- ・ 子どもの対象は、小学1年生から6年生であり、回答できない場合は、保護者に付き添ってもらい、回答してもらっている。

【D放課後児童クラブ】

- ・ 子どもの満足度調査は行っていない。子どもからは本や用具の希望が出している。
- ・ 子どもへの満足度調査については、以前、ニーズ調査をしたことはあるが、子どもは、その時の気分で回答が変わる。調査を行うタイミングも難しく、子どもは学童で遊びたいので、面倒くさがってしまう。
- ・ 保護者に利用者調査を行った際に、「子どもが楽しんでいるか」を聞く項目を入れた時は、子どもとそうした項目について話したり、保護者から子どもに質問したりといった家庭があった。
- ・ 低学年への調査に関しては保護者の支援等、子どもが回答できる環境を作ることが必要となる。

- ・ 子どもへの調査を実施する場合、保護者の許諾を取る必要がある。
- ・ 参画の部分は難しいが、保護者への利用者調査への回答だけで十分である。

③自己評価との連動について

【B放課後児童クラブ】

- ・ 自己評価は職員の意識づけのためにも必要であり、自己評価の必要性は認識している。自己評価は中の評価であり、第三者評価は外の目で確認する。自分たちに見えないものを見ていくというのがある。
- ・ 自己評価は年に1回程度で実施している。
- ・ 職員が出来ていないかもしれないという思いを、第三者評価で確認していく（できている、というのを第三者から確認してもらう）ということが大切あり、それをPR出来るとよい。第三者評価というとプレッシャーを感じる部分でもあり、リラックスして受けられるようなものがよい。
- ・ 評価者側のコントロールについても重要である。

【C放課後児童クラブ】

- ・ 自己評価に関する資料が少ない。
- ・ クラブの振り返りにもつながる。

④共通評価基準全体として

【C放課後児童クラブ】

- ・ 運営主体なのか法人なのか、どちらの立場で答えるべきなのがわかりづらい。どちらが主体かがわかれれば、現場としては分担して回答しやすい。
- ・ ボリュームは多い。共通項目45項目は、実際にやってみると意外に多いと感じた。
- ・ 業務を振り返るという意味では、足りないところ、改善点が見えてきた。
- ・ 評価について、A以外をつけているのは答えづらいと感じた部分。話をしていく、そういった解釈であれば○になる、と思った部分もあった。

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究

令和3年（2021年）3月

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

電話番号 03-6733-1005